

鹿児島県奄美市

史跡小湊フワガネク遺跡

保存活用計画書

二〇二〇年

奄美市教育委員会

奄美市文化財叢書九

史跡小湊フワガネク遺跡 保存活用計画書

2020

奄美市教育委員会

史跡小湊フワガネク遺跡全景



(城 康弘氏撮影)

南西諸島を代表する古墳時代並行期の貝製品生産遺跡

— 亜熱帯の自然の恩恵を受けた美しい貝製品生産の歴史を体感し、伝えていくまち小湊 —

史跡小湊フワガネク遺跡出土夜光貝匙



(奄美市教育委員会撮影)

南西諸島を代表する古墳時代並行期の貝製品生産遺跡

—亜熱帯の自然の恩恵を受けた美しい貝製品生産の歴史を体感し、伝えていくまち小湊—

序 文

小湊集落は、喜界島を臨む東海岸に面し、海岸沿いに発達した砂丘地に営まれています。その砂丘地の北側には、シマウタに「ソテツぬキョラさや古見金久」と唄われているように、ソテツの植栽が美しい畑地が広がっています。この畑地の地下から、小湊フワガネク遺跡が発見されたのは、平成8年度のことでした。

遺跡からは、6～7世紀頃を中心に、夜光貝匙をはじめとする貝製品が豊富に出土して、加工途上のものも多数含まれていたことから、貝製品を集中的に製作していた生産拠点であることが明らかになりました。当時の奄美大島の様子を知ることができる貴重な遺跡として、小湊フワガネク遺跡は平成22年8月に国の史跡に指定されました。また、その出土品も学術的に重要であるとして、平成28年8月には、出土品1,898点が、国の重要文化財に指定されました。

奄美市教育委員会では、小湊フワガネク遺跡を未来に継承し、その学術的価値を普及させ、活用していくために、地元住民や学識経験者等による「小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会」を設置し、平成30年度、令和元年度の2年間、史跡の保存活用計画の策定に取り組んでまいりました。

この計画策定を受けて、史跡が地域の誇りとなるように、そして史跡を訪れたみなさんに感動していただけるように、社会教育や学校教育における活用をさらに進めてまいります。さらに、集落のにぎわいを生み出す地域資源として、史跡が地域と人の交流の場となりますよう、みなさまのご協力をいただきながら取り組んでまいります。

最後になりましたが、今回の保存活用計画の策定にあたり、ご指導賜りました「小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会」委員の皆様方に御礼申し上げます。特に本書刊行まで重ねてご来島いただき、ご指導を賜りました池田榮史先生・赤司善彦先生・木方十根先生・羽田麻美先生の専門委員の先生方、文化庁文化財第二課、鹿児島県教育庁文化財課の先生方に厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

奄美市教育委員会
教育長 要田 憲雄

例 言

1. 『史跡小湊フワガネク遺跡保存活用計画書』は、鹿児島県奄美市名瀬大字小湊に所在する国指定史跡小湊フワガネク遺跡における史跡の恒久的な保存活用を持続的に維持するため、その具体的方法を示した計画書である。
2. 「小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定事業」は、平成30年度・令和元年度に文化庁の史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金を受けて、奄美市が実施したものである。
3. 「小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定事業」の実施に際して、「小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会」（委員長：琉球大学国際地域創造学部教授・池田榮史氏）を設置して、奄美市教育委員会文化財課が事務局を務めた。
4. 「小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会」の運営、協議並びに本書の作成に際しては、文化庁文化財第二課及び鹿児島県教育庁文化財課の指導・助言をいただいた。
5. 本書は、「小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会」の会議をふまえて、事務局がとりまとめたものである。その執筆・編集は、高梨 修（博物館長兼課長補佐兼係長）が中心に行い、喜友名正弥（主事）、平城達哉（主事）が補佐した。各章の執筆分担については、下記のとおりである。

第1章・第3章・第4章・第6章・第7章・第8章	～ 高梨 修
第2章第1節1・2(1)(5)・3・4・5, 第2節～第5節	～ 高梨 修
第2章第1節2(2)	～ 高梨 修・羽田 麻美
第2章第1節2(3)(4)	～ 平城 達哉・高梨 修
第6章	～ 喜友名正弥・高梨 修

6. 本書の作成に際して、次の機関・個人のご指導・ご協力をいただいた。ここに記して、御礼申し上げる。

小湊町内会・小湊婦人会・奄美看護福祉専門学校・奄美市立小湊小学校・奄美市立大川小中学校・奄美市立崎原小中学校・高 美喜男（奄美市文化財保護審議会委員）・西 真弘（奄美マンガースバスターズ）

7. なお、本計画は、令和2年（2020）年4月1日より発効し、今後の追加指定や史跡の活用・整備状況等を思量しながら、おおむね10年毎に見直しを行うものとする。

目 次

序 文

第1章 保存活用計画策定の目的	1
第1節 保存活用計画策定の経緯・目的	1
第2節 保存活用計画策定委員会の設置	1
1 委員会の設置	
2 委員会の組織	
3 委員会の経過	
(1) 小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会	
(2) 地域懇談会・パブリックコメント	
(3) 自然環境調査・生業関係調査	
第3節 保存活用計画の位置づけ	5
第2章 史跡小湊フワガネク遺跡の基本情報	8
第1節 遺跡の周辺環境	8
1 地理的環境	
(1) 奄美市	
(2) 古見方地区	
(3) 小湊集落	
2 自然的環境	
(1) 気候	
(2) 地形・地質	
(3) 植生	
(4) 動物	
(5) ヤコウガイ（夜光貝）	
3 歴史的環境	
(1) 時代区分	
(2) 先史	
(3) 中世	
(4) 琉球国統治時代以降	
(5) 古地図にみる小湊	
4 文化・経済	
(1) 交通・交流	
(2) 生業活動	
(3) 伝統的行事	
(4) 観光	
5 文化財	
(1) 周辺文化財群	
(2) 伝統的農業景観	
第2節 文化財指定に至る経緯・経過	48
1 史跡	
2 重要文化財	
3 指定の状況	
(1) 史跡	
(2) 重要文化財	

第3節 小湊フワガネク遺跡の発掘調査	54
1 遺跡の立地	
2 発掘調査の経過と実施箇所	
(1) 確認調査	
(2) 緊急調査	
(3) 範囲確認調査	
3 遺跡の変遷	
4 古墳時代後期並行期の発掘調査成果	
(1) 遺構	
(2) 遺物	
(3) 自然遺物	
(4) 遺跡の特徴	
第4節 指定地の状況	70
1 史跡の指定範囲	
2 史跡の土地所有状況	
3 史跡の土地利用状況	
 第3章 史跡の本質的価値	73
 第1節 史跡の本質的価値	73
1 夜光貝匙等をはじめとする貝製品の集中的製作が行われた生産遺跡	
2 6～7世紀における生業や食料等の暮らしがわかる遺構・遺物に恵まれた遺跡	
3 6～7世紀の奄美社会を解明する遺跡	
4 南方物産のひとつとしてのヤコウガイ交易の様子をうかがわせる遺跡	
第2節 史跡の構成要素	74
 第4章 史跡の保存活用をめぐる現状と課題	76
 第1節 保存における現状と課題	76
1 保存の現状	
2 保存の課題	
第2節 活用における現状と課題	77
1 活用の現状	
2 活用の課題	
第3節 整備における現状と課題	81
1 整備の現状	
2 整備の課題	
第4節 運営体制における現状と課題	81
1 運営体制の現状	
2 運営体制の課題	
 第5章 史跡の保存活用における基本方針	84
 第1節 大綱	84
第2節 基本方針	84
 第6章 史跡の保存	86
 第1節 保存の方向性	86
第2節 保存の方法	87
1 保存計画区域の対象範囲	
2 地区区分	

3	各地区の現況	
4	日常管理	
5	現状変更等の取扱方針及び基準	
	(1) 現状変更等の取扱方針	
	(2) 現状変更の法的根拠	
	(3) 現状変更に伴う許可申請区分	
	(4) 現状変更の取扱基準	
第3節	追加指定	98
第4節	公有化	98
第7章	史跡の活用	99
第1節	活用の方向性	99
第2節	活用の方法	99
1	社会教育における活用	
	(1) 史跡の周遊見学順路の設定	
	(2) 史跡に対するガイドンス	
	(3) 講演会・講座・体験学習等の開催	
	(4) 史跡の周辺文化財群の一体的位置づけ	
	(5) 史跡の情報発信	
2	学校教育における活用	
	(1) 史跡を教材とした地域学習プログラムの開発・活用	
	(2) 史跡を教材とした歴史学習プログラムの開発・活用	
	(3) 体験学習の推進	
3	地域振興における活用	
	(1) 史跡を活かした小湊集落周遊ルート of 策定	
	(2) 史跡を活かしたイベント開催	
	(3) 小湊集落で行われている自然観察会との連動	
	(4) 史跡に関わる地域資源のブランディングと情報発信	
	(5) 史跡一帯の畑地における伝統的農業景観の保全と活用	
4	観光振興における活用	
第8章	史跡の整備	111
第1節	整備の方向性	111
第2節	整備の方法	111
1	保存のための整備	
	(1) 休耕地における繁茂樹木に対する対策	
	(2) 農道の整備による通行環境の向上	
	(3) 砂丘地形の保全	
2	活用のための整備	
	(1) 現地見学におけるガイドンス機能の充実	
	(2) 現地見学を円滑に進めるための公共施設の整備	
	(3) 史跡の価値を伝えるガイドンス施設の整備	
	(4) 史跡に至る誘導情報の充実	
第3節	整備のための発掘調査	112
第9章	史跡の保存活用に係る運営体制	114
第1節	運営体制	114
第2節	経過観察	115
1	経過観察の方法	

2 観察指標の設定

第10章 実施計画 117

第1節 短期計画（令和2～6年度） 117

- 1 保存
- 2 活用
- 3 整備

第2節 中期計画（令和7～11年度） 118

- 1 保存
- 2 活用
- 3 整備

第3節 長期計画（令和12～16年度） 120

- 1 保存
- 2 活用
- 3 整備

付 編

- 1 小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱
- 2 パブリックコメント抄録

第1章 保存活用計画策定の目的

第1節 保存活用計画策定の経緯・目的

史跡小湊フワガネク遺跡は、鹿児島県奄美市名瀬大字小湊の海岸砂丘上に位置する古墳時代並行期（6～7世紀）の遺跡である。南西諸島特有の大型貝類を中心に貝製品の製作加工が行われた生産遺跡であり、南西諸島において稀有の遺跡である。

史跡指定地を含む一帯の畑地は、緩やかに休耕地が増加する状況にある。これらの畑地については、休耕地の増加に伴い、草木の繁茂による景観の荒廃も認められるようになり、史跡の恒久的保存管理を図る観点から影響も懸念されている。耕作者や地権者、さらには関係機関等において、現状変更等に対する基準の周知・共有等の必要が生じている。

また当該地域一帯の畑地には、土地境界にソテツが連続して植栽され、耕作地の区画を示すとともに、食糧難の時代には救荒食としてソテツの澱粉利用が図られ、耕作にもソテツの多角的利用が行われる等、奄美群島特有の伝統的農業景観が形成されている。当該景観についても、かねてから保全の必要性が指摘されていたが、平成29年度から「奄美市景観計画」の策定が進められていて、その計画とも整合的に保全を図る必要が生じている。

史跡に対する課題が浮かび上がる一方、啓発普及活動の進展に伴い、史跡に対する期待感も、小湊集落をはじめ、近隣の「奄美看護福祉専門学校」「奄美市立小湊小学校」「奄美市立大川小中学校」「奄美市立崎原小中学校」等でも高まり続け、史跡の活用・整備を要望、期待する声が多数寄せられている。そうした史跡をめぐる課題や期待感の高まりを受けて、奄美市教育委員会では、史跡を未来に向けて恒久的に保存し、適切な管理を行いながら次世代に継承し、その価値を伝えていくため、「史跡保存活用計画」について事業化し、奄美市の施策として計画を策定し、推進していくものである。

第2節 保存活用計画策定委員会の設置

1 委員会の設置

史跡小湊フワガネク遺跡の保存管理及び活用整備の基本方針となる保存活用計画について幅広く議論し、その計画を策定するため、「史跡小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱」に基づき、平成31年2月7日に、以下に示す「小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会」を設置した。

2 委員会の組織

「小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会」は、学識経験者の専門委員，地元委員，奄美市役所庁内委員，事務局（奄美市教育委員会）で構成されている。

委員構成は、「専門委員」として学識経験者による奄美群島における学術的調査研究の実績を所有されている4人，「地元委員」として小湊町内会会長（集落区長），奄美看護福祉専門学校教頭，奄美市文化財保護審議会会長の3人，「庁内委員」として奄美市役所の商工観光部長，農林水産部長，建設部長の3人に出席していただき，合計10人から成る。

「指導機関」として，文化庁文化財第二課及び鹿児島県教育庁文化財課にも出席していただいた。

「事務局」は，奄美市教育委員会事務局である。本事業の担当課である文化財課が事務局を担当した。

平成30年度委員名簿

区分	氏名	所属・職名・専門分野		備考
専門委員	池田 榮史	琉球大学国際地域創造学部 教授	考古学	
	赤司 善彦	大野城心のふるさと館 館長	考古学	
	木方 十根	鹿児島大学大学院理工学研究科 教授	文化的景観	
	羽田 麻美	琉球大学国際地域創造学部 准教授	自然地理	
地元委員	東郷 武	小湊町内会 会長		
	木元浩一郎	奄美看護福祉専門学校 教頭		
	山下 茂一	奄美市文化財保護審議会 会長		
奄美市役所 庁内委員	武下 義広	奄美市商工観光部 部長		
	山下 仁司	奄美市農政部 部長		
	本山 末男	奄美市建設部 部長		
指導機関	浅野 啓介	文化庁文化財第二課 文化財調査官		
	森 幸一郎	鹿児島県教育庁文化財課埋蔵文化財係 文化財主事		
事務局 (奄美市 教育委員会)	要田 憲雄	奄美市教育委員会 教育長		
	山田 春輝	奄美市教育委員会 事務局長		
	久 伸博	奄美市教育委員会 文化財課長		
	高梨 修	奄美市教育委員会文化財課 博物館長兼課長補佐兼係長		事業担当
	山下 和	奄美市教育委員会文化財課 主事		
	平城 達哉	奄美市教育委員会文化財課 主事		
	喜友名正弥	奄美市教育委員会文化財課 主事		事業担当

平成31年度・令和元年度委員名簿

区分	氏名	所属・職名・専門分野		備考
専門委員	池田 榮史	琉球大学国際地域創造学部 教授	考古学	
	赤司 善彦	大野城心のふるさと館 館長	考古学	
	木方 十根	鹿児島大学大学院理工学研究科 教授	文化的景観	
	羽田 麻美	琉球大学国際地域創造学部 准教授	自然地理	

地元委員	東郷 武	小湊町内会 会長	
	馬籠 勝裕	奄美看護福祉専門学校 教頭	
	山下 茂一	奄美市文化財保護審議会 会長	
奄美市役所 庁内委員	武下 義広	奄美市商工観光部 部長	
	山下 仁司	奄美市農林水産部 部長	
	橋口 義仁	奄美市建設部 部長	
指導機関	浅野 啓介	文化庁文化財第二課 文化財調査官	
	森 幸一郎	鹿児島県教育庁文化財課埋蔵文化財係 文化財主事	
事務局 (奄美市 教育委員会)	要田 憲雄	奄美市教育委員会 教育長	
	福長 敏文	奄美市教育委員会 教育部長	
	久 伸博	奄美市教育委員会 文化財政策調整監兼文化財課長	
	高梨 修	奄美市教育委員会文化財課 博物館長兼課長補佐兼係長	事業担当
	山下 和	奄美市教育委員会文化財課 主事	
	平城 達哉	奄美市教育委員会文化財課 主事	
	喜友名正弥	奄美市教育委員会文化財課 主事	事業担当

3 委員会の経過

(1) 小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会

「小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会」による会議は、通算4回開催され、以下の事項について意見交換や議論を重ねた。



図1 保存活用計画策定委員会による現地視察



図2 第4回保存活用計画策定委員会の様子

	開催期日	協議事項	計画書該当部分
1	平成31年2月7日	自然環境調査（砂丘地形調査）報告 小湊フワガネク遺跡の現状把握について	第1章～第4章
2	令和元年7月30日	小湊フワガネク遺跡の本質的価値・保存管理について	第5章～第6章
3	令和元年10月30日	小湊フワガネク遺跡の活用整備及び計画案全般について	第7章～第10章
4	令和2年1月28日	自然環境調査（砂丘地形調査）報告 『小湊フワガネク遺跡保存活用計画書（案）』について	全章

表1 小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会の開催

(2) 地域懇談会・パブリックコメント

また、この間に、史跡小湊フワガネク遺跡の保存管理及び活用整備の基本方針となる保存活用計画について、史跡が所在する小湊集落の地域住民、教育機関等と共有するため、地域懇談会を通算13回開催し、意見・課題・要望等をうかがうことができた。

あわせて、本史跡の保存活用計画について、市民から広く意見を聴取し、計画策定の参考とするため、令和元年12月28日から令和2年1月26日までパブリックコメントを実施し、令和2年1月24日には小湊町内会でパブリックコメント募集に伴う住民説明会も開催した。22人から7件の意見が寄せられた。

	開催期日	対象	概要	人数
1	令和元年8月20日	小湊町内会	小湊フワガネク遺跡の現状と課題等について、地元住民と意見交換を実施	25名
2	令和元年9月26日	小湊婦人会	小湊フワガネク遺跡の現状と課題等について、地元住民と意見交換を実施	8名
3	令和元年10月4日	小湊八月踊り保存会	小湊フワガネク遺跡の現状と課題等について、地元住民と意見交換を実施	20名
4	令和元年10月9日	奄美看護福祉専門学校	小湊フワガネク遺跡の現状と課題等について、教員・学校職員と意見交換を実施	3名
5	令和元年11月21日	奄美市立大川小中学校	小湊フワガネク遺跡の現状と課題、要望等について、教員と意見交換を実施	1名
6	令和元年11月21日	奄美市立崎原小中学校	小湊フワガネク遺跡の現状と課題、要望等について、教員と意見交換を実施	2名
7	令和元年11月22日	奄美看護福祉専門学校	小湊フワガネク遺跡に対する要望や期待等について、教員と意見交換等を実施	1名
8	令和元年11月22日	小湊町内会住民①	小湊フワガネク遺跡に対する要望や期待等について、地元住民と意見交換等を実施	1名
9	令和元年11月22日	小湊町内会住民②	小湊フワガネク遺跡に対する要望や期待等について、地元住民と意見交換等を実施	1名
10	令和元年11月26日	小湊婦人会	小湊フワガネク遺跡に対する要望や期待等について、地元住民と意見交換等を実施	5名
11	令和元年11月27日	小湊町内会住民③	小湊フワガネク遺跡に対する要望や期待等について、地元住民と意見交換等を実施	1名
12	令和元年11月28日	小湊町内会住民④	小湊フワガネク遺跡に対する要望や期待等について、地元住民と意見交換等を実施	1名
13	令和元年12月4日	奄美市立小湊小学校	小湊フワガネク遺跡の現状と課題、要望等について、教員と意見交換を実施	2名

表2 地域懇談会の開催

(3) 自然環境調査・生業関係調査

史跡小湊フワガネク遺跡が所在する砂丘地について、過去の調査研究だけでは情報が十分ではない地形、植生、生物分布等の自然環境調査や生業関係調査も、この間に実施した。

	調査期日	調査内容	調査実施者
1	平成31年3月22日	史跡が所在する海浜の植生分布調査	高美喜男（奄美市文化財保護審議会委員） 平城達哉（奄美市教育委員会文化財課）
2	平成31年3月25日	史跡が所在する砂丘前方斜面の植生分布調査	高美喜男（奄美市文化財保護審議会委員） 平城達哉（奄美市教育委員会文化財課）
3	平成31年3月26日	史跡が所在する砂丘後方斜面の植生分布調査	高美喜男（奄美市文化財保護審議会委員） 平城達哉（奄美市教育委員会文化財課）

4	平成 31 年 3 月 25 日 ～3 月 27 日	①奄美市笠利町大字用・笠利・宇宿, ②奄美市名瀬大字小湊・奄美市住用町大字城・瀬戸内町大字嘉徳, ③奄美市名瀬大字小湊・龍郷町大字安木場・奄美市笠利町大字宇宿の砂丘地形調査	羽田麻美 (琉球大学国際地域創造学部准教授) 高梨 修 (奄美市教育委員会文化財課)
5	令和元年 7 月 15 日	史跡周辺の畑地で栽培されている農作物の聞き取り調査 40 代女性	喜友名正弥 (奄美市教育委員会文化財課)
6	令和元年 11 月 16 日	史跡周辺の畑地で栽培されている農作物の聞き取り調査 40 代女性	喜友名正弥 (奄美市教育委員会文化財課)
7	令和元年 12 月 2 日	史跡が所在する砂丘地の哺乳類・両生類・爬虫類・昆虫の生息分布確認 (聞き取り調査)	西 真弘 (奄美マングースバスターズ) 平城達哉 (奄美市教育委員会文化財課)
8	令和元年 12 月 2 日	史跡が所在する砂丘地の鳥類の生息分布確認 (聞き取り調査)	高美喜男 (奄美市文化財保護審議会委員) 平城達哉 (奄美市教育委員会文化財課)
9	令和元年 12 月 11 日 ～12 月 13 日	①奄美市笠利町大字万屋・万屋グスク遺跡・宇宿貝塚・城間トフル墓, ②奄美市住用町大字城・城サモト遺跡・城カネクダ遺跡・瀬戸内町大字嘉鉄・阿木名・節子・網野子, ③奄美市名瀬大字小湊・宇宿貝塚の砂丘地形調査	羽田麻美 (琉球大学国際地域創造学部准教授) 喜友名正弥 (奄美市教育委員会文化財課)
10	令和元年 12 月 14 日	史跡周辺の畑地で栽培されている農作物の聞き取り調査 70 代・80 代・90 代女性, 60 代・80 代男性	喜友名正弥 (奄美市教育委員会文化財課)
11	令和元年 12 月 15 日	農作物の方言呼称に関する聞き取り調査 79 歳・80 歳女性, 86 歳男性	喜友名正弥 (奄美市教育委員会文化財課)
12	令和元年 12 月 20 日	漁労活動, 貝類の方言呼称に関する聞き取り調査 87 歳女性	喜友名正弥 (奄美市教育委員会文化財課)
13	令和 2 年 1 月 30 日	史跡が所在する砂丘地耕作地部分の植生分布調査	高美喜男 (奄美市文化財保護審議会委員) 平城達哉 (奄美市教育委員会文化財課)

表 3 自然環境調査・生業関係調査の実施

第 3 節 保存活用計画の位置づけ

奄美市では、暮らしやすいまちづくりを実現するために、「地域に誇りを持てるまちづくり」、「人づくりを中心とするまちづくり」、「また訪れてみたくなるまちづくり」、「自然と共生するまちづくり」の 4 つの基本理念を掲げ、将来都市像「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷～太陽の恵みのもとで、ゆったりとくらす人々が、自然の声を伝えていくまち～」を目指す「基本構想」を定めている（計画期間：10 年間）。

そうしたまちづくりを進めていくため、中期的な施策の体系を、以下の 5 群に整理した「基本計画」がまとめられている（計画期間：5 年間）。

さらに「基本計画」で体系化した施策について、奄美市が目指すまちづくりの将来像に向けて計画的かつ効率的に実施するものとして、重点的、優先的に取り組む必要事業を示した「実施計画」がまとめられている（計画期間：毎年度ローリング）。

以上の奄美市における長期・中期的な施策体系は、市政運営の指針となる「奄美市総合計画」として定められ、現在、平成 28 年度（2016）から令和 2 年度（2020）に至る「後期計画」5 年間で進められている。

本計画は、この「奄美市総合計画」における「実施計画」の一端を担う個別部門計画であり、「奄美市総合計画」における理念をふまえて史跡の保存管理や活用を進めていこうとするものである。

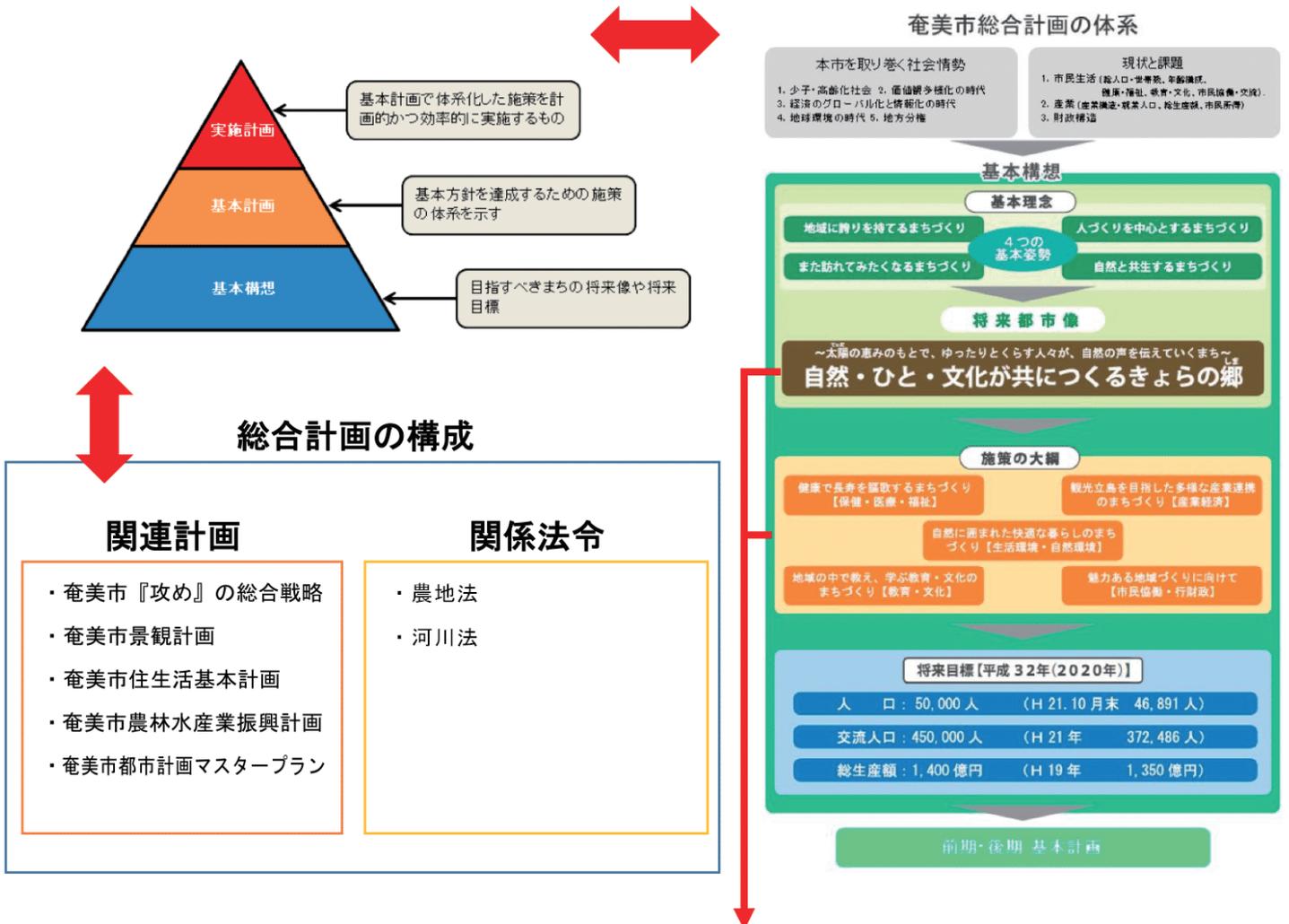
また「奄美市総合計画」における施策群は、「しあわせの島」を目指す観点から相互補完的に膨らませた「奄美市『攻め』の総合戦略」として整理が行われている。本計画は、その基本目標Ⅳに位置づけられるものである。

施策の分野	内 容	キーワード
保健・医療・福祉	[施策の大綱] 健康で長寿を謳歌するまちづくり	健康
	海・川・山に囲まれた豊かな自然環境を活かし、地域住民や市民の心身の健康を保つ空間として、憩いの場、安らぎの場を創出する。	
産業経済	[施策の大綱] 観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくり	観光
	調査研究を重ねながら、史跡の本質的価値を一層引き出し、ここでしか見ることができない唯一無二の存在に高め、観光資源として育てていく。	
生活環境・自然環境	[施策の大綱] 自然に囲まれた快適な暮らしのまちづくり	環境
	史跡の保存環境と地域住民の生活環境・景観の調和と保全を図りながら、史跡があるまちにおける良好な住環境の創出を図る。	
教育・文化	[施策の大綱] 地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり	教育
	史跡の価値を損なわないよう恒久的保存を図り、自然の恵みを受けながら営まれていた暮らしを体感、学習できる知的空間として活用・整備していく。また隣接する教育機関と連携し、郷土教育の教材として育てていく。	
市民協働・行財政	[施策の大綱] 魅力ある地域づくりに向けて	協働
	史跡の保存・活用・整備は、持続可能なものとし、行政や研究者だけではなく、積極的な地域住民や市民の参加を促し、市民協働の意識の醸成を目指す。	

表4 「奄美市総合計画」施策の大綱における史跡の保存・活用・整備の考え方

基本目標Ⅰ	経済的に自立した島
基本目標Ⅱ	子育てに適した島
基本目標Ⅲ	皆が知恵を出し実行する島
基本目標Ⅳ	豊かな自然と伝統を守る島
	奄美大島にしかない動物や植物をはじめとする貴重な自然を次世代に受け継ぐことは世界の人々から奄美の人々に託された使命です。 また、豊かな自然と歴史が育んできた伝統文化は、奄美のオリジナリティ（独自性）であり、経済的に自立した島になるための重要な資源です。この資源を次世代まで受け継ぐため、市民一人ひとりがこの豊かな自然と伝統を守る島を目指します。

表5 「奄美市『攻め』の総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）」の基本目標



奄美市教育委員会基本方針

地域に根ざしたふるさと教育 ～あまみの子どもたちを光に～

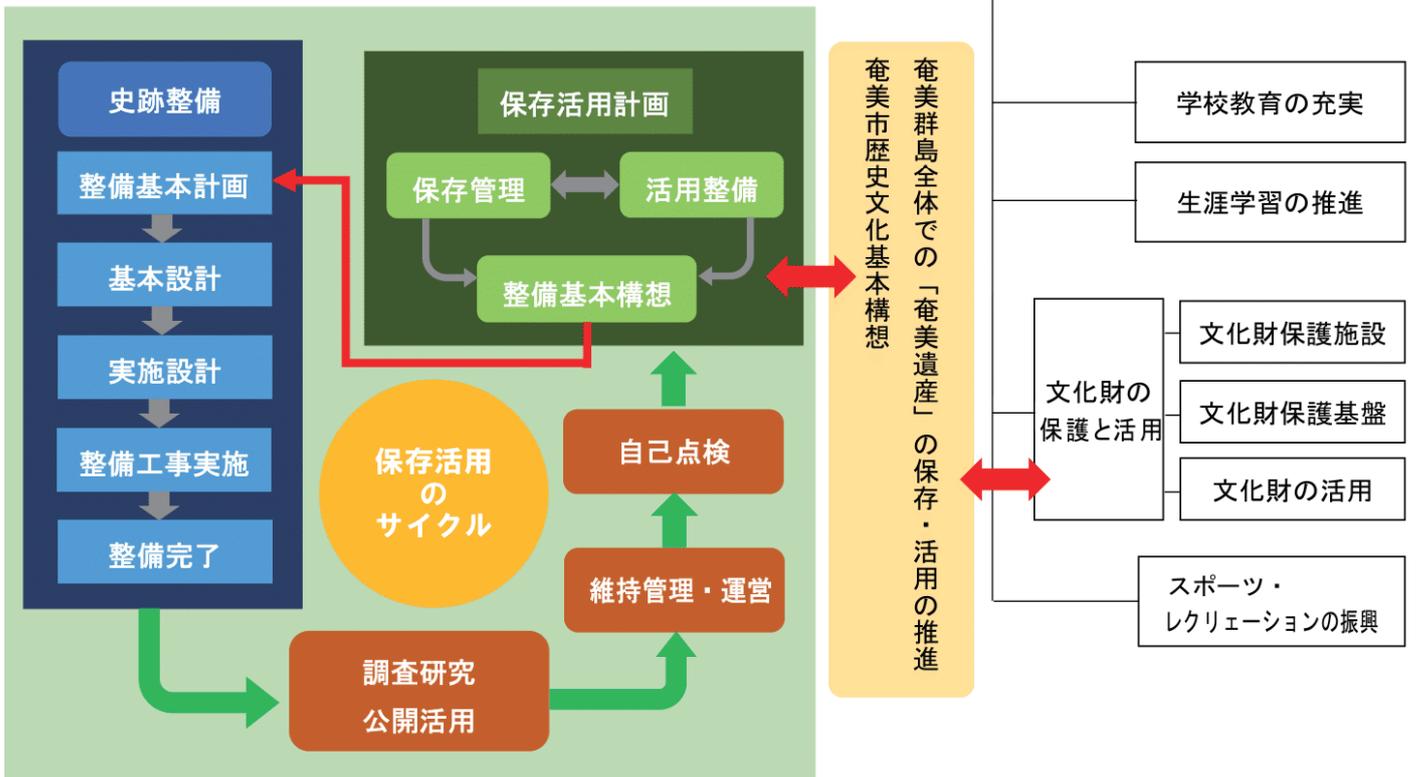


図3 「奄美市総合計画」施策の大綱における史跡保存活用計画の位置づけ

第2章 史跡小湊フワガネク遺跡の基本情報

第1節 遺跡の周辺環境

1 地理的環境

(1) 奄美市

奄美市は、平成18年(2006)3月20日、笠利町・名瀬市・住用町の3市町村が合併して誕生した自治体である。人口は、令和2年(2020)1月31日時点で43,222人を数える奄美群島最大の自治体であり、その中心市街地である名瀬の街は、行政や経済活動の中心的な機能や役割を持つ。

奄美市は、旧自治体の行政区域を踏襲して奄美市笠利町、奄美市名瀬、奄美市住用町の3地区に大別されている。

奄美大島の北半部(龍郷町を除く)に位置する奄美市の地勢は、南北の相違が著しい様相を呈している。北側から南側に目を転じながら、奄美市の地勢と集落を別表にまとめておく(表6)。

(2) 古見方地区

小湊フワガネク遺跡が所在する小湊集落は、「古^こ見^み方^{ほう}」と呼ばれる地区の奄美大島東海岸に面している。古見方地区は、大川(指定延長距離では奄美大島最長)が貫流する広い谷地の沖積地を中心とする地区で、小湊・名瀬勝・前勝・西仲勝・西田・伊津^こぶが^みち^はら^の8集落が営まれている。

「古見方」の名称は、奄美大島の行政統治をめぐる歴史に由来するものである。その来歴については、本節3でも後述するが、琉球国統治時代に七間切に区分されていた奄美大島の行政区画において、当該



図4 奄美大島の位置



図5 奄美市管内図

地区	地勢	集落
奄美市 笠利町	東海岸と西海岸で地勢の相違が著しい。東海岸は台地、西海岸は低い山地が展開する。河川は、小型河川がほとんどであるが、山地が多い西海岸には中型河川もある。 東海岸では平坦地に集落が隣接して営まれるが、西海岸では山地で囲まれた沖積地に集落が営まれ、隣接する集落と山地で隔てられる。東海岸は、サンゴ礁が発達している。	東海岸は、用・笠利（1区・2区・3区）・辺留・須野・崎原・土盛・宇宿・城間・万屋・和野・節田・平・土浜・用安の16集落から成る。 西海岸は、佐仁（1区・2区）・屋仁・川上・赤木名（外金久・中金久・里）・手花部・前肥田・打田原・喜瀬（1区・2区・3区）の13集落から成る。
奄美市 名瀬	ほとんどが山地で占められ、中型河川・大型河川が複数貫流する。谷地の狭い沖積平野を中心に居住空間が形成され、歴史的な行政区分をふまえた「古見方」「上方」「下方」「市街地」の4地区に分けられている。 また主要河川についても、奄美大島の主要二級河川の標高順位10河川中、住用川・役勝川・川内川の3河川が住用町を貫流している。	東海岸に位置する「古見方地区」は、小湊・名瀬勝・前勝・西仲勝・西田・伊津部勝・朝戸・崎原の8集落から成る。 西海岸に位置する「上方地区」は大熊・浦上・有屋・仲勝・有良・芦花部の6集落、「下方地区」は朝仁・小宿・里・福里・知名瀬・根瀬部の6集落から成る。 「市街地地区」も西海岸に位置していて、名瀬湾周辺に形成され、もともと金久と伊津部の2集落から成る。
奄美市 住用町	町域のほとんどは急峻な山地で占められ、奄美大島屈指の大型河川が複数貫流する。奄美大島の主要山岳の標高順位では上位6山が住用町に所在し、住用町の急峻な山岳地形がうかがわれる。 また主要河川についても、奄美大島の主要二級河川の距離では上位2河川が住用町を貫流している。谷地の狭い沖積平野を中心に居住空間が形成され、歴史的な行政区分をふまえた「東城地区」「住用地区」の2地区に分けられている。	「東城地区」は、和瀬・城・摺勝・川内・東仲間・見里の6集落から成る。 「住用地区」は、西仲間・石原・役勝・山間・戸玉・市・青久の7集落から成る。 海岸に面して営まれている集落が少ないのも特徴的で、外洋に面している集落は、和瀬・城・青久の3集落のみである。

表6 奄美市笠利町・名瀬・住用町の地勢

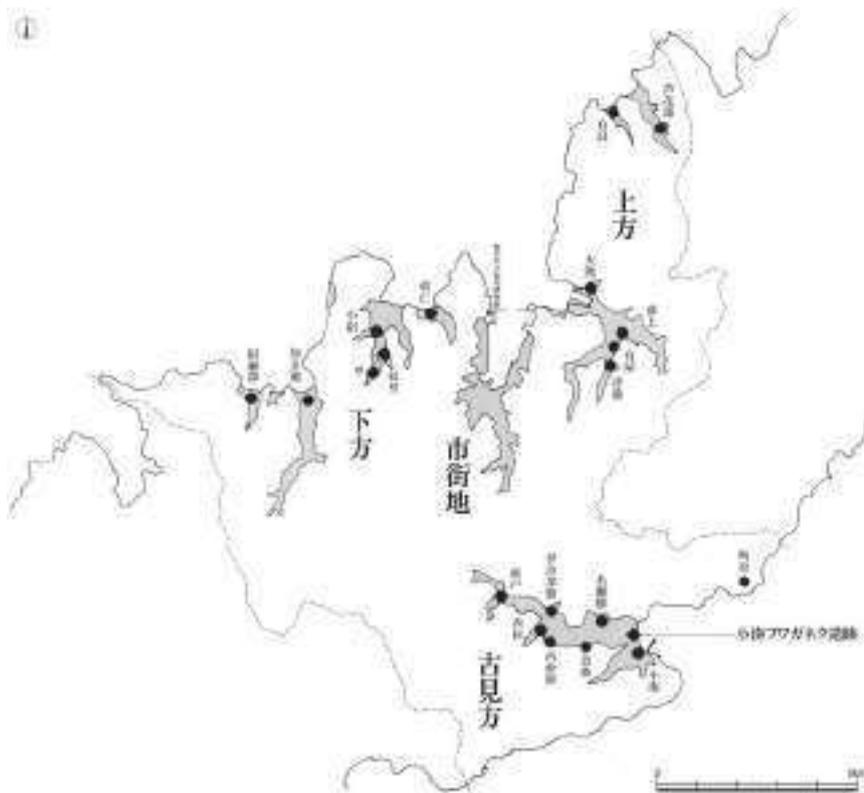


図6 奄美市名瀬の地区区分

地区は「古見間切」に含まれていた。古見間切は、現在の奄美市名瀬の南半地域から龍郷町の南半地域に至る一帯に相当するが、薩摩藩統治時代に「古見方（奄美市名瀬）」と「瀬名方（龍郷町）」に分割されている。その「古見間切古見方」の行政区画が、今日まで地域名称として伝えられている。

（3）小湊集落

小湊集落は、古見方地区で海岸に面して立地する唯一の集落である。好天候時には、東海上に喜界島を望むことができる。

令和2年1月31日時点で、279世帯・人口424人を数え、古見方地区8集落の中で最大規模を誇る。

小湊集落の海岸線には、南北約1kmにわたり大型砂丘が発達し、南半部分は居住地に、北半部分



図7 小湊集落の空間区分

は畑地に利用されている。砂丘の標高は、9m前後を測る。

小湊集落の居住地域は、「ホッパーレ（古晴）」と「フーガネク（大金久）」と呼ばれる空間に区分されている。海側に向かい右側がホッパーレ、左側がフーガネクである。フーガネクは、最近では「オオガネク」と呼ばれている。また集落中央を通る「フーミチ」を境として、海側が「ウーミチ」、山側が「シャーマチ」とも区分される。

これらの空間区分を組み合わせ、ウーミチホッパーレ、シャーマチホッパーレ、ウーミチフーガネク、シャーマチフーガネクの4区分が行われ、かつては集落行事等の活動単位とされていた。

ホッパーレには、「マー」と呼ばれる広場があり、隣接して「アジ屋敷」と呼ばれる住宅がある。ここは小湊集落発祥の場所と伝えられ、以下のような伝承がある。

小湊に人が住んでいない時代、イイマランコラという伊平屋島のアジの兄妹がいへやじま駆け落ちして島外に脱出し、小湊の「イスビラ」の海岸に漂着した。二人は、それぞれ巨石を持ちながら山を登り、山頂で石を置いて、その上から周囲を見渡すと平地が見えたので、その平地で暮らしたという。その平地が「マー」の広場であり、二人が暮らした場所が「アジ屋敷」であり、この兄妹が小湊集落の始まりであると言われている。また山頂には、「島建て石」と呼ばれる巨石が二つ実在している。



図8 小湊集落全景（城 康弘氏撮影）

2 自然的環境

(1) 気候

奄美群島は、北緯 27～28 度に位置していて、世界的には中緯度乾燥帯に当たり、砂漠化している地域が多い。しかし、奄美群島は、日本列島で沖縄諸島・先島諸島、小笠原諸島とともに「亜熱帯環流」内に位置している地域であり、その外縁部分を貫流する黒潮とモンスーン（大気循環）の影響により、中緯度乾燥帯には稀な亜熱帯湿潤気候なのである。

奄美市名瀬の年平均気温は 21.6℃と温暖で、鹿児島市に比べて 3.0℃高い。年平均降水量は 2,837.7mm で東京の約二倍の降雨がある。梅雨時期の 5・6 月、台風時期の 8・9・10 月は降水量が多く、さらに 11 月から 4 月も月平均降水量が 150mm を超える日本有数の多雨地域である。年間におけるおおよその季節区分としては、春（3・4 月）、初夏（5・6 月）、夏（7・8 月）、秋（9・10 月）、晩秋（11 月）、冬（12・1・2 月）となる。

(2) 地形・地質

古見方地区は、山地に立地している崎原集落を除けば、朝戸・西田・伊津部勝・西仲勝・前勝・名瀬勝・小湊の 7 集落が谷地の沖積地に営まれている。谷地に広がる沖積地は、大川が運搬する土砂により形成されたものである。

古見方地区の谷地は、左右を頁岩・砂岩を主体する山地に挟まれ、海岸部分は沖積地を塞ぐように約 1km にわたり砂丘が発達している。奄美大島でも屈指の規模の大型砂丘である。

この砂丘は、完新世新砂丘（約 2,000～3,000 年前以後に形成された砂丘）と理解されているもので、弥生時代並行期以降の遺跡が連綿と分布している。小湊フワガネク遺跡もこの砂丘上に位置している。当該砂丘の背後には、「タチグチシュタ（立口汐田）」「ナーシュタ（中汐田）」「シャーシュタ（下汐田）」等の汽水域を意味するシュタ（汐田）系地名が分布していて、かつては後背湿地が存在していた様子がわかる。

また当該砂丘の背後に、もう一列、砂丘が存在する。この砂丘は、完新世古砂丘（約 6,000～7,000

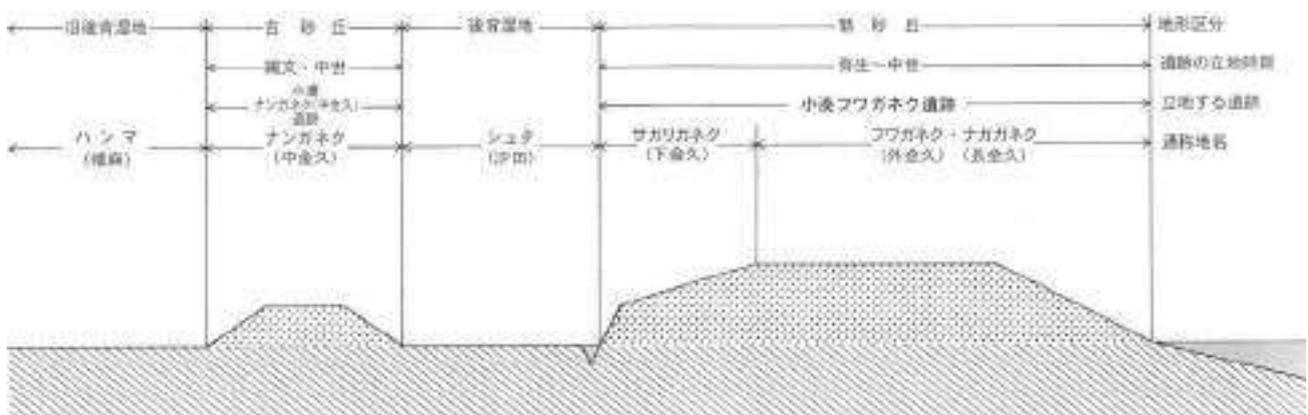


図 9 小湊集落の海岸地形断面（模式図）



図 10 小湊地区における海岸線の変化（羽田作成）



図 11 砂サンプルの採取地点

年前より以前に形成されている砂丘)と理解されているもので、縄文時代後期・晩期頃および中世の遺跡が分布している。小字地名で「ナンガネク(中金久)」「ユガネク(横金久)」等の砂地を意味するカネク系地名が分布していて、土地改良事業が行われて畑地が広がる「ユガネク(横金久)」に、かつては砂丘が存在していた様子がわかる。

小湊フワガネク遺跡は、砂丘に所在しているので、砂丘保全の観点から、その形成要因や地形的特徴の理解を深めておく必要もある。そのため、羽田麻美委員(自然地理)と砂丘地形を中心とする自然環境調査を実施した。その調査報告の概要は、以下のとおりである。

史跡が所在する砂丘の海岸線は、国土地理院のウェブ地図「地理院地図」を基に、撮影年代が異なる国土地理院の空撮写真を比較して



図12 砂サンプル採取の様子（大川中流域）

みるならば、著しい変化が生じている様子がわかる（図10）。

昭和53年（1978）の航空写真では、海岸線が大川河口に位置する「鯨松」のあたりに形成されているが、「地理院地図」に示された最新の航空写真では大川河口部分まで後退している。約40年間で、50m前後に及ぶ海岸線の後退がある様子がわかる。こうした海岸の侵食をもたらす一因として、大川により海まで運搬される土砂が密接に関係

しているのではないかと考えられる。

砂丘形成要因の理解の一環として、砂丘砂の起源を確認するため、2回の調査で、小湊フワガネク遺跡周辺14地点、奄美大島の海岸砂丘発達地（奄美市笠利町・住用町、瀬戸内町）14地点の合計28地点から表層1m以内の深度で砂サンプルを採取し（図11）、構成砂の組成・粒径等の比較分析をした。

その結果、サンゴ礁起源の海砂に対して、小湊フワガネク遺跡が所在する砂丘の砂は、海砂も若干含んでいるが、大川・山田川流域の砂に類似したものが主体を占めていたため（図13・図14）、大川・山田川から供給された川砂主体の混合砂と理解できそうである。

一方、新砂丘の後方に位置する「ナンガネク（中金久）」の古砂丘砂については、サンゴ礁起源の海砂は認められず、大川起源と考えられる川砂主体で構成されていた。そのことから、新砂丘と古砂丘の形成時期が異なることを示しており、古砂丘形成の時期にはサンゴ礁は現在よりも発達し

ていなかった可能性が考えられそうである。

海岸線後退の原因として、大川流域の畑地灌漑用水と市街地下水道の供給を目的として、昭和55年（1980）、大川上流に「大川多目的ダム」が完成しているため、当該ダムによる大川の土砂供給が減少したため、海岸侵食が進行しはじめた可能性がある。

また昭和52年（1977）には、「小湊漁

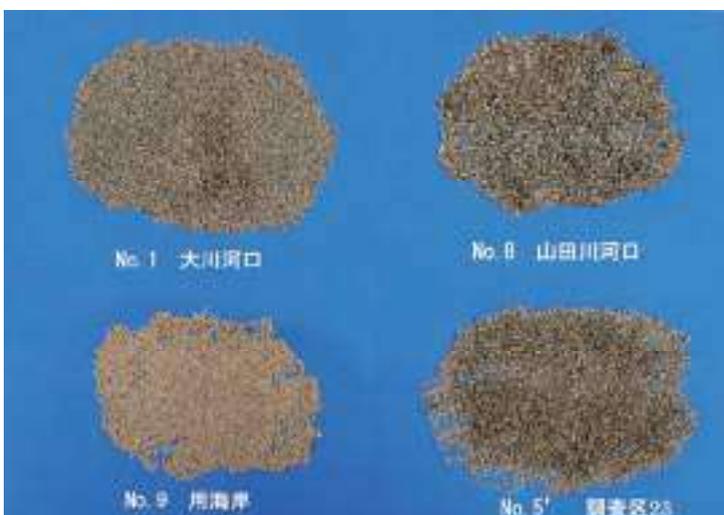


図13 砂サンプルの比較①



小湊フワガネク遺跡調査区 23 (0~40cm 深)



大川河口



山田川河口



用海岸

図 14 砂サンプルの比較② (拡大)



図 15 植生分布調査の地区区分

港」の整備が完成しているのので、当該漁港の棧橋による沿岸流の変化も、海岸侵食の一因として考えられる。

小湊フワガネク遺跡が立地する砂丘地形については、外縁部分をコンクリート製護岸が敷設され、斜面地にはアダン等の海岸植生が認められ、砂丘地形の侵食箇所等は認められない。

(3) 植生

今回の史跡保存活用計画の策定に際し、小湊フワガネク遺跡が所在する砂丘地一帯の植生について、あらためて分布調査を実施し、植生分布を確認した。

砂丘地を地形から 4 大別し、海側から①海浜、②砂丘前方斜面、③砂丘平坦地、④砂丘後方斜面に整理して (図 15)、その植生分布を示す。



図 16 ギンネム



図 17 トキワギョリュウ



図 18 アカギ



図 19 アダン

①～④において、遺跡に影響を及ぼす可能性が考えられる植物種は、アカギ、ギンネム、トキワギョリュウの3種が認められた。これらは、すべて奄美大島へ移入されたもので、大木になると深く根を張る樹木であることから、遺跡の保存に影響を及ぼす恐れがあると考えられる。

①海浜は、グンバイヒルガオ、ハマオモト、キダチハマグルマ等、奄美大島の海浜植生として一般的な植物の生育が確認された。②前方斜面、③平坦地、④後方斜面には、遺跡に影響を及ぼす可能性のある3種が散在的に生育していた。特に、アカギとギンネムは、幼木も多く確認されたので、今後の生育状況の変化を十分に注意する必要がある。

①海浜の植生分布

		目名	科名	和名	学名
1	高木	バラ目	クワ科	シマグワ	<i>Morus australis</i>
2		タコノキ目	タコノキ科	アダン	<i>Pandanus odoratissimus</i>
3		マメ目	マメ科	ギンネム	<i>Leucaena leucocephala</i>
4		バラ目	バラ科	シャリンバイ	<i>Rhaphiolepis umbellata</i>
5		セリ目	トベラ科	トベラ	<i>Pittosporum tobira</i>
6	つる性	クスノキ目	クスノキ科	スナヅル	<i>Cassytha filiformis</i>
7		マメ目	マメ科	ハマアズキ	<i>Vigna marina</i>
8		マメ目	マメ科	スズメノエンドウ	<i>Vicia hirsuta</i>
9		ナス目	ヒルガオ科	ゲンバイヒルガオ	<i>Ipomoea pes-caprae</i>
10		ナス目	ヒルガオ科	ハマヒルガオ	<i>Calystegia soldanella</i>
11		ナス目	ヒルガオ科	ノアサガオ	<i>Ipomoea congesta</i>
12		キク目	キク科	キダチハマグルマ	<i>Wedelia biflora</i>
13	草本	ユリ目	ユリ科	テッポウユリ	<i>Lilium longiflorum</i>
14		キジカクシ目	ヒガンバナ科	ハマオモト	<i>Crinum asiaticum</i>
15		キジカクシ目	クサスギカズラ科	ヤブラン	<i>Liriope tawadae</i>
16		イネ目	イネ科	クロイワザサ	<i>Thuarea involuta</i>
17		イネ目	イネ科	チガヤ	<i>Imperata cylindrica var. koenigii</i>
18		イネ目	イネ科	ダンチク	<i>Arundo donax</i>
19		マメ目	マメ科	シナガワハギ	<i>Raphanus sativus raphanistroides</i>
20		バラ目	バラ科	ナワシロイチゴ	<i>Rubus parvifolius</i>
21		キントラノオ目	スマレ科	リュウキュウコスミレ	<i>Viola philippica</i>
22		カタバミ目	カタバミ科	カタバミ	<i>Oxalis corniculata</i>
23		アブラナ目	アブラナ科	ハマダイコン	<i>Raphanus sativus raphanistroides</i>
24		フトモモ目	アカバナ科	コマツヨイグサ	<i>Oenothera speciosa</i>
25		ナデシコ目	ハマミズナ科	ツルナ	<i>Tetragonia tetragonioides</i>
26		ナデシコ目	ヒユ科	マルバアカザ	<i>Chenopodium acuminatum</i>
27		ナデシコ目	ナデシコ科	オランダミミナグサ	<i>Anagallis foemina</i>
28		ナデシコ目	タデ科	スイバ	<i>Rumex acetosa</i>
29		ナデシコ目	タデ科	ギンギン	<i>Rumex japonicus</i>
30		ツツジ目	サクラソウ科	ハマボッス	<i>Lysimachia mauritiana</i>
31		ツツジ目	サクラソウ科	ルリハコベ	<i>Anagallis foemina</i>
32		キク目	キク科	シロノセンダングサ	<i>Bidens pilosa var. minor</i>
33		キク目	キク科	オオジシバリ	<i>Ixeris debilis</i>
34		キク目	キク科	アキノノゲシ	<i>Lactuca indica var. indica</i>
35		セリ目	セリ科	ハマウド	<i>Angelica japonica</i>

※高木:3m以上
 ※中木:1.5m~3m
 ※低木:1.5m以下

遺跡に影響を及ぼす可能性が考えられる種
 株が成長し大きくなった場合、遺跡に影響を及ぼす可能性が考えられる種

表 7 海浜の植生一覧

②砂丘前方斜面の植生分布

	高さ	目名	科名	和名	学名
1	高木	クスノキ目	クスノキ科	タブノキ	<i>Machilus thunbergii</i>
2		クスノキ目	クスノキ科	ヤブニツケイ	<i>Cinnamomum japonicum</i>
3		クスノキ目	クスノキ科	ハマビワ	<i>Litsea japonica</i>
4		タコノキ目	タコノキ科	アダン	<i>Pandanus odoratissimus</i>
5		ヤシ目	ヤシ科	ビロウ	<i>Livistona chinensis</i>
6		マメ目	マメ科	ギンネム	<i>Leucaena leucocephala</i>
7		バラ目	クワ科	シマグワ	<i>Morus australis</i>
8		バラ目	クワ科	ガジュマル	<i>Ficus microcarpa</i>
9		バラ目	クワ科	イヌビワ	<i>Ficus erecta</i>
10		バラ目	アサ科	ウラジロエノキ	<i>Trema orientalis</i>
11		キントラノオ目	ミカンソウ科	オオシマコバンノキ	<i>Breynia officinalis</i>
12		キントラノオ目	ミカンソウ科	アカギ	<i>Bischofia javanica</i>
13		キントラノオ目	トウダイグサ科	オオバギ	<i>Macaranga tanaius</i>
14		アオイ目	アオイ科	フツソUGE	<i>Hibiscus rosa-sinensis</i>
15		アオイ目	アオイ科	オオハマボウ	<i>Hibiscus tiliaceus</i>
16		ムクロジ目	ミカン科	ゲッキツ	<i>Murraya paniculata</i>
17		ツツジ目	サクラソウ科	モクダチバナ	<i>Ardisia sieboldii</i>
18		シソ目	シソ科	ミツハハマコウ	<i>Vitex trifolia</i>
19		セリ目	ウコギ科	タラノキ	<i>Aralia elata</i>
20		セリ目	トベラ科	トベラ	<i>Pittosporum tobira</i>
21	中木	ソテツ目	ソテツ科	ソテツ	<i>Cycas revoluta</i>
22		バラ目	バラ科	テリハノイバラ	<i>Rosa wichuraiana</i>
23	低木	バラ目	バラ科	リュウキュウバライチゴ	<i>Rubus rosaefolius</i>
24		ニシキギ目	ニシキギ科	ハリツルマサキ	<i>Maytenus diversifolia</i>
25		シソ目	クマツヅラ科	ランタナ	<i>Lantana camara</i>
26	つる性	コショウ目	コショウ科	フウトウカズラ	<i>Piper kadzura</i>
27		マツモ目	キンボウゲ科	センニンソウ	<i>Clematis terniflora</i>
28		マメ目	マメ科	ハマアズキ	<i>Vigna marina</i>
29		マメ目	マメ科	スズメノエンドウ	<i>Vicia hirsuta</i>
30		バラ目	クワ科	オオイタビ	<i>Ficus pumila</i>
31		バラ目	クワ科	ヒメイタビ	<i>Ficus thunbergii</i>
32		ブドウ目	ブドウ科	テリハノブドウ	<i>Ampelopsis brevipedunculata</i>
33		ナス目	ヒルガオ科	ノアサガオ	<i>Ipomoea congesta</i>
34		ナス目	ヒルガオ科	グンバイヒルガオ	<i>Ipomoea pes-caprae</i>
35		ナス目	ヒルガオ科	オキナワテイカズラ	<i>Trachelospermum gracilipes var. iukuense</i>
36		リンドウ目	アカネ科	ヘクソカズラ	<i>Paederia scandens</i>
37		ユリ目	ユリ科	テッポウユリ	<i>Lilium longiflorum</i>
38		キジカクシ目	アヤメ科	グラジオラス	<i>Gladiolus gandavensis</i>
39		キジカクシ目	ワスレグサ科	キキョウラン	<i>Dianella ensifolia</i>
40		キジカクシ目	ヒガンバナ科	ハマオモト	<i>Crinum asiaticum</i>
41		キジカクシ目	クサスギカズラ科	ヤブラン	<i>Liriope tawadae</i>
42		イネ目	イネ科	ダンチク	<i>Arundo donax</i>
43		シユウガ目	シユウガ科	ゲツトウ	<i>Alpina speciosa</i>
44	ツユクサ目	ツユクサ科	ホウライツユクサ	<i>Commelina auriculata</i>	
45	マツモ目	ケシ科	キケマン	<i>Corydalis heterocarpa</i>	
46	マメ目	マメ科	シナガワハギ	<i>Melilotus officinalis</i>	
47	マメ目	マメ科	コメツブマゴヤシ	<i>Medicago lupulina</i>	
48	バラ目	イラクサ科	ツルマオ	<i>Gonostegia hirta</i>	
49	バラ目	イラクサ科	カラムシ	<i>Boehmeria nivea var. nipononivea</i>	
50	カタバミ目	カタバミ科	ムラサキカタバミ	<i>Oxalis debukus var. corymbosa</i>	
51	カタバミ目	カタバミ科	カタバミ	<i>Oxalis corniculata</i>	
52	キントラノオ目	スミレ科	リュウキュウコスミレ	<i>Viola philippica</i>	
53	アブラナ目	アブラナ科	ハマダイコン	<i>Raphanus sativus raphanistroides</i>	
54	フクロソウ目	フクロソウ科	アメリカフウロ	<i>Geranium carolinianu</i>	
55	ナデシコ目	ヒユ科	マルバアカザ	<i>Chenopodium acuminatum</i>	
56	ナデシコ目	ナデシコ科	オランダミミナグサ	<i>Cerastium glomeratum</i>	
57	ナデシコ目	ナデシコ科	ノミノツツリ	<i>Arenaria serpyllifolia</i>	
58	ナデシコ目	タデ科	スイバ	<i>Rumex acetosa</i>	
59	ナデシコ目	タデ科	ツルソバ	<i>Polygonum chinense</i>	
60	草本	ナデシコ目	タデ科	ギンギシ	<i>Rumex japonicus</i>
61		ツツジ目	サクラソウ科	ルリハコベ	<i>Anagallis foemina</i>
62		ツツジ目	サクラソウ科	ハマボツス	<i>Lysimachia mauritiana</i>
63		ツツジ目	サクラソウ科	リュウキュウコザクラ	<i>Androsace umbellata</i>
64		シソ目	シソ科	コナミキ	<i>Scutellaria guilielmii</i>
65		シソ目	シソ科	オニキランソウ	<i>Ajuga elatior</i>
66		シソ目	クマツヅラ科	アレチハナガサ	<i>Verbena brasiliensis</i>
67		リンドウ目	アカネ科	ヤエムグラ	<i>Galium spurium var. echinospermon</i>
68		キク目	キク科	シロノセンダングサ	<i>Bidens pilosa var. minor</i>
69		キク目	キク科	オニタビラコ	<i>Youngia japonica</i>
70		キク目	キク科	ノゲシ	<i>Sonchus oleraceus</i>
71		キク目	キク科	ニシヨモギ	<i>Artemisia indica var. indica</i>
72		キク目	キク科	オオジシバリ	<i>Ixeris debilis</i>
73		キク目	キク科	セイヨウタンポポ	<i>Taraxacum officinale</i>
74		キク目	キク科	シマアザミ	<i>Cirsium brevicaule</i>
75	キク目	キク科	ハハコグサ	<i>Gnaphalium affine</i>	
76	キク目	キク科	アメリカハマグルマ	<i>Sphagneticola trilobata</i>	
77	キク目	キク科	キダチハマグルマ	<i>Melanthera biflora var. biflora</i>	
78	キク目	キク科	ホノバワダン	<i>Crepidiastrum lanceolatum var. lanceolatum</i>	
79	セリ目	セリ科	ボタンボウフウ	<i>Peucedanum japonicum</i>	
80	セリ目	セリ科	ヤブジラミ	<i>Torilis japonica</i>	
81	セリ目	セリ科	ハマウド	<i>Angelica japonica</i>	
82	ウラボシ目	ヒメシダ科	ホシダ	<i>Thelypteris acuminata</i>	
83	ウラボシ目	ツルシダ科	タマシダ	<i>Nephrolepis auriculata</i>	

 遺跡に影響を及ぼす可能性が考えられる種
 株が成長し大きくなった場合、遺跡に影響を及ぼす可能性が考えられる種

表 8 砂丘前方斜面の植生一覧

③砂丘平坦地の植生分布

	高さ	目名	科名	和名	学名
1	高木	クスノキ目	クスノキ科	ハマビワ	<i>Litsea japonica</i>
2		タコノキ目	タコノキ科	アダン	<i>Pandanus odoratissimus</i>
3		ヤシ目	ヤシ科	ビロウ	<i>Livistona chinensis</i>
4		マメ目	マメ科	ギンネム	<i>Leucaena leucocephala</i>
5		バラ目	クワ科	シマグワ	<i>Morus australis</i>
6		バラ目	クワ科	ガジュマル	<i>Ficus microcarpa</i>
7		バラ目	クワ科	ハマイスビワ	<i>Ficus virgate</i>
8		バラ目	アサ科	ウラジロエノキ	<i>Trema orientalis</i>
9		バラ目	バラ科	シャリンバイ	<i>Rhaphiolepis umbellata</i>
10		ニシキギ目	ニシキギ科	マサキ	<i>Euonymus japonicus</i>
11		ブナ目	モクマオウ科	トキワギョリュウ	<i>Casuarina equisetifolia</i>
12		キントラノオ目	ミカンソウ科	オオシマコバンノキ	<i>Breynia officinalis</i>
13		キントラノオ目	ミカンソウ科	アカギ	<i>Bischofia javanica</i>
14		キントラノオ目	トウダイグサ科	ナンキンハゼ	<i>Triadica sebifera</i>
15		アオイ目	アオイ科	ブツウゲ	<i>Hibiscus rosa-sinensis</i>
16		アオイ目	アオイ科	オオハマボウ	<i>Hibiscus tiliaceus</i>
17		ムクロジ目	ミカン科	ゲッキツ	<i>Murraya paniculata</i>
18		ムクロジ目	ウルシ科	ハゼノキ	<i>Toxicodendron succedaneum</i>
19		ツツジ目	サクラソウ科	モクダチバナ	<i>Ardisia sieboldii</i>
20		シソ目	シソ科	ミツバハマゴウ	<i>Vitex trifolia</i>
21		シソ目	シソ科	オオムラサキシキブ	<i>Callicarpa japonica</i>
22		セリ目	ウコギ科	タラノキ	<i>Aralia elata</i>
23		セリ目	トベラ科	トベラ	<i>Pittosporum tobira</i>
24		ソテツ目	ソテツ科	ソテツ	<i>Cycas revoluta</i>
25	中木	バラ目	バラ科	テリハノイバラ	<i>Rosa wichuraiana</i>
26	低木	キジカクシ目	クサスギカズラ科	センネンボク	<i>Cordyline fruticosa</i>
27		ニシキギ目	ニシキギ科	ハリツルマサキ	<i>Maytenus diversifolia</i>
28	シソ目	クマツツラ科	ランタナ	<i>Lantana camara</i>	
29	つる性	ユリ目	サルトリイバラ科	ハマサルトリイバラ	<i>Smilax sebeana</i>
30		ユリ目	サルトリイバラ科	カラスキバサンキライ	<i>Heterosmilax japonica</i>
31		マツモ目	ツツラフジ科	ハスノハカズラ	<i>Stephania japonica</i>
32		マメ目	マメ科	スズメノエンドウ	<i>Vicia hirsuta</i>
33		ウリ目	ウリ科	クロミノオキナワズメ	<i>Zehneria guamensis</i>
34		バラ目	クワ科	オオイタビ	<i>Ficus pumila</i>
35		ブドウ目	ブドウ科	テリハノブドウ	<i>Ampelopsis brevipedunculata</i>
36		ナス目	ヒルガオ科	ノアサガオ	<i>Ipomoea congesta</i>
37		ナス目	ヒルガオ科	オキナワテイカカズラ	<i>Trachelospermum gracilipes var. liukiense</i>
38		リンドウ目	アカネ科	ヘクソカズラ	<i>Paederia scandens</i>
39	草本	ユリ目	ユリ科	テッポウユリ	<i>Lilium longiflorum</i>
40		キジカクシ目	アヤメ科	グラジオラス	<i>Gladiolus gandavensis</i>
41		キジカクシ目	ヒガンバナ科	ハマオモト	<i>Crinum asiaticum</i>
42		キジカクシ目	クサスギカズラ科	ヤブラン	<i>Liriope tawadae</i>
43		イネ目	イネ科	ダンチク	<i>Arundo donax</i>
44		ショウガ目	ショウガ科	ゲットウ	<i>Alpina speciosa</i>
45		マツモ目	ケシ科	キケマン	<i>Corydalis heterocarpa</i>
46		マメ目	マメ科	シナガワハギ	<i>Melilotus officinalis</i>
47		マメ目	マメ科	コメツブウマゴヤシ	<i>Medicago lupulina</i>
48		バラ目	イラクサ科	カラムシ	<i>Boehmeria nivea var. nipononivea</i>
49		カタバミ目	カタバミ科	ムラサキカタバミ	<i>Oxalis debukus var. corymbosa</i>
50		カタバミ目	カタバミ科	カタバミ	<i>Oxalis corniculata</i>
51		キントラノオ目	スミレ科	リュウキュウコスミレ	<i>Viola philippica</i>
52		アブラナ目	アブラナ科	ハマダイコン	<i>Raphanus sativus raphanistroides</i>
53		フクロソウ目	フクロソウ科	アメリカフウロ	<i>Geranium carolinianum</i>
54		ナデシコ目	ナデシコ科	オランダミミナグサ	<i>Cerastium glomeratum</i>
55		ナデシコ目	タデ科	ツルソバ	<i>Polygonum chinense</i>
56		ツツジ目	サクラソウ科	ルリハコベ	<i>Anagallis foemina</i>
57		ツツジ目	サクラソウ科	ハマボツス	<i>Lysimachia mauritiana</i>
58		シソ目	シソ科	コナミキ	<i>Scutellaria guillelmii</i>
59	シソ目	クマツツラ科	アレチハナガサ	<i>Verbena brasiliensis</i>	
60	リンドウ目	キョウチクトウ科	トウワタ	<i>Asclepias curassavica</i>	
61	リンドウ目	アカネ科	ヤエムグラ	<i>Galium spurium var. echinospermon</i>	
62	キク目	キク科	シロノセンダングサ	<i>Bidens pilosa var. minor</i>	
63	キク目	キク科	オニタビラコ	<i>Youngia japonica</i>	
64	キク目	キク科	ノゲシ	<i>Sonchus oleraceus</i>	
65	キク目	キク科	ニシヨモギ	<i>Artemisia indica var. indica</i>	
66	キク目	キク科	セイヨウタンポポ	<i>Taraxacum officinale</i>	
67	キク目	キク科	アメリカハマグルマ	<i>Sphagneticola trilobata</i>	
68	セリ目	セリ科	ヤブジラミ	<i>Torilis japonica</i>	
69	ウラボシ目	ツルシダ科	タマシダ	<i>Nephrolepis auriculata</i>	

遺跡に影響を及ぼす可能性が考えられる種
 株が成長し大きくなった場合、遺跡に影響を及ぼす可能性が考えられる種

表 9 砂丘平坦地の植生一覧

④砂丘後方斜面の植生分布

	高さ	目名	科名	和名	学名
1	高木	クスノキ目	クスノキ科	ハマビワ	<i>Litsea japonica</i>
2		タコノキ目	タコノキ科	アダン	<i>Pandanus odoratissimus</i>
3		マメ目	マメ科	ギンネム	<i>Leucaena leucocephala</i>
4		ヤシ目	ヤシ科	クロツグ	<i>Arenga engleri</i>
5		ブナ目	ブナ科	アマミアカシ	<i>Quercus glauca var. amamiana</i>
6		バラ目	アサ科	ウラジロエノキ	<i>Trema orientalis</i>
7		バラ目	アサ科	クワノハエノキ	<i>Celtis boninensis</i>
8		バラ目	クワ科	シマグワ	<i>Morus australis</i>
9		バラ目	クワ科	カジノキ	<i>Broussonetia papyrifera</i>
10		バラ目	クワ科	イヌビワ	<i>Ficus erecta</i>
11		バラ目	クワ科	ガジュマル	<i>Ficus microcarpa</i>
12		バラ目	バラ科	カンヒザクラ	<i>Cerasus campanulata</i>
13		バラ目	バラ科	バクチノキ	<i>Prunus zippaliana</i>
14		カタバミ目	ホルトノキ科	ホルトノキ	<i>Elaeocarpus sylvestris</i>
15		キントラノオ目	トウダイグサ科	オオバギ	<i>Macaranga tanarius</i>
16		キントラノオ目	ミカンソウ科	アカギ	<i>Bischofia javanica</i>
17		キントラノオ目	ツゲモドキ科	ツゲモドキ	<i>Dripetes karapinensis</i>
18		アオイ目	アオイ科	オオハマボウ	<i>Hibiscus tiliaceus</i>
19		ムクロジ目	ウルシ科	ハゼノキ	<i>Rhus succedanea</i>
20		ムクロジ目	センダン科	センダン	<i>Melia azedarach</i>
21		ムクロジ目	ミカン科	ゲッキツ	<i>Murraya paniculata</i>
22		ツツジ目	サクラソウ科	モクタチバナ	<i>Ardisia siebordii</i>
23		ツツジ目	アカテツ科	アカテツ	<i>Planchonella obovata</i>
24		ムラサキ目	ムラサキ科	カキバチシャノキ	<i>Cordia dichotoma</i>
25		シソ目	シソ科	オオムラサキシキブ	<i>Callicarpa japonica</i>
26		シソ目	シソ科	ミツバハマゴウ	<i>Vitex trifolia</i>
27		シソ目	クマツヅラ科	アマクサギ	<i>Clerodendrum trichotomum var. fargesii</i>
28		シソ目	クマツヅラ科	タイワンウオクサギ	<i>Premna corymbasa obtusifolia</i>
29		リンドウ目	アカネ科	クチナン	<i>Gardenia jasminoides</i>
30		セリ目	ウコギ科	タラノキ	<i>Aralia elata</i>
31		タケ目	タケ科	リョクチク	<i>Bambusa oldhami</i>
32	中木	ムラサキ目	ムラサキ科	フクマンギ	<i>Carmona retusa</i>
33	中木	シソ目	クマツヅラ科	イボタクサギ	<i>Clerodendron inerme</i>
34	中木	ソテツ目	ソテツ科	ソテツ	<i>Cycas revoluta</i>
35	低木	キジカクシ目	クサスギカズラ科	センネンボク	<i>Cordyline fruticosa</i>
36	つる性	コショウ目	コショウ科	フウトウカズラ	<i>Piper kadzura</i>
37		ユリ目	サルトリイバラ科	ハマサルトリイバラ	<i>Smilax sebeana</i>
38		ユリ目	サルトリイバラ科	サツマサンキライ	<i>Smilax bracteata</i>
39		キンポウゲ目	ツヅラフジ科	ハスノハカズラ	<i>Stephania japonica</i>
40		ウリ目	ウリ科	クロミノオキナワスズメウリ	<i>Melothria liukuensis</i>
41		ブドウ目	ブドウ科	テリハノブドウ	<i>Ampelopsis brevipedunculata</i>
42		ナス目	ヒルガオ科	ノアサガオ	<i>Ipomoea congesta</i>
43		リンドウ目	キョウチクトウ科	オキナワテイカカズラ	<i>Trachelospermum gracilipes var. liukuense</i>
44		キク目	キク科	キダチハマグルマ	<i>Wedelia biflora</i>
45	草本	ショウブ目	サトイモ科	クワズイモ	<i>Alocasia odora</i>
46		イネ目	カヤツリグサ科	オオアブラガヤ	<i>Scirpus tematanus</i>
47		イネ目	イネ科	セイタカヨシ	<i>Phragmites karka</i>
48		イネ目	イネ科	ダンチク	<i>Arundo donax</i>
49		ショウガ目	ショウガ科	ゲットウ	<i>Alpina speciosa</i>
50		キンポウゲ目	キンポウゲ科	キツネノボタン	<i>Ranunculus glaber</i>
51		バラ目	アサ科	カナムグラ	<i>Humulus scandens</i>
52		バラ目	イラクサ科	カラムシ	<i>Boehmeria nivea var. nippononivea</i>
53		ナデシコ目	タデ科	ツルソバ	<i>Polygonum chinense</i>
54		ナデシコ目	タデ科	オオサクラタデ	<i>Persicaria glabra</i>
55		ナデシコ目	タデ科	ギンギシ	<i>Rumex japonicus</i>
56		シソ目	シソ科	オニキランソウ	<i>Ajuga elatior</i>
57		ナス目	ナス科	テリミノイヌホオズキ	<i>Solanum nodiflorum</i>
58		キク目	キク科	シロノセンダングサ	<i>Bidens pilosa var. minor</i>
59		キク目	キク科	ツツブキ	<i>Farfugium japonicum</i>
60		ウラボシ目	コバノイシカグマ科	イシカグマ	<i>Microlepia strigosa</i>
61	ウラボシ目	ヒメシダ科	ホシダ	<i>Thelypteris acuminata</i>	

遺跡に影響を及ぼす可能性が考えられる種
 株が成長し大きくなった場合、遺跡に影響を及ぼす可能性が考えられる種

表 10 砂丘後方斜面の植生一覧

(4) 動物

遺跡が所在する砂丘地について、植生と同様、動物の分布についても、その分布を示す。

動物分布については、長期間による観察が必要になるため、この砂丘一帯の動物に詳しい専門家による聞き取り調査を実施した。その調査結果は、以下のとおりである。

多数の動物種の生息が認められたが、全体として、遺跡に影響を及ぼす可能性のある種は確認されなかった。

①哺乳類

小湊フワガネク遺跡が所在する砂丘地に生息している哺乳類は4種である。その中で、地面を掘り起こす行動をとるのは、ワタセジネズミとリュウキュウイノシシであるが、遺跡の保存に影響を及ぼすほどの深度ではない。

②鳥類

奄美大島で観察できるほとんどの留鳥が、小湊フワガネク遺跡が所在する砂丘地に生息している。遺跡に影響を及ぼす可能性のある種はない。以前は、猟友会によってキジが放たれていたが、昭和の終わり頃から放鳥は行われなくなった。3年前から見かける機会がなくなったため、既に生息していない可能性もあり、リストには入れていない。また、掲載していない種でも、渡り鳥の中継地として多くの鳥類が利用している可能性が考えられる。

③両生類

奄美大島の山地に生息する種以外は、すべて小湊フワガネク遺跡が所在する砂丘地の範囲内で確認されている。小湊フワガネク遺跡一帯は、ヌマガエルの優占度が非常に高い。

④爬虫類

奄美大島に生息する爬虫類のほとんどが、小湊フワガネク遺跡が所在する砂丘地で確認されている。ヤモリ科については、より詳細な調査を実施することで、種数が増える可能性がある。ヘリグロヒメトカゲ及びアオカナヘビは、環境的に生息している可能性が高いが、現時点では確認が取れていないため、保留扱い（括弧付き）にしている。小湊フワガネク遺跡一帯の砂地には、地中で活動するブラーミニメクラヘビが多く認められるが、遺跡に影響を及ぼすほどの深度では活動しない。

⑤昆虫類

小湊フワガネク遺跡が所在する砂丘地には、多くの昆虫類が生息している。代表する種としては、ラデンキンカメムシ・アシプトメミズムシ・サキシマケマグソコガネ・チョウセンカブト・クロマダラソテツシジミ及びタイワンツチイナゴをはじめとするバッタ類等である。地中30~40cmまで穴を掘って活動する昆虫はいないため、遺跡の保存に与える影響はないと思われる。

	分類群	目	科	和名	学名
1	哺乳類	食虫目	トガリネズミ科	ワタセジネズミ	<i>Crocidura watasei</i>
2		齧歯目	ネズミ科	クマネズミ	<i>Rattus rattus</i>
3		偶蹄目	イノシシ科	リュウキュウイノシシ	<i>Sus scrofa riukiuanus</i>
4		食肉目	ネコ科	イエネコ	<i>Felis catus</i>
5	鳥類	カモ目	カモ科	ヒシクイ	<i>Anser fabalis</i>
6		ハト目	ハト科	カラスハト	<i>Columba janthina</i>
7		ハト目	ハト科	リュウキュウキジハト	<i>Streptopelia orientalis stimpsoni</i>
8		ハト目	ハト科	ズアカアオハト	<i>Treron formosae</i>
9		ペリカン目	サギ科	リュウキュウヨシゴイ	<i>Ixobrychus cinnamomeus</i>
10		ペリカン目	サギ科	ゴイサギ	<i>Nycticorax nycticorax</i>
11		ペリカン目	サギ科	ササゴイ	<i>Butorides striata</i>
12		ペリカン目	サギ科	アマサギ	<i>Bubulcus ibis</i>
13		ペリカン目	サギ科	アオサギ	<i>Ardea cinerea</i>
14		ペリカン目	サギ科	ダイサギ	<i>Ardea alba</i>
15		ペリカン目	サギ科	チュウサギ	<i>Egretta inetermedia</i>
16		ペリカン目	サギ科	コサギ	<i>Egretta garzetta</i>
17		ツル目	クイナ科	シロハラクイナ	<i>Amaurornis phoenicurus</i>
18		ツル目	クイナ科	リュウキュウヒクイナ	<i>Porzana pusilla</i>
19		ツル目	クイナ科	バン	<i>Gallinula chloropus</i>
20		ツル目	クイナ科	オオバン	<i>Fulica atra</i>
21		ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	<i>Caprimulgus indicus</i>
22		チドリ目	チドリ科	ムナグロ	<i>Pluvialis fulva</i>
23		チドリ目	シギ科	アマミヤマシギ	<i>Scolopax mira</i>
24		チドリ目	シギ科	タシギ	<i>Gallinago gallinago</i>
25		チドリ目	ミフズラ科	ミフズラ	<i>Turnix suscitator</i>
26		タカ目	タカ科	サシバ	<i>Butastur indicus</i>
27		フクロウ目	フクロウ科	リュウキュウコノハズク	<i>Otus elegans</i>
28		フクロウ目	フクロウ科	リュウキュウアオバズク	<i>Ninox scutulata tootogo</i>
29		ブッポウソウ目	カワセミ科	リュウキュウアカショウビン	<i>Halcyon coromanda bangsi</i>
30		ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	<i>Alcedo atthis</i>
31		キツツキ目	キツツキ科	アマミコゲラ	<i>Dendrocopos kizuki amamii</i>
32		キツツキ目	キツツキ科	オーstonオオアカゲラ	<i>Dendrocopos leucotos owstoni</i>
33		ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus</i>
34		スズメ目	サンショウクイ科	リュウキュウサンショウクイ	<i>Pericrocotus divaricatus tegimae</i>
35		スズメ目	カラス科	ルリカケス	<i>Garrulus lidthi</i>
36		スズメ目	シジュウカラ科	アマミヤマガラ	<i>Poecile varius amamii</i>
37		スズメ目	シジュウカラ科	アマミシジュウカラ	<i>Parus minor amamiensis</i>
38		スズメ目	ツバメ科	リュウキュウツバメ	<i>Hirundo tahitica</i>
39		スズメ目	ヒヨドリ科	アマミヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis ogawae</i>
40		スズメ目	ウグイス科	ウグイス	<i>Cettia diphone</i>
41		スズメ目	メジロ科	リュウキュウメジロ	<i>Zosterops japonicus loochooensis</i>
42		スズメ目	ヨシキリ科	オオヨシキリ	<i>Acrocephalus orientalis</i>
43		スズメ目	セッカ科	セッカ	<i>Cisticola juncidis</i>
44		スズメ目	ヒタキ科	シロハラ	<i>Turdus pallodus</i>
45		スズメ目	ヒタキ科	アカハラ	<i>Turdus chrysolaus</i>
46		スズメ目	ヒタキ科	アカヒゲ	<i>Luscinia komadori</i>
47		スズメ目	ヒタキ科	ジョウビタキ	<i>Phoenicurus aureus</i>
48		スズメ目	ヒタキ科	イソヒヨドリ	<i>Monticola solitarius</i>
49		スズメ目	スズメ科	スズメ	<i>Passer montanus</i>
50		スズメ目	セキレイ科	キセキレイ	<i>Motacilla cinerea</i>
51		スズメ目	セキレイ科	ハクセキレイ	<i>Motacilla alba</i>
52		スズメ目	ホオジロ科	アオジ	<i>Emberiza spodocephala</i>
53	両生類	サンショウウオ目	イモリ科	シリケンイモリ	<i>Echinotriton andersoni</i>
54		無尾目	アマガエル科	ハロウエルアマガエル	<i>Hyla hallowellii</i>
55		無尾目	ヌマガエル科	ヌマガエル	<i>Fejervarya kawamurai</i>
56		無尾目	アオガエル科	アマミアオガエル	<i>Rhacophorus viridis amamiensis</i>
57		無尾目	アオガエル科	リュウキュウカジカガエル	<i>Buergeria japonica</i>
58	無尾目	ヒメアマガエル科	ヒメアマガエル	<i>Mycrohyala okinavensis</i>	
59	爬虫類	有鱗目	ヤモリ科	ホオグロヤモリ	
60		有鱗目	ヤモリ科	タシロヤモリ	<i>Hemidactylus bowringii</i>
61		有鱗目	ヤモリ科	ミナミヤモリ	<i>Gekko hokouensis</i>
62		有鱗目	アガマ科	オキナワキノボリトカゲ	<i>Japalura polygonata polygonata</i>
63		有鱗目	トカゲ科	オオシマトカゲ	<i>Plestidon oshimensis</i>
65		有鱗目	トカゲ科	(ヘリグロヒメトカゲ)	<i>Ateuchosaurus pellopleurus</i>
66		有鱗目	カナヘビ科	(アオカナヘビ)	<i>Takydromus smaragdinus</i>
67		ヘビ垂目	メクラヘビ科	ブラーミニメクラヘビ	<i>Indotyphlops braminus</i>
68		ヘビ垂目	セダカヘビ科	アマミタチホヘビ	<i>Achalinus wernerii</i>
69		ヘビ垂目	ナミヘビ科	リュウキュウアオヘビ	<i>Cyclophiops semicarinatus</i>
70		ヘビ垂目	ナミヘビ科	ガラスヒバア	<i>Hebius pryeri</i>
71		ヘビ垂目	ナミヘビ科	アカマタ	<i>Dinodon semicarinatum</i>
72		ヘビ垂目	コブラ科	ヒヤン	<i>Sinomicrurus japonicus</i>
73		ヘビ垂目	クサリヘビ科	ハブ	<i>Protobothrops flavoviridis</i>
74		ヘビ垂目	クサリヘビ科	ヒメハブ	<i>Oviphis okinavensis</i>

表 11 砂丘地における動物一覧

(5) ヤコウガイ (夜光貝)

小湊フワガネク遺跡を特徴づける出土遺物として「夜光貝匙」があり、その材料となる大型巻貝の「ヤコウガイ」が大量出土している。このヤコウガイについて、出土遺物の理解の一助として、基本情報を確認しておく。

ヤコウガイ (*Turbo [Lunatica] marmoratus*) は、リュウテンサザエ科に属する大型巻貝である。殻径・殻高は 20cm 以上に成長するものもあり、重量は 2kg を超過する。殻表は暗緑色を呈し、赤茶色の斑紋を有している。貝殻は分厚く真珠層から成るため、その内面は美しい光沢がある。

生息域は、インド洋・太平洋の熱帯域から亜熱帯域に限られている。日本では、種子島・屋久島以南の南西諸島全域に生息が認められる。南西諸島は、黒潮に縁どられた「亜熱帯還流」の内側に大半が位置しているため、高緯度にもかかわらず、ヤコウガイの生息に適した環境条件を備えている。さらに高緯度の種子島・屋久島等の大隅諸島は、「亜熱帯還流」の外側に位置しているため、海水温が下がり、ヤコウガイの生息域の北限に当たる。

藻食性であるため、岩礁等が発達した浅海に生息している。サンゴ礁の礁縁に形成されている礁斜面に好んで生息する (図 31)。

貝殻の中身 (軟体部) は、先史時代以来、食用にされてきたが、奄美群島や沖縄諸島では、近世期に軟体部の塩漬が上納品として扱われていた。現在も、食用にされているが、日常的に食べられている食材ではない。

ヤコウガイの利用は、貝殻の利用に特徴づけられる。真珠質の貝殻を持つヤコウガイは、古来より螺鈿・蒔絵等の美術工芸材料として用いられてきた。産業的多産地域として、フィリピン諸島 (フィリピン)、アンダマン・ニコバル諸島 (インド)、奄美群島・琉球諸島 (日本) が知られている。

その利用は、古くは古墳時代にさかのぼり、三国時代の朝鮮半島で、伽耶や新羅の王墓に夜光貝匙が副葬されていて (5 世紀後半頃)、同じ頃、日本でも南西諸島の種子島・広田遺跡 (南種子町) から、夜光貝匙が墓壙に副葬されている事例が確認されている。6~7 世紀以降、奄美・沖縄地域でも夜光貝匙の製作が盛行するようになるが、平安時代には減少していくようである。

一方、本土地域では、平安時代に「唐物」をはじめとする威信財が珍重されるようになり、列島周縁地域からもたらされる北方物産・南方物産も非常に好まれた。特にヤコウガイは、9 世紀後半頃から「ヤクガイ」の名称でたびたび史料に現われるようになり、宮廷貴族から希求の品として認識されていた。

『枕草子』には、「公卿、殿上人、かはりがはり盃とりて、はてには屋久貝という物して飲みてたつ」と酒杯として使われた記載がある。ヤコウガイ製酒杯を意味する「螺杯」の用語が他の史料にも散見されるので、ヤコウガイ製酒杯は宮廷貴族層の間で珍重されていた様子がうかがわれる。

また藤原実資による『小右記』には、大隅国の藤原良孝から「赤木二切、檳榔三百把、夜久貝五十口」等が届けられたと記載があり、貝殻が贈答品として使われていた様子もわかる。『宇津保物

語』には、「白きところには、白きものには屋久貝をつきまぜて塗りたれば、きらきらとす」と記載されているので、貝殻が螺鈿以外にも工芸材料として使われていた事実が確認できる。

さらに、ヤコウガイは、平安時代以降における国産螺鈿の発達に伴い、螺鈿材料としても、貝殻の需要が増大を続けた。日本列島における亜熱帯の最北限に当たる奄美群島北部が、ヤコウガイの産出地として機能していたと考えられている。

夜光貝の地域呼称について、奄美群島では「ヤクゲー」「ヤッコゲ」等と呼ばれていて、ヤコウガイの古称が保有されているとも考えられる。

奄美群島が米軍占領統治下から日本復帰を果たすと、ヤコウガイ貝殻は、高度経済成長期の日本社会において、ワイシャツやブラウス等のボタン材料としても大きな需要があり、ヤコウガイの乱獲が行われ、生息数がかなり減少したと言われている。

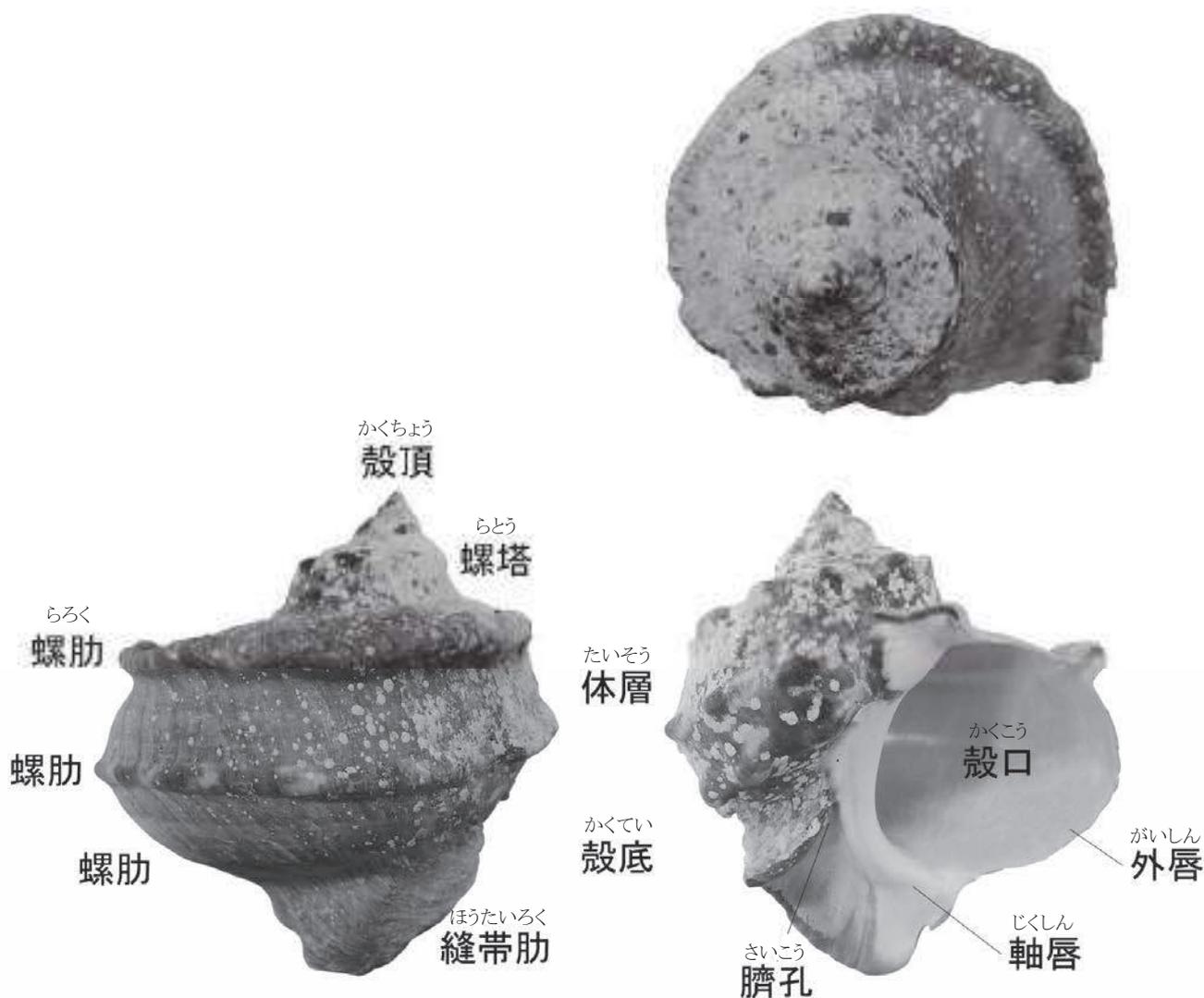


図 20 ヤコウガイの部位名称

3 歴史的環境

(1) 時代区分

奄美群島は、北海道・沖縄県と同様に、いわゆる教科書的日本史とは異なる歴史を歩んだ地域である。その時代区分は複雑で、歴史学界で共通認識された時代区分が未だ存在しない。特に先史時代から琉球国統治時代に至るまでの考古学的時代区分は、沖縄考古学における時代区分がしばしば適用されているが、奄美群島における考古学的成果は沖縄諸島と必ずしも同一の様相を示しているわけではない。

本書では、奄美市立奄美博物館で用いられている時代区分に従い、説明を進めていく（表 12）。

(2) 先史

①旧石器時代

旧石器時代は、約 3 万年前に噴火・降灰きしかわした始良 Tn 火山灰の堆積層が、喜子川遺跡ぞう（奄美市笠利町）、ガラ竿遺跡（伊仙町）等で確認されている。その下層から遺跡が確認されているので、既に旧石器時代には奄美群島で人類活動が開始されていた事実が解る。

②縄文時代

縄文時代は、沖縄島まで広義の縄文文化圏に含まれるが、先島諸島では縄文文化とは異なる南方的文化が営まれていた。奄美群島における縄文時代開始期の様相は、長らく約 6,000 年～7,000 年前の前期段階までしか確認できず、判然としない状態が続いていた。最近、徳之島の下原洞穴遺跡したばるどうけつ（天城町）から約 13,000～14,000 年前に位置づけられる隆帯文土器りゅうたいもんが発見され、草創期にさかのぼることが明らかとなった。約 10,000 年前に氷河期（最終氷期）が終わると気候は温暖化しはじめ、それに伴い海水面の上昇が続いた。約 7,000 年前にはピークに到達し、「縄文海進」と呼ばれている。その時に、現在の海岸線よりも離れた後方に海岸砂丘（古砂丘）が形成され、縄文時代前

日本歴史	歴史区分	奄美の時代区分	〔名瀬市誌〕時代区分	沖縄の時代区分
旧石器時代	先史	旧石器時代	奄美世	旧石器時代
縄文時代		縄文時代		貝塚時代前期
弥生時代		弥生時代並行期		貝塚時代後期
古墳時代		古墳時代並行期		
奈良時代 平安時代		古代並行期		
鎌倉時代	中世	中世	アジ世	グスク時代
室町時代 安土桃山時代		琉球国統治時代	那覇世	琉球王国時代
江戸時代		薩摩藩統治時代	大和世	
明治時代 大正時代	近代	明治時代 大正時代		明治時代 大正時代
昭和時代		昭和時代		
	米軍占領統治時代	アメリカ世	米軍占領統治時代	
	昭和時代			
平成時代 令和時代	現代	平成時代 令和時代		昭和時代 平成時代 令和時代

表 12 奄美群島の時代区分



図 21 旧石器時代の礫群（喜子川遺跡）

期～晩期頃の遺跡が分布している。

約 3,000 年前には定住的な集落の形成が活発化しはじめ、縄文時代晩期後半から終末にかけて、ハンタ遺跡（喜界町）、宇宿貝塚（奄美市笠利町）、宇宿小学校遺跡（奄美市笠利町）、城サモト遺跡（奄美市住用町）、塔原遺跡（天城町）、住吉貝塚（知名町）、上城遺跡（与論町）等、集落遺跡が奄美群島全域から確認されている。大型石皿や磨製石斧、骨角器や貝製品等が発達した奄美群島独特の縄文文化が繁栄した。



図 22 縄文時代の石組竪穴住居跡（宇宿貝塚）

小湊フワガネク遺跡が所在する砂丘から後方にある古砂丘上から、この縄文時代後期・晩期と考えられる小湊ナンガネク遺跡が確認されている。

③弥生時代並行期

日本歴史で農耕社会が形成されていく弥生時代は、南西諸島では種子島・屋久島まで稲作農耕を基本とする弥生文化の影響が強いが、トカラ列島以南の島嶼地域では稲作農耕文化が定着せず、縄文時代から引き続き漁撈採集社会が営まれていた。しかし、九州地方における政治的社会的有力階層は、ゴホウラ・イモガイ等の貝製装身具を使用しており、その材料となる南海産大型貝類は、奄美群島以南の島嶼地域と遠隔地交易を行い入手していた。奄美・沖縄地域と九州地方の間では、貝交易が行われていて、社会的交流が続いていたのである。

約 3,000 年前から 1,000 年程度、気候が寒冷化したと考えられており、それに伴い海水面の低下が確認されている（弥生の小海退）。この時に形成されはじめた海岸砂丘が現在の海岸線に発達している砂丘（新砂丘）であり、弥生時代以降の貝塚遺跡が多数分布している。

④古墳時代～古代並行期

弥生時代における農耕社会の形成は政治的社会的発展へ繋がり、続く古墳時代には近畿地方に大和政権が誕生し、全国に古墳文化が波及した。前方後円墳をはじめとする古墳は南九州（主に大隅半島）まで造られたが、南西諸島には、古墳は分布しない。弥生時代に引き続き、ゴホウラ・イモガイ等の貝製装身具が使用されていて、その材料となる南海産大型貝類の遠隔地交易が、奄美群島以南の島嶼地域と行われていた。

これまでの小湊フワガネク遺跡の発掘調査成果から、遺跡の主体となる古墳時代終末期の 6～7 世紀の文化層の下層に 4～5 世紀頃の古墳時代並行期の文化層があり、遺跡が営まれた中心的時期は古墳時代並行期であることが明らかにされた。また、さらに下層には 2～3 世紀頃の弥生時代並行期の文化層が確認されている。



図 23 土盛マツノト遺跡のヤコウガイ貝殻集積

現在のところ、奄美群島の古墳時代並行期は、弥生時代並行期に引き続き、漁撈採集社会が営まれていたと考えられている。いわゆる貝塚遺跡がほとんどを占めていて、建物跡等の遺構の確認事例は少なく、暮らしの様子はよくわからない状況が続いていた。これに対し、小湊フワガネク遺跡の発見及び発掘調査

により、この時代の遺構・遺物がまとまりのある状態で確認され、当時の生業活動や食料等、暮らしの様子を知るための情報が多数得られたのである。

『日本書紀』、『続日本紀』には、7～8世紀にかけて、律令国家による地方統治政策が薩南諸島を中心とする南島地域まで展開されていた様子が記載されている。日本の文献における奄美群島や琉球諸島の初出となる。

また太宰府跡（福岡県）から、「奄美嶋」（奄美大島）「伊藍嶋」（沖永良部島か）の島名が記載された8世紀前半（奈良時代）の木簡も発見されていて、文献史料の記載を裏付けるものとも考えられている。

しかし、考古学側では奄美群島・琉球諸島で平安時代まで貝塚遺跡が営まれていたことから、社会の代表を中央政府に派遣するような政治的社会は形成されていないと理解されてきた。近年、奄美大島では、小湊フワガネク遺跡や土盛マツノト遺跡（奄美市笠利町）のように、生業活動の中心は漁撈採集であるものの、鉄器も所有し、ヤコウガイの殻を集積させ、貝製品の集中的生産をしていた「ヤコウガイ大量出土遺跡」が確認され（図 23）、この時代の島嶼社会が漁撈採集社会に止まらなかった可能性が、再検討される契機となった。

（3）中世

日宋貿易の開始以降、九州南方海域を指すと考えられる「キカイガシマ」の名称が、史料に現れるようになる。同時期の11世紀代に、奄美群島では、農耕が開始されるようになり、九州の土師器・須恵器・滑石製石鍋・焼塩壺等、高麗の無釉陶器・青磁、宋の白磁・越州窯・青磁等の搬入遺物が多数出土し、大規模な掘立柱建物群が形成された国史跡・城久遺跡（喜界町）、高麗無釉陶器に技術的系譜を持つ陶器の生産が行われた国史跡・徳之島カムイヤキ陶器窯跡（伊仙町）等が確認されている。奄美群島に出現したこれらの遺跡の中世的容器組成は、琉球諸島にも波及して、いわ

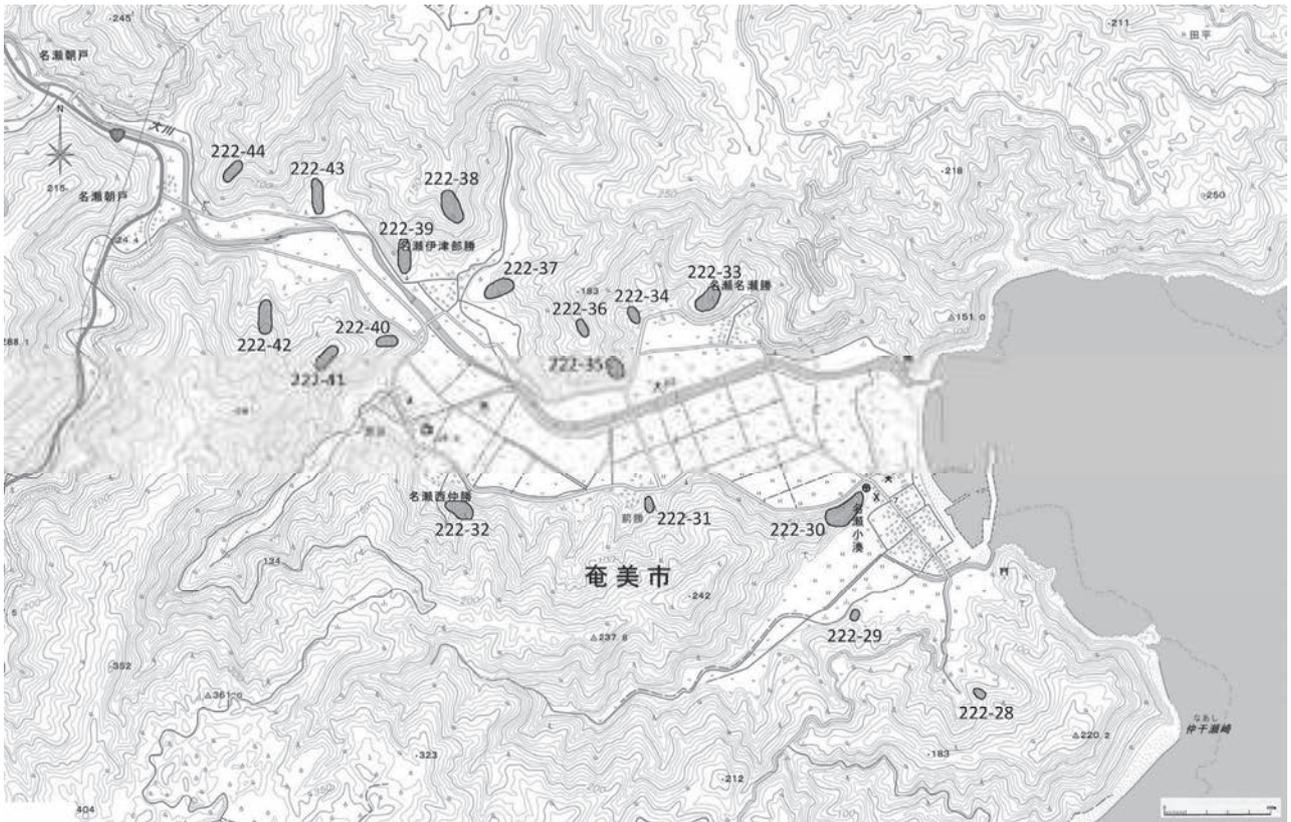


図 24 古見方地区における城郭遺跡の分布（番号は鹿児島県遺跡地図による）

ゆる「グスク時代」開始の契機となるのである。小湊フワガネク遺跡の上層から確認されている文化層は、当該時期に当たるものである。

中国が、宋、元、明と大国の興隆と滅亡を繰り返す激動の時代を迎えていた時期、13世紀末頃から沖縄島には世界文化遺産登録されている大型城塞型グスク群が出現しはじめる。奄美群島では、国史跡・赤木名城跡をはじめとする本土地域の中世山城型の城郭遺跡が奄美大島を中心に構築されるようになり、小湊フワガネク遺跡が所在する古見方地区にも多数分布している（図 24）。

大型城塞型グスク群が出現した沖縄島では、山北・中山・山南の三按司が勢力を広げ、明に朝貢しはじめると、その直後の 1429 年、「琉球国」が誕生するのである。

（4）琉球国統治時代以降

①琉球国統治時代

奄美群島は、15 世紀中葉頃から 17 世紀初頭まで、琉球国の統治下に置かれていた。琉球国の地方行政制度である「間切」が施行され、奄美大島は 7 間切（笠利間切・古見間切・名瀬間切・住用間切・屋喜内間切・東間切・西間切）に区分された。琉球国の奄美大島統治の拠点、笠利集落（奄美市笠利町笠利）に置かれていたと考えられている。

②薩摩藩統治時代

薩摩藩による慶長 14 年（1609）の軍事侵攻の結果、奄美群島は、琉球国の統治下から事実上分離され、薩摩藩の直轄地域として支配されるようになる。琉球国が施行した間切制度は引き継がれ、



図 25 薩摩藩統治時代の間切区分

元禄年間(1688年～1703年)には、笠利間切(赤木名方・笠利方)、古見間切(古見方・瀬名方)、名瀬間切(龍郷方・名瀬方)、住用間切(住用方・須垂方)、屋喜内間切(大和浜方・宇検方)、東間切(東方・渡連方)、西間切(西方・実久方)の7間切14方で構成されていた。

現在の奄美市名瀬は、薩摩藩統治時代における名瀬間切及び古見間切の一部から構成されている。

名瀬間切は、名瀬方(金久・伊津部・大熊・浦上・有屋・仲勝・朝仁・小宿・知名瀬・根瀬部の10集落)と龍郷方(有良・芦花部・秋名・幾里・嘉渡・円・龍郷・久場の8集落)に区分されており、古見間切も、古見方(小湊・名瀬勝・西仲勝・伊津部勝・朝戸の5集落)と瀬名方(中勝・奥間(廃村)・古里(廃村)・戸口・大勝・浦の6集落)に区分されていた。

また奄美市笠利町・住用町は、薩摩藩統治時代における笠利間切・住用間切の行政区域をおおむね踏襲している歴史的地域である。

③近代

享和1年(1801)に、薩摩藩の仮屋が名瀬の伊津部に移転されると、官公庁の変遷に伴いながら寄留商人を中心に名瀬の街の形成が始まる。明治政府による明治4年(1871)の廃藩置県後、薩摩藩は「鹿児島県」となり、明治8年(1875)に名瀬の伊津部仮屋が廃止され、新たに「大島大支庁」が名瀬金久村に設置されるのである。それ以後、昭和時代になるまで鹿児島県の島嶼地域をめぐる行政管轄区域の編成は何度も繰り返され、複雑に変遷した。

明治12年(1879)には郡区町村編制法の施行に伴い、奄美群島は大島郡として鹿児島県大隅国に編入され、大島郡役所が名瀬金久村に設置された。旧来の間切制度を踏襲する形で、間切の下部に置かれた「方」は、小区として移行した。小区には戸長が置かれることになり、与人が戸長に任命されている。

古見方役場は小湊集落に所在していて、最初の役場所在地は小字「上間」とであると伝えられてい



図 26 米軍占領統治下の南西諸島の日本返還過程

る。その後、小湊簡易科小学校跡に移転して、さらに明治時代末期に現在の奄美市立小湊小学校前の場所に移転した。

明治 41 年（1908）、島嶼町村制が施行され、トカラ列島は十島村に、奄美大島は笠利村・龍郷村・名瀬村・住用村・大和村・焼内村・東方村・鎮西村の 8 箇村が成立した。名瀬村は、名瀬間切の名瀬方 10 集落、龍郷方 2 集落、古見間切の古見方 5 集落が併合されて

成立したので、古見方役場は廃止されている。大正 9 年（1920）に島嶼町村制が廃止され、町村制が施行されると、大正 11 年（1922）には、名瀬村から金久と伊津部の 2 集落だけが分立して名瀬町となり、名瀬村における他集落は三方村となる。

④米軍占領統治時代～現代

日本敗戦により、昭和 21 年（1946）に南西諸島の北緯 30 度以南の島嶼は、アメリカ占領軍沖縄海軍軍政府の行政統治下に入る。同年、名瀬町は市制を施行して名瀬市となり、北部南西諸島軍政府が開設される。

昭和 27 年（1952）2 月 10 日、北緯 29 度以北のトカラ列島が日本に復帰した。昭和 26 年（1951）、奄美大島日本復帰協議会の発足を契機に、奄美群島全域で日本復帰に向けた住民運動が展開されはじめ、昭和 28 年（1953）12 月 25 日に日本復帰を果し、ふたたび鹿児島県となった。

北緯 27 度以南の琉球諸島（沖縄諸島・先島諸島）が日本に復帰したのは、奄美群島の日本復帰から 19 年後の昭和 47 年（1972）5 月 15 日である。

日本復帰後の昭和 30 年（1955）、名瀬市は三方村と再び合併して名瀬市となる。その後、平成 18 年（2006）、笠利町・名瀬市・住用村の 3 市町村が合併、「奄美市」が誕生して今日に至る。

平成 15 年（2003）、奄美群島は日本復帰 50 周年の節目を迎え、平成 25 年（2013）に日本復帰 60 周年、平成 30 年（2018）に日本復帰 65 周年の記念行事が行われている。

（5）古地図にみる小湊

幕末、アジアに進出してきた欧米諸国に対して、江戸幕府は、天保 13 年（1842）及び嘉永 2 年（1849）に「海岸防備」の強化を図る施策を打ち出し、全国諸藩に海岸絵図の作成を命じている。

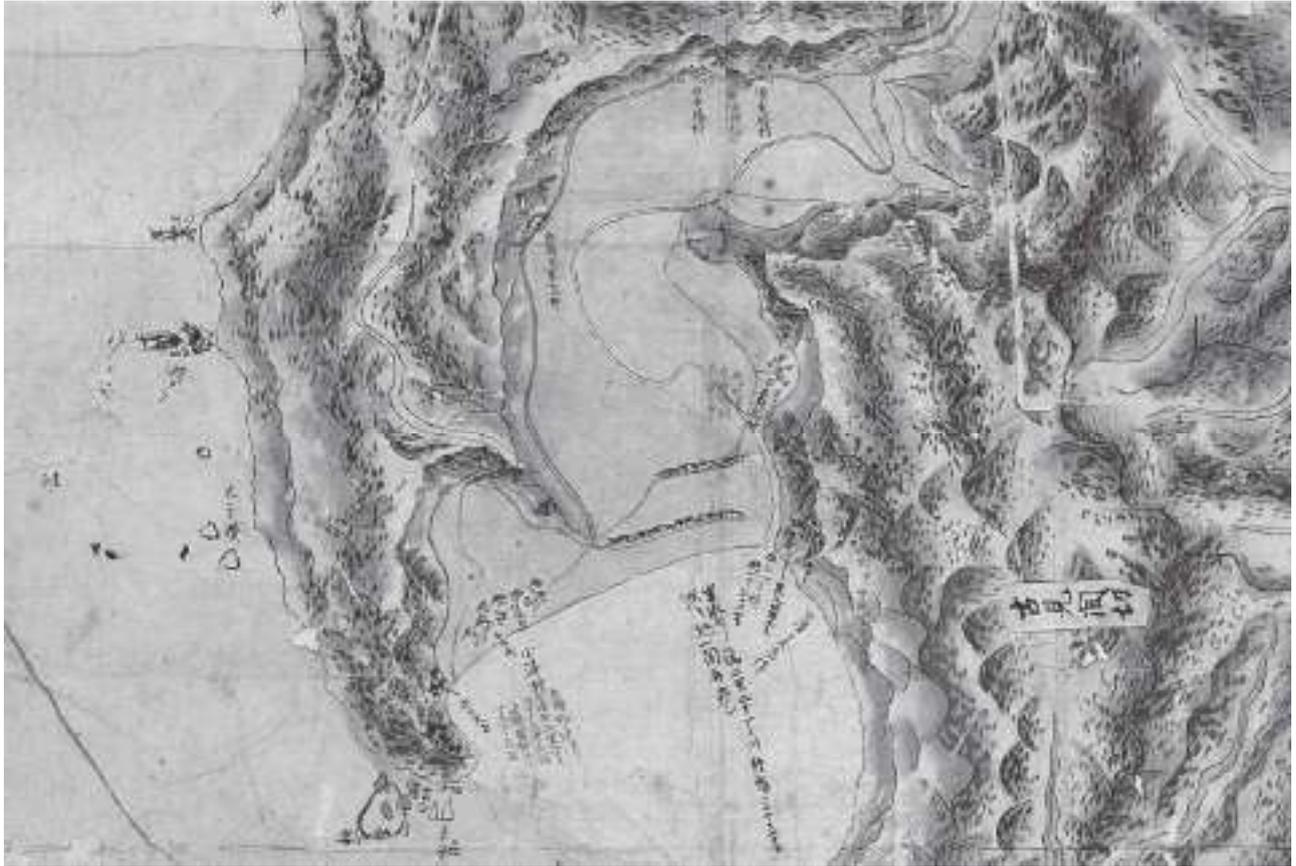


図 27 「大島古図」(鹿児島県立図書館所蔵)における古見間切古見方



図 28 大正 9 年測量「奄美大島 5 万分の 1 地形図」

奄美大島においても、嘉永4年（1851）、「英夷」からの防衛を図るために海岸防備の作成が進められた。薩摩藩の上級藩士・名越左源太が奄美大島に遠島されていた嘉永5年（1852）^{かわみなみ}、琉球国の勤務経験もある汾陽次郎右衛門が率いる一行が作成した奄美大島の精密な地図が「大島古図」と呼ばれる海岸防備図である（図27）。

小湊集落の古老たちによれば、西田集落あたりはかつて「シタラガチ」と呼ばれていたという。この「大島古図」の古見間切古見方の部分には、現在の西田集落と思われる場所に「須垂勝村」という記載を確認することができる。伝承されている「シタラガチ」とは、この「須垂勝村」に該当するものではないかと考えられる。大川は、大きく蛇行して現在の流路とは異なり、河口部分の右岸にはソテツと思われる植物が二列描かれていて、新砂丘・古砂丘の砂丘列が表現されている。

それから大正9年（1920）に、国土地理院の前身機関である「陸軍参謀本部陸地測量部」が奄美大島の地形図を作成している。これによると、大川は、「大島古図」の記載に近い蛇行した流路であり、大川右岸に新砂丘・古砂丘の砂丘列が表現されている。

4 文化・経済

(1) 交通・交流

① 史跡に至る交通アクセス

奄美大島内における交通手段は、陸路の移動にほぼ限られている。島内における道路網は、奄美大島を南北に縦断する一般国道 58 号を基軸として、それに連結する主要地方道が幹線道路となり、これらを補完する一般県道等が生活道路として整備されている。

島内交通は、公共交通機関として、「株式会社しまバス」のバス路線が 49 系統（平成 30 年 3 月 31 日現在）、「南部交通株式会社」のバス路線が 7 系統（平成 30 年 3 月 31 日現在）運行している。タクシーは、奄美大島の車両総数が 197 両を数え、奄美市の車両数は 183 両で、全体の約 93% を占めている（平成 30 年 3 月 31 日現在）。そのほかレンタカーは、事業者数が 84 業者、111 営業所であるが、奄美市の事業者数は 30 業者、39 営業所で、全体の約 35% を占めている（平成 30 年 3 月 31 日現在）。

奄美市名瀬の市街地から史跡が所在する小湊集落まで、バス・自家用車等の自動車による所要時間は 40 分程度である。一般国道 58 号を南方向に向かい、朝戸トンネル（延長 1,725m）を越え、朝戸集落から左折して一般県道小湊朝戸線に入り、直進すると「奄美市立大川小中学校」があり、



図 29 小湊フワガネク遺跡の交通アクセス

そのまま直進していくと、小湊フワガネク遺跡の説明板が設置された十字路に行き当たる。

この十字路は、直進すれば「奄美看護福祉専門学校」に到着し、学校の所在する砂丘一帯に小湊フワガネク遺跡が広がる。十字路を右折すれば、「奄美市立小湊小学校」があり、小湊集落に入る。左折すれば、大川を渡り、名瀬勝集落に入る。

②小湊集落の陸上交通

奄美大島における道路網の整備は、明治41年（1908）、「島嶼町村制」が施行され名瀬村（旧名瀬市の前身）が誕生した頃から開始される。主要な幹線道路は、①名瀬古仁屋線（現在の一般国道58号）、②名瀬早町線（現在の一般県道小湊朝戸線）、③名瀬笠利線（現在の一般国道58号）、④名瀬湯湾線（現在の一般県道名瀬瀬戸内線）の4路線である。

名瀬早町線は、喜界島出身の鹿児島県議会議員の砂泊兼照が、喜界島の早町村まで県道を繋ぐために整備したもので、かつて小湊集落では「砂泊道」と呼ばれていたという（注1）。この名瀬早町線の開通で、牛馬の荷車による運搬が行われるようになり、小湊集落から野菜や魚が名瀬の街の市場に運び出されたのである。また徒歩で名瀬に行く場合には、伊津部勝集落から朝戸峠を越える古道もよく利用されていた。

③小湊集落の海上交通

明治時代から昭和30年代まで、小湊集落を起点として、湾港・早町港まで、「喜界丸」等の定期船が就航していた。明治9年（1876）に開設された小湊郵便局は、明治33年（1900）から大正14年（1925）まで喜界島の郵便物を取り扱い、水路便が往来していたこともある。

また林業が最盛期を迎えていた戦前までは住用地区とも交流が深く、小湊集落から「早栄丸」、「政助丸」の帆船が、山間集落や市集落まで日用品や食料を運搬していたという（注2）。

（2）生業活動

①農業

小湊フワガネク遺跡が所在するフワガネク（外金久）・ナガガネク（長金久）・サガリガネク（下金久）の一帯は、畑地として利用されている。砂丘地におけるいわゆる砂地農業が伝統的に行われていて、独特の農業景観を醸成している。栽培されているのは、砂地農業に特徴的なネギ・ダイコン・ラッキョウ・サツマイモのほか、サトイモ・ジャガイモ・キャベツ・ハクサイ・ニンジン・ニラ・ゴボウ・エダマメ・ラディッシュ・スナップエンドウ等で、自家用野菜類が中心である。

砂地土壌のため、①粘土含有量が著しく少ない、②土壌粒子（砂粒）が結合しにくく土壌の空隙率（砂等の粒子の総体積における隙間部分の比率）が高い、③通気性・透水性に富んでいて保水性に欠けている、④有機物が集積されにくく保肥性に欠けている、⑤地温が上昇しやすい、⑥地表面の砂が乾燥して風により移動する「飛砂」が起きやすい等の特徴がある。

③の保水性は、現在はスプリンクラーが全域に設置されているため、栽培環境は飛躍的に改善されているが、もともと③⑤は、植え付け・収穫時期の季節的選択により対応してきた。④の保肥性

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
夏野菜												
冬野菜												

植付時期
 収穫時期

夏野菜・・・キュウリ, カボチャ, ニガウリ, ヘチマ, トウガン, ナス, ピーマン, オクラ, トマト, ニラ

冬野菜・・・ダイコン, ニンジン, サツマイモ, サトイモ, ジャガイモ, カブ, ラディッシュ, ネギ, ラッキョウ, ニンニク, キャベツ, ブロッコリー, ほうれん草, 小松菜, 水菜, 春菊, ソラマメ, スナップエンドウ, ウコン

表 13 畑地における作物一覧と植付・収穫時期

は、ソテツ葉を燃やした灰（養分吸着剤となる）や海岸に打ち寄せられるホンダワラ等を砂地に混ぜて土壌蓄積養分を高める対応が行われてきた。⑥の飛砂は、細かく区画された畑地の境界に植栽されたソテツが防風林的機能を果たしている。

畑地の農作物は、地温が上昇する7・8・9月（特に8月）を避けながら、年間2回の植え付け・収穫をする栽培方法が行われている。まず降雨が多い3・4月に植え付けを行い、最も地温が上昇する8月前の6・7月に収穫が行われる。7・8・9月は、畑地の除草が中心となる。そして秋の10・11月に植え付けを行い、2・3月に収穫が行われる（表13）。

②漁業

明治時代以降、人口が増加を続けた名瀬の街は、奄美群島最大の消費都市となり、自然発生的に市場が形成されていた。その名瀬市場に食料を供給していたのが小湊集落であり、特に漁業が盛んな地域として知られていた。

小湊集落が面している海岸は、前方はサンゴ礁が発達していない砂地の海岸で、集落左右の海岸はサンゴ礁が発達した海岸となる。これらの海岸地形に応じて、伝統的に営まれてきた漁業は多様で、網漁・釣漁・刺突漁・潜水漁・採集漁等がある（表14）。



図 30 ホシレンコ

〔網 漁〕小湊集落では、大正時代末期頃に導入された「ヨットコ」と呼ばれる刺網

種類	呼称	内容	魚場
網漁	ヨットコ	舟で外海に出て、オヨロ（ムロアジの方言呼称）を対象に舟6艘で行う刺網漁。	外海
	サデ網	舟で網を廻らせて海岸から網を引き寄せて魚類を獲る漁。	沿岸
釣漁	ユナガリ	夜、外海で行われる舟釣り漁	外海
	ヒンナガリ	昼、外海で行われる舟釣り漁	外海
	ガチンアプリ	夜、外海で行われるガチン（アジの方言呼称）の舟釣り漁	外海
	ウチケ	夜、地磯で行われる釣り漁。	沿岸
	イカビキ	夜、舟で外海に出て、魚の形の疑似餌でイカを釣る漁。	外海
刺突漁	ソラ突き	舟で外海に出て、魚の形の疑似餌でソラ（サワラの方言呼称）を誘き寄せて鉈で突き刺す漁。	外海
潜水漁	シミイソ	サンゴ礁の礁縁で行われる潜水漁。	サンゴ礁
採集漁	アギイソ	昼、サンゴ礁のヒシバナ（礁嶺）を歩いて移動しながら行われる採集漁。	サンゴ礁
	イザリ	夜、サンゴ礁のヒシバナ（礁嶺）を歩いて移動しながら行われる採集漁。	サンゴ礁

表 14 小湊集落における漁撈活動（隣 1993）

漁が行われていた。外海に出て、舟6艘で刺網を設置して、オヨロ（ムロアジの方言呼称）を捕獲していた。最盛期には、小湊集落に4組合、崎原集落に2組合の6組合が存在していたという（注3）。

【釣 漁】奄美大島近海には、大型のレンコダイの一種で、平成27年（2015）に新種認定された「ホシレンコ」という魚が生息している。ホシレンコは、春期から秋期にかけて水深300m前後の深い場所に生息していて、冬期になると産卵期となり（12～2月頃）、水深50～80m程度の浅瀬に移動するので、その場所を狙い釣漁が行われてきた。奄美市名瀬の小湊集落、奄美市住用町の和瀬集落や市集落等では、古くから冬期にテーヌユ（タイ）釣りが行われ、特産品として知られていた。このテーヌユがホシレンコである。

漁	釣漁・追い込み漁		釣漁・イザリ漁	釣漁・素潜り漁
地形				
地形分類	砂浜	礁原		礁縁
		礁池	礁嶺	礁斜面
方言呼称	ハマ	エノ	ヒシ	

図 31 小湊集落のサンゴ礁地形（断面）

大正10年(1922)に、奄美大島を訪れていた柳田國男の2月7日から3月1日の日記に「鯛をになひ山を越来る人、小湊は鯛のよくとれる所、除夜にたくさんとれしなり」と記されているが(注4)、この鯛はホシレンコであると考えられる。小湊集落では、最盛期のような釣漁はもう行われていないが、現在でも続けられている。

〔刺突漁〕小湊集落や奄美市住用町の市集落では、春期から秋期を中心に、ソラ(カマスサワラ・オキサワラの方言呼称)の突漁が古くから行われている。長さ2m前後の竹竿に1m程度の紐を結び、その先端に魚の形をした疑似餌を付ける。この疑似餌を水面で動かしながらソラを誘い出し、疑似餌に近づいてきたソラをめがけて、もう片方の手に持つ三又のトギヤ(鉞)で突くのである。

〔採集漁〕一日2回ある海の干潮・満潮は、おおむね4月から9月は昼の干潮が大きく引き、10月から3月は夜の干潮が大きく引く。その季節的特徴に応じて、サンゴ礁が発達した海岸では採集型の漁労活動が行われている。

この漁を行うのは、女性や高齢者が中心である。干潮時に潮が引くと、サンゴ礁の礁嶺(ヒシバナ)は陸化するので(数時間)、その礁嶺を歩き魚介類を捕獲しながら移動していく。特に10月から3月は夜の干潮が大きく引くので、照明(かつては松明、現在はガスランプやLED電燈等)を持ちながら行うイザリ漁が現在でも盛んである。主な獲物としては、魚類ではブダイ類・

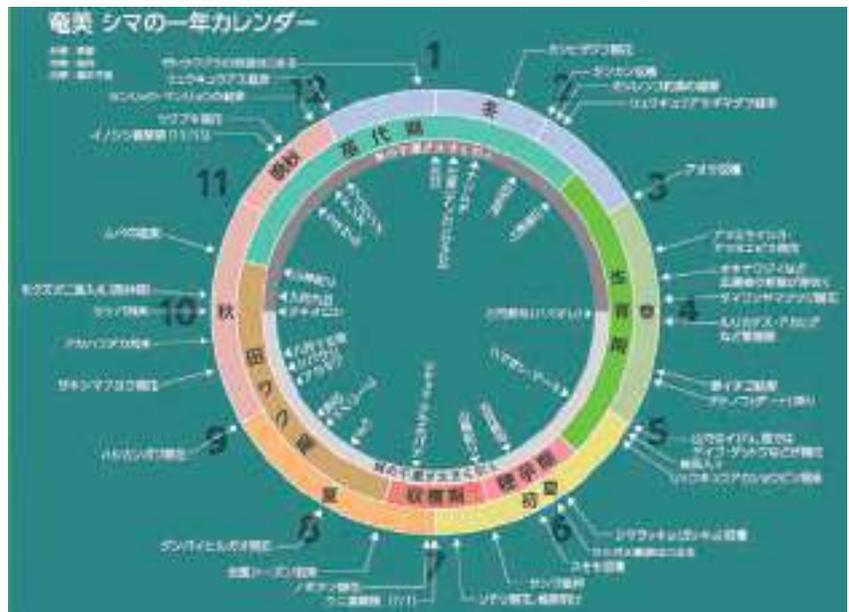


図32 シマの一年カレンダー(奄美市立奄美博物館)

ベラ類, 貝類ではヤコウガイ・チョウセンサザエ・タカラガイ類, 甲殻類ではオウギガニ類・アカモンガニ等が捕獲, 食用にされている。

(3) 伝統的行事

現在でも旧暦行事が行われている奄美群島の中でも、特に奄美大島は旧暦行事がよく継承されていて、小湊集落にも多くの旧暦行事が残されている。小湊集落の旧暦行事について、隣重俊氏による記録に従いながら(注5)、別表に整理しておく(表15)。

(4) 観光

小湊集落をはじめとする古見方地区の観光については、まず整備されている施設として、伊津部勝集落に所在する「本場大島紬泥染公園」、小湊集落の海岸側に所在する「小湊漁港公園」、小湊集

旧 暦	行 事	内 容
1月1日	正月	若水を汲み、家族で三献を済ませて、年頭回りをする。
1月2日	仕事始め、大工祝い	仕事始めで、ソテツ等を植えた。
1月7日	七日ジョッセ、舟霊祭り	数え年7歳の子供が、親戚の家7軒から七草粥をもらう。
1月14日	ナリモチ	ブブギ(リュウキュウエノキ)の枝に餅をつけて家や墓に飾る。
1月15日	小正月	大晦日のように、豚骨料理を食べたりする。
1月16日	山神祭り、炭窯祭り	山神祭りが盛んに行われる日。山には行かない日。
1月18日	ヒキヤゲ	ナリモチとサツマイモと一緒に煮込んだ「ヒキヤゲ」を食べる。
1月20日	カムザレ(甕ざらい)	正月用に準備していた甕の保存食を食べつくして空にする。
2月15日	十五日節句	2月は行事がないので、十五日節句を始めたと言われる。
3月3日	女の節句	ヨモギ餅を作り、潮干狩りに行かないと貝になると言われる。
3月～4月	ハブ狩、ミチサレ	畑道・山道・県道の草刈をして、道路を修理する。
4月初午の日	遊び日	昔は、フーミチで馬競争をした。
5月5日	男の節句	ショウブとヨモギを軒に挿した。
5月5日前後	ハマオレ	稲の害虫駆除日。余興に舟漕ぎ競争が行われた。
7月7日	七夕	早朝、七夕様が立てられた。
7月13日	お盆(ブンムケ)	お盆の準備日。
7月14日	お盆(迎え)	精進料理を供えて、夕方、墓参る。
7月15日	お盆(送り)	精進料理を供えて、夕方、墓参る。
7月16日	遊び日	仕事をしないで、潮干狩りに行ったりする。
アラセツ前日	ツカリ	アラセツ前日。
8月初丙の日	アラシチ	ミキを供えて、カシキ(赤飯)を供える。
アラセツ後壬の日	シバサシ	昔は屋根の四隅に柴を挿した。
アラセツ後甲子の日	ドンガ	八月踊りの最終日。
8月15日	十五夜相撲	ホッパーレとフーガネクに相撲だまりが設けられた。
8月15日	十五夜綱引き	集落の厄除け行事。男の子たちが左綱を担いで集落内を歩く。
9月9日	巖島神社祭礼	巖島神社の祭り日。
9月9日後の庚申の日	カネサル	モーヤを中心とした先祖祭り。
11月8日	鍛冶神祭り	親戚や友人が家に集まり、鍛冶神祭りを行う。
12月31日	正月準備	夜、年取豚と年取餅を食べる。

表 15 小湊集落における旧暦行事一覧(隣 1993)

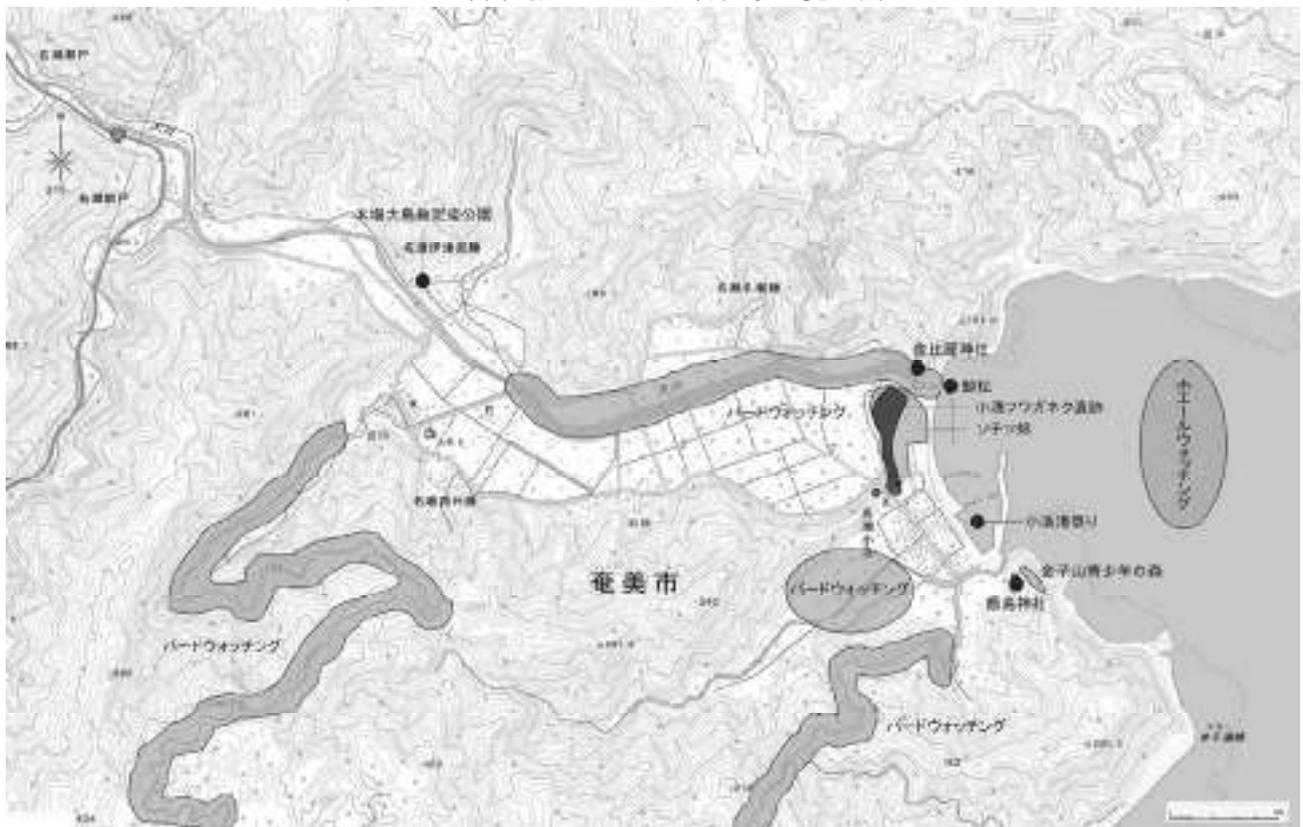


図 33 古見方地区における観光地

落の金子山一带に広がる「金子山青少年の森」等がある。「小湊漁港公園」は、奄美市名瀬における東海岸唯一の海水浴場として市民に親しまれている。近年は、正月の初日の出スポットとしても知られるようになってきた。

イベントとしては、小湊漁港を利用して、毎年開催されている「小湊港祭り」がある。これは、奄美大島の伝統的木造船を模造したグラスファイバー舟による舟漕ぎ競争で、出場チームの順位を競う大会である。毎年45前後の参加チームがあり、応援や見学等、大勢の人びとで賑わう。

そして古見方地区は、その豊かな自然環境から各種の自然観察ポイントとしても利用されている。朝戸集落の大川ダム下流部分に所在する「ビオトープ（野生生物が生息できるように造成された小規模な水辺の空間）」における自然観察や、大川流域や安脚場果樹林道等を利用して「バードウォッチング」が行われ、野鳥観察が楽しまれている。

また、毎年1～3月頃にシベリア方面から南下してきて、奄美大島近海を周遊するザトウクジラの群れを観察する「ホエールウォッチング」が、小湊漁港から出港して行われていて、クジラの群れと一緒に遊泳できる「ホエールスイム」が可能な日本有数の場所として知られている。

そのほか奄美市が地域活性化事業として取り組みを進めている「一集落1ブランド事業」において、小湊集落から「小湊フワガネク遺跡とソテツ畑」と「小湊巖島神社と金子山青少年の森」が選定されていて、いずれも景勝地として知られている。



図 34 金子山青少年の森（城 康弘氏撮影）

注

- 注1 隣 重俊 1993『写真に見るふるさとの今昔 小湊むんがたり』（私家版）p93
注2 隣 重俊 1993『写真に見るふるさとの今昔 小湊むんがたり』（私家版）p94
注3 隣 重俊 1993『写真に見るふるさとの今昔 小湊むんがたり』（私家版）p96-p97
注4 柳田国男 2009 酒井卯作編『南島旅行見聞記』 森話社 p172
注5 隣 重俊 1993『写真に見るふるさとの今昔 小湊むんがたり』（私家版）



図 35 ホエールウォッチング（興 克樹氏撮影）



図 36 本場大島紬泥染公園
（城 康弘氏撮影）



図 37 小湊港祭り（城 康弘氏撮影）

5 文化財

(1) 周辺文化財群

①遺跡

小湊集落が営まれている海岸砂丘や周辺地域には、小湊フワガネク遺跡以外にも複数の遺跡が分布している。

まず新砂丘には、小湊集落遺跡(2)、小湊ハマダ遺跡(3)が確認されている。

小湊集落遺跡(2)は、小湊集落で「シャーミチ」(図7参照)と呼ばれている一帯に分布している。ウジガネク(内金久)やナーマ(中間)の畑地から兼久式土器・カムイヤキが表面採集されているほか、ナーマ(中間)に所在するマー・アジ屋敷と周辺地域から、14～16世紀頃の陶磁器等が表面採集されている。また、昭和40年頃、集落中央の道路(フーミチ)で水道配管工事が行われた際に、多数の陶器・陶磁器が出土している。その出土品は、個人が収集、所蔵していて、現存資料は、碗・皿5点(白磁皿1点・白磁碗3点・黒釉碗1点)、壺5点(褐釉四耳壺3点・双耳無頸壺1点・カムイヤキ壺1点)である。これらの年代は、いずれも11世紀後半～12世紀前半に位置づけられる(注1)。

小湊ハマダ遺跡は、砂丘の南端部分に分布していて、スセン當式土器と考えられる台付甕形土器等が表面採集されている。

山地を挟んで海岸に面した新砂丘上には、小湊イスビラ遺跡(8)が所在する。この遺跡は、砂採取工事で著しい破壊を受けていて、砂丘の縁辺部分に一部が残存しているだけである。工事箇所から兼久式土器が表面採集されている。

また、古砂丘上には、小湊ナンガネク遺跡(4)が分布していて、縄文時代晩期頃と中世の複合遺跡である。昭和48年(1973)に、通称「コジキバカ」と呼ばれている場所で砂採取工事が実施された際、人骨や土器等の出土遺物が発見されたようである。

集落背後の山地では、本土地域の中世城郭に類似した城郭遺跡が3箇所を確認されている。小湊ナーデ遺跡(5)、小湊ムエンヤマ遺跡(6)は、痩せ尾根上に階段状の平坦地を構築し、堀切で尾

	遺跡	時期	立地	内容
1	小湊フワガネク遺跡	弥生並行・古墳並行・中世	新砂丘	貝製品生産遺跡(古墳並行)
2	小湊集落遺跡	古墳並行・中世	新砂丘	遺物散布地
3	小湊ハマダ遺跡	古墳並行	新砂丘	遺物散布地
4	小湊イスビラ遺跡	古墳並行	新砂丘	遺物散布地
5	小湊ナンガネク遺跡	縄文・中世	古砂丘	遺物散布地
6	小湊ナーデ遺跡	中世	山地	城郭遺跡
7	小湊ムエンヤマ遺跡	中世	山地	城郭遺跡
8	小湊モリヤマ遺跡	中世	山地	遺物散布地

表 16 小湊氏集落における遺跡一覧



図 38 小湊集落の遺跡分布

根を切断する構造を有している。

小湊モリヤマ遺跡(7)は、堀切は確認されていないが、14～16世紀頃の陶磁器が表面採集されている。

古見方地区には、小湊集落に分布する3箇所を含めて、城郭遺跡が17箇所を確認されている(注2)。そうした城郭遺跡の分布と呼応するように、小湊集落・名瀬勝集落・西田集落・伊津部勝集落等には、大昔に戦乱の時代が存在したと語られる伝承があり、しばしば「乱れ戦」という言葉が登場する。

また小湊集落・伊津部勝集落・朝戸集落等には、「アジ屋敷」と呼ばれる場所も語り伝えられている。アジ屋敷は、明治時代に、名瀬村長を務めた都成植義となりうえよしが「本島諸所ニ案司屋敷アリ、或ハ村近キ高丘ノ嶺ヲ平ラカニシ、或ハ山間人ノ通ヒ難キ險峻ノ地ヲ撰ミテ地引ヲナシ、且ツ環ラスニ壕ヲ以テセリ、在昔戦斗ノアリシ趾ナリト相伝フ」と特徴が記されていて(注3)、城郭遺跡を指すものであると考えられる。

さらに『大奄美史』によれば、「古見我利翁こみ がりや」と呼ばれる古見間切の首長(アジ)をめぐる伝承が記載されている(注4)。古見方地区に関係する伝承として注目されるが、現在の古見方地区でこの伝承を確認することはできない。伝承の大筋は、住民たちから慕われていた「與湾大親ゆわんふーや」と呼ばれるアジを妬んだ古見我利翁が、與湾大親が謀反の準備を進めていると琉球国王に密告したことから、無実の與湾大親が琉球国から派遣された軍勢に討伐されてしまい、その後、古見我利翁も計略が発覚して討伐されるというものである。

②文化財

〔巖島神社の木造弁財天坐像及び黒塗り厨子〕ご神体である木彫りの十六童子像は、奄美群島では見当たらない珍しいものである。たくさんたぐさの童子像があることから、小湊集落では子宝の神様として信仰されている。木彫り像を収めていた黒塗り厨子の扉内側には、朱筆で寛政3年(1791)再興、「古見方筆子恒雲」の名前が記載されている。昭和47年(1972)3月2日、名瀬市指定文化財に指定され、今日に至る。

〔巖島神社の石灯籠及び手水鉢〕巖島神社は、もともと海岸近くに所在していて、台風等の高波被害を受けないように、山裾の高い場所に移転したものである。神社の上方には、かつて観音寺が存在したと伝承されているが、現在の神社境内に残されている石灯籠には享保16年(1721)に「古見方與人貫悦よひと はにし」が寄進した銘文が、そして手水鉢には年号は判読できないが「古見方與人覇仁志」が寄進した銘文が、それぞれ刻まれている。これらは観音寺が存在した証拠となるものである。昭和47年(1972)3月2日、名瀬市指定文化財に指定され、今日に至る。

〔鯨松〕集落左側の海岸には、通称「鯨松」と呼ばれる大岩がある。この「鯨松」には、以下のような由来がある。大昔に松が生えた大岩を乗せた鯨が回遊してきたことがあり、その際に小湊の神様と名瀬勝の神様が、鯨を手招きして自分の側に引き寄せようと競い合いをした。結局、名瀬勝の



図 39 小湊集落の文化財分布

神様の側に鯨は引き寄せられ、大川河口に接岸して、大岩の下敷きとなり死に絶えたのが、今の鯨松であると語られている。

〔隣家住宅〕集落のホッパーレ側に所在する旧家で、薩摩統治時代の島役人の最高役職である間切与人を輩出した。鹿児島県教育委員会により平成元年（1989）に民家調査が行われており、薩摩藩統治時代末期の古民家であると報告されている（注5）。

〔神道〕^{かみみち}集落内のシャーミチ側に断続的に残されているかつてのノロ祭祀に関わる聖地である。「隣家住宅」に隣接している箇所は、良好な状態で残されている。

〔マー〕集落のホッパーレ側に所在する八月踊りや十五夜綱かつぎが始まる広場。本章第1節1(3)に記載しているとおり、「島建て石」から遠望した時にみえたと伝えられる広場である。

〔アジ屋敷跡〕本章第1節1(3)に記載しているとおり、伊平屋島按司の王子イイマランコラとその妹が暮らした小湊集落の始まりと伝えられる屋敷である。

〔古見方役場跡〕集落のホッパーレ側の小字上ル間に設置されていたという。その後、フーガネク側に何度か移転を繰り返し、現在の小湊小学校前に移転されたのを最後に、明治41年（1908）に「島嶼町村制」の施行により廃止された。

〔モーヤ墓〕乱れ戦、あるいは疫病による死者が納められていると伝えられ、「モーヤ」とは「喪屋」の意味であるという。モーヤ墓は「赤中講（ハータリゴ）」「中間講（ナーマゴ）」「保呂講（ホロゴ）」の3箇所あり、これに基づいて庚申講が行われている。奄美大島の中部から南部にかけて分布する再葬墓の一種で、サンゴ石を積み上げて構築し、納骨空間を作り出したものである。現在は、サンゴ石の崩壊を防ぐため、コンクリートで固められている。

〔ペリー伝承〕「大島古図」が作成された嘉永5年（1851）、日本開国任務を与えられたアメリカ海軍東インド艦隊のペリー艦隊は、琉球国に寄航し、その後、長崎まで航行している。その際、水の補給のために、ペリー艦隊が小湊集落に上陸したという伝承がある。

〔島建て石〕伊平屋島按司の王子イイマランコラとその妹がイスビラ海岸から上陸して、山頂に置いたと伝えられるイヒリ石（男石）とウナリ石（女石）の巨石2点である。

〔イスビラ〕伊平屋島按司の王子イイマランコラとその妹が漂着したと伝えられる海岸である。

注

注1 亀井明德 1993「南西諸島における貿易陶磁器の流通経路」『上智アジア学』第11号

注2 名瀬市教育委員会 2001『奄美大島名瀬市グスク詳細分布調査報告書』

注3 都成植義 1933『奄美史談』永井龍一校訂

注4 昇 曙夢 1949『大奄美史』奄美社

注5 鹿児島県教育委員会 1990『鹿児島県の民家－離島編』



図 40 小湊巖島神社の弁財天像



図 41 「鯨松」から望む小湊フワガネク遺跡



図 42 ホッパーレの隣家住宅・マー・アジ屋敷



図 43 集落墓地におけるモーヤ墓



図 44 島建て石（手前がイヒリ石、奥がウナリ石）



図 45 伊平屋島按司の王子が漂着したと言われるイスピラ海岸

(図 41～図 45 撮影：城 康弘氏)

(2) 伝統的農業景観

小湊海岸に史跡が所在する海岸砂丘は、約 30ha にも及ぶ広大な面積を有し、その半分の約 15ha が畑地として利用されている。畑地では主に自家用野菜が栽培されているが（本節 4 (2) 生業活動を参照）、土地を短冊形・方形に細かく区画して、土地境界にソテツを植栽した独特の農業景観が形成されていて、現在も畑地にソテツ列が並ぶ美しい景観が残されている。その景観は、奄美民謡（シマウタ）にも「ソテツぬキョラさや古見金久」と唄われている。

小湊フワガネク遺跡が所在する一帯の小湊集落の畑地は、国土交通省が平成 20 年度事業として全国公募が行われた「島の宝 100 景」に、「小湊フワガネク遺跡群とソテツ群落」として選定されている。当事業は、400 を超える島に人が暮らしている日本において、離島振興の一環として、島の暮らしや人々の営みがわかり、次世代に引き継いでいきたい、活かしていきたい景観を「島の宝 100 景」として選定し、島に暮らす人々に「島の宝」として再認識してもらい、国民にも広く周知を図ることを企図して実施されたものである。

また、奄美市は、平成 19 年度から「地域の活性化は集落から」という考え方に基づいて、各集落において今日まで受け継がれてきた伝統芸能・特産品・景観・天然記念物等の地域資源を「地域



図 46 畑地の土地境界にソテツが植栽されている小湊集落の砂丘地（撮影：城 康弘氏）



図 47 ソテツ葉の保護覆い①



図 48 ソテツ葉の保護覆い②



図 49 小学校運動会のソテツ葉の緑門

の宝」と捉えて、それらを活用して地域活性化を図ろうとする「一集落1ブランド事業」に取り組んでおり、現在、市内21集落から22点の地域の宝が集落ブランドとして認定されている。小湊集落からは、「小湊フワガネク遺跡とソテツ畑」と「小湊巖島神社と金子山青少年の森」が選定されている。

ソテツが土地境界に植栽されている独特の農業景観は、有用植物としてソテツにさまざまな利用方法があることに由来する。

まず「防風林」として畑地の作物を保護してくれる。そしてソテツの葉は、①植え付けした作物を炎天下の強い日射から守る、②動物による作物の食害から守る（葉のトゲに効果がある）等の「保護覆い」として利用されている。

さらにソテツの葉は、畑地で焚火の「燃料」として利用され、その灰は養分（肥料）吸着剤として砂地に混ぜるという利用も行われている。

また、実や幹は、飢饉の際の「救荒食」として重要な役割を果たしてきた。その起源は明らかではないが、加計呂麻島諸鈍集落の「林家」に残されている天保2年（1831）救荒食としてソテツの『遺言記録』に、植栽を奨励する記載があるので、小湊集落の畑地でも古くから利用されていたものと考えられる。小湊集落の畑地におけるソテツの樹齢も古いものと考えられる。

ほかに、装飾的な利用として、奄美大島では、運動会や豊年祭等でソテツ葉を利用したアーチ（緑門）が、現在でも盛んに作られている。

「救荒食」としての利用を除けば、少なくとも薩摩藩統治時代から現在に至るまで、小湊集落の畑地では、あまり変わらないソテツの多角的利用が続けられているといえる。

「奄美看護福祉専門学校」に隣接した畑地約13,000㎡は、国指定史跡として保護されているが、当地の伝統的農業景観も、将来にわたって維持、保存されていくことが期待される。

第2節 文化財指定に至る経緯・経過

1 史跡

平成7年4月、小湊集落が営まれている砂丘北側の畑地に、学校法人日章学園「奄美看護福祉専門学校」が開校した。また、この頃から砂丘縁辺部分で砂採取工事が行われるようになりはじめた。名瀬市教育委員会（当時）は、平成8年（1996）9月、当砂丘の畑地で行われた砂採取工事の立会調査で遺跡を確認した。これが小湊フワガネク遺跡の発見の契機である。遺跡が確認された小字地名は「フワガネク（外金久）」であることから、遺跡名称は「小湊フワガネク遺跡」と命名された。

同校では、学校施設の整備を図るため、校舎および学生寮の西側に隣接する約25,000㎡の畑地を対象地として、施設拡張事業を計画していた。平成9年度には、校舎に隣接して多目的ホールの建設が計画されていて、その計画区域の隣接箇所から遺跡が確認されたので、計画区域内にも遺跡が分布している可能性が予測された。そのため、鹿児島県教育委員会の指導を受けながら、奄美看護福祉専門学校・名瀬市（当時）・名瀬市教育委員会（当時）の三者で協議を行い、平成8年度で事業計画区域における遺跡分布の有無を確認するための発掘調査を実施することが決定した。

確認調査は、平成9年（1997）1月21日から4月4日まで、名瀬市教育委員会により合計7箇所を実施され、5箇所から遺跡の分布が確認された。当該調査結果をふまえて、あらためて奄美看護福祉専門学校・名瀬市・名瀬市教育委員会の三者で協議した結果、基本的に遺跡は現状保存する方針で一致したが、多目的ホール建設箇所の一部とその工事に係る汚泥排水の調整池建設箇所の2箇所については、現状保存が困難であり、名瀬市教育委員会が記録保存のための発掘調査を実施することで合意した。

緊急調査では、先行して着工される多目的ホール建設箇所から着手して（第一次調査）、続いて調整池建設箇所（第二次調査）に移行する計画で開始された。第一調査次調査は平成9年（1997）5月

発掘調査	年度	調査期間	調査主体	調査箇所	備考
確認調査	平成8	平成9年 1月21日～4月4日	名瀬市 教委	7箇所	「奄美看護福祉専門学校」拡張事業の計画区域で実施
緊急調査	平成9	平成9年 5月12日～6月14日	名瀬市 教委	3箇所	「奄美看護福祉専門学校」拡張事業に伴う緊急発掘調査
緊急調査	平成9	平成9年 7月22日～12月19日	名瀬市 教委	2箇所	「奄美看護福祉専門学校」拡張事業に伴う緊急発掘調査
範囲確認調査	平成11	平成12年 3月20日～3月25日	名瀬市 教委	1箇所	砂採取工事の計画地を範囲確認調査の一貫として発掘調査
範囲確認調査	平成12	平成12年 8月5日～10月4日	名瀬市 教委	5箇所	文化財補助事業「小湊フワガネク遺跡発掘調査等事業」
範囲確認調査	平成12	平成13年 3月17日～3月29日	名瀬市 教委	1箇所	砂採取工事の計画地を範囲確認調査の一貫として発掘調査
範囲確認調査	平成13	平成13年 8月6日～10月12日	名瀬市 教委	6箇所	文化財補助事業「小湊フワガネク遺跡発掘調査等事業」

表17 小湊フワガネク遺跡の発掘調査一覧

	発行者	発行年	報告書名
1	名瀬市教育委員会	平成 11 (1999)	奄美大島名瀬市 小湊フワガネク (外金久) 遺跡-学校法人日章学園「奄美看護福祉専門学校」拡張事業に伴う緊急発掘調査概報-
2	名瀬市教育委員会	平成 15 (2003)	奄美大島名瀬市 奄美大島名瀬市小湊フワガネク遺跡群-遺跡範囲確認調査報告書-
3	名瀬市教育委員会	平成 17 (2005)	奄美大島名瀬市 小湊フワガネク遺跡群Ⅰ-学校法人日章学園「奄美看護福祉専門学校」拡張事業に伴う緊急発掘調査報告書-
4	奄美市教育委員会	平成 19 (2007)	奄美大島名瀬市 小湊フワガネク遺跡群Ⅱ-学校法人日章学園「奄美看護福祉専門学校」拡張事業に伴う緊急発掘調査報告書-
5	奄美市教育委員会	平成 28 (2016)	鹿児島県奄美市 国指定史跡・小湊フワガネク遺跡総括報告書

表 18 小湊フワガネク遺跡の発掘調査報告書一覧

12日から6月14日まで、第二次調査は平成9年(1997)7月22日から12月19日まで行われ、発掘調査を終了した。発掘調査の結果、掘立柱建物跡4棟等の遺構が確認され、土器・石器・鉄器・貝製品や食料残滓の自然遺物等の遺物も大量に出土した。遺跡分布が少ない名瀬市(当時)から発見された先史時代遺跡として注目を集めた。

この調査成果を受け、名瀬市教育委員会は、文化庁・鹿児島県教育委員会の指導を受けながら、遺跡を保存していく方針を固め、平成12年度から平成14年度まで史跡指定を目指した小湊フワガネク遺跡の範囲確認調査を実施した。平成12年度の発掘調査は平成12年(2000)8月5日から10月4日まで、平成13年度の発掘調査は平成13年(2001)8月6日から10月12日まで行われ、奄美看護福祉専門学校西側に広がる畑地部分において、6~7世紀頃の遺跡のほかに、弥生時代後半から平安時代にかけて複数時期の遺跡が分布している様子が明らかとなり、約25,000㎡におよぶ広大な遺跡であることが確認された。

緊急調査の発掘調査報告書は、平成16年度と平成18年度に、二分冊で刊行された。整理作業の結果、5箇所を確認された遺物集中区は、貝匙・貝玉・貝札・有孔製品・夜光貝蓋製敲打器等の貝製品が、磨石・敲石や台石・研石と一緒に出土していて、ここが貝製品製作跡であることが判明した。また、当該部分から出土した夜光貝匙は、加工途上の資料が多数含まれていて、貝殻の割り取りから最終仕上げまでの製作工程が確認できることも明らかにされた。

食料残滓の自然遺物について、第一次調査と第二次調査の調査区で様相が異なる事実が明らかになり、特に第二次調査には冬期に捕獲できる生物相が含まれていたため、生業活動における季節性まで確認できた。

さらに、「兼久式土器」が多数出土した。兼久式土器は、弥生時代後期から平安時代後期に至る約1,000年間の年代幅が与えられている土器型式で、細分編年の研究が遅滞していて、小湊フワガネク遺跡出土土器の型式学的研究により、その年代的位置づけや型式細分の見通しが得られることとなった。

小湊フワガネク遺跡からは、狭い調査面積にもかかわらず、古墳時代並行期の6～7世紀を中心とする質・量ともに豊かな遺構・遺物が確認された。その結果、貝製品の製作遺跡であることや、古墳時代の政治的社會が国家形成に向かう時期の列島周縁地域の様子を明らかにできる遺跡として評価され、平成22年8月5日、旧名瀬市域初の国による史跡指定を受けた。

2 重要文化財

出土遺物についても、学術的な価値が評価されており、文化庁文化財部記念物課・美術学芸課(当時)、鹿児島県教育委員会の指導を受けながら、平成24年度から出土遺物の再整理が開始された。なぜならば、平成16年度と平成18年度に二分冊で刊行された緊急調査の発掘調査報告書は、夜光貝匙等の貝製品の実測図・写真の掲載数が少なく、また、石器が未報告であるため、そうした補遺を中心に、重要遺物の整理作業に取り組んだものである。あわせて過去7回にわたる発掘調査成果についてもとりまとめを行い、平成27年度に総括報告書を刊行した。その結果、平成28年8月17日、出土品1,898点が国重要文化財に指定された。

3 指定の状況

(1) 史跡

①指定告示

名 称	小湊フワガネク遺跡	
所 在 地	鹿児島県奄美市名瀬大字小湊字外金久	323番3, 343番, 344番, 345番, 350番のうち実測1176.28平方メートル, 363番, 367番口, 377番のうち実測700.97平方メートル
	同 字長金久	379番, 380番, 381番1, 381番2, 382番のうち実測530.40平方メートル, 400番, 401番, 401番1
	同 字下金久	438番, 447番, 448番, 449番5, 449番12
	鹿児島県奄美市名瀬大字小湊字外金久350番と同343番に挟まれ同字長金久401番と同字下金久438番に挟まれるまでの道路敷を含む。 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を鹿児島県教育委員会及び奄美市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	
種 別	史跡	
指 定 日	平成22年8月5日(文部科学省告示第123号)	
指定基準	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項, 指定基準「史跡の部」に当たる	
管理団体	奄美市	

②指定説明文

小湊フワガネク遺跡は、奄美大島中部の太平洋岸、弓状の砂丘上標高9メートルに立地する、6世紀代から8世紀代に属する貝製品の生産を行った集落遺跡である。

平成7年度以降の学校建設や砂取り事業に伴う発掘調査により、弥生時代併行期、6世紀代から8世紀代、そして、12世紀代の各期の遺構や遺物が確認されたため、名瀬市教育委員会(現・奄美市教育委員会)は平成13・14年度に遺跡の範囲と内容を確認するための発掘調査を実施した。

遺跡は、南北400メートル、東西180メートルに弓状に延びる砂丘の西側半分に広がるが、中核となる6世紀代から8世紀代に属する遺構は、その中でも南西部、南北280メートル、東西80メートルの範囲に収まる。この時期の奄美地域の集落は、発達したリーフ(珊瑚礁)に面した砂浜に立地する場合と、リーフがあまり発達せず狭小な平野の河口に形成される砂丘に立地する場合とがあるが、小湊フワガネク遺跡は後者の典型として位置づけることができる。

遺跡の中央部では、床面に炉を有した桁行4間、梁行2間の掘立柱建物四棟が確認され、食用にされたと考えられる各種貝殻、獣骨、魚骨なども多数出土した。さらに、遺跡の北端部では壁面に礫を配した墓1基も確認され、当該期における奄美地域における生活の様子が明らかになった。

注目される遺物は、掘立柱建物の近接地に集中する南海産大型巻貝を素材とした、ヤコウガイ製貝匙、イモガイ製貝符といった貝製品である。それらは、未成品をはじめ、大量の加工されていない貝殻や貝殻破片、そして、敲石や磨石とともに出土した。これにより、ここが貝製品の製作場所であり、それら貝製品の製作工程についても明らかになった。また、イモガイ製貝符については、装身具として大量に副葬された広田遺跡などが所在する、種子島との関係が確認されている。

これ以外の遺物としては、釣針4点を含む鉄器22点のほか、大量の兼久式土器が出土した。奄美・沖縄地域では、鉄器の生産は9世紀代に開始されることから、これら鉄器は交易に伴う搬入品と考えられる。また、兼久式土器は、これまで6世紀代から10世紀代の長期間にわたって存続する土器型式と考えられてきたが、この遺跡から出土する兼久式土器の検討により、その前半代は6世紀代から8世紀代に相当することが明らかになり、型式学的・年代学的研究にも大きく寄与した。

このように、小湊フワガネク遺跡は、6世紀代から8世紀代に属する奄美地域の砂丘上に立地する集落の典型例であり、食料残滓や墓の存在から奄美地域における当該期の生活復元も可能になる遺跡である。また、南海産大型巻貝を素材とした貝製品の製作地であり、その製作工程も復元され、これら貝製品や鉄製品を含め、交易についても明らかになった。また、当該期の本州から九州にかけては、古墳時代から古代へ移行する時期であるが、このような政治的影響がほとんど及ばなかった地域の社会の在り方を知る上でも極めて重要である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(文化庁文化財部監修『月刊文化財』564号(平成22年9月1日発行)所収「新指定の文化財」より転載)

(2) 重要文化財

①指定告示

名 称	鹿児島県小湊フワガネク遺跡出土品
	一、夜光貝匙 83 点 一、貝製品 1,566 点 一、土器 18 点 一、石器・石製品 200 点 一、ガラス小玉 12 点 一、骨角製品 2 点 一、鉄製品 17 点
保管施設	奄美市（奄美市立奄美博物館保管）
施設所在地	鹿児島県奄美市名瀬幸町 25-8
種 別	有形文化財
指 定 日	平成 28 年 8 月 17 日（文部科学省告示第 116 号）
指定基準	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項，指定基準「重要文化財の部」に当たる
管理団体	奄美市

出土品内訳		点数	備考
夜光貝匙（やこうかいさじ）		83 点	
貝製品	貝玉（かいだま）	6～7 世紀頃	797 点
		5 世紀頃	220 点
	貝 札（かいさつ）	34 点	墓壇出土
	有孔製品（ゆうこうせいひん）	367 点	
	夜光貝蓋敲打器（やこうがい・ふた・こうだき）	145 点	
	その他貝製品	3 点	
	小 計	1,566 点	
土 器（どき）		18 点	
石器	磨石・敲石（すりいし・たたきいし）	125 点	
	台石・砥石（だいせき・といし）	74 点	
	その他石製品	1 点	
	小 計	200 点	
ガラス小玉（ガラスこだま）		12 点	墓壇出土
骨角製品（こっかくせいひん）		2 点	
鉄 製 品（てつせいひん）		17 点	
合 計		1,898 点	

表 19 国指定重要文化財小湊フワガネク遺跡出土品一覧

②指定説明文

本件は、奄美大島の東岸に所在する、小湊フワガネク遺跡から出土した 6～7 世紀頃の遺跡から出土した資料の一括である。遺跡は、奄美市名瀬の市街地から東に約 10 キロメートル、太平洋に面した標高約 9 メートルの砂丘上に位置し、専門学校の施設拡張工事に伴い、平成 9 年（1997）に約 600 平方メートルが発掘調査された。その結果、夜光貝匙をはじめとする、多量の貝製品とその製作関連遺物などが出土した。この調査成果をうけて、平成 12～14 年（2000～2002）、史跡指定を

目指した遺跡の範囲確認発掘調査が 12 箇所で行われ、その広がりが把握された。

検出された遺構は、掘立柱建物跡 4 棟、墓壇 1 基、有孔貝製品集積遺構 5 基、貝製品製作跡と考えられる遺物集中区 5 箇所などである。

本件は、これらの遺構及びその周辺に広がる包含層から出土した遺物の一括で、未製品を含む夜光貝匙 83 点をはじめとして、貝玉 1,017 点、貝札 34 点、有孔貝製品 367 点、夜光貝蓋製敲打器 145 点、その他貝製品 3 点、土器 18 点、石器 200 点、ガラス玉 12 点、骨角製品 2 点、鉄製品 17 点の、合計 1,898 点で構成される。

中でも本件を代表するものは、原貝への穿孔剥離から荒割、成形の諸段階を含む夜光貝匙の多量な出土である。夜光貝は、南西諸島の温暖な海域に生息する大形の巻貝で、夜光貝匙はその貝殻を素材として製作された、柄匙形の貝製品である。その出土は国内では奄美群島（鹿児島県）、及び琉球諸島（沖縄県）に限られるが、当遺跡ほど纏まった出土例がある遺跡は少なく、夜光貝匙の集中的な生産遺跡として、当遺跡の持つ意味は大きい。夜光貝匙は、その産地は不明だが遠く朝鮮半島南部の古墳（5 世紀後半）からも複数の出土が知られているが、国内では九州島を含めて、それ以北からの出土は未だ知られていない。

この夜光貝匙などを製作するための用具として注目される資料には、多数の夜光貝蓋製敲打器及び磨石・敲打石がある。これらは、台石・砥石とともに夜光貝等の硬い貝殻を剥離成形するための道具として重要である。

その他の特徴的な貝製品として、貝玉・貝札・有孔貝製品などもある。貝玉は遺跡全体の広い範囲から出土していて、その多くは自然穿孔がある小形巻貝の螺頭部分を素材とし、その周縁に細かな研磨を加えたものである。また、特に小形の貝玉は、墓壇から 5 世紀頃の所産と目されるガラス玉とともに出土しており、当時の葬送の一端をうかがわせる資料である。貝札は、広田遺跡（鹿児島県南種子町）上層・下層の墓壇から多数出土した例が知られているが、小湊フワガネク遺跡から出土した資料は、広田遺跡の上層出土品と同様なものに限られる。

有孔貝製品は、夜光貝や二枚貝等の貝殻に円孔を穿ったもので、漁網に取り付ける錘など実用的な用途が推定され、その集積遺構も確認されている。これら多彩な貝製品の様相は、奄美大島に棲息する豊富な貝産資源を用いた、多様な貝製品製作技術の存在を良く示している。

さらに土器は、甕形土器を中心とした奄美群島の在地的な器種構成・文様要素を持つ兼久式土器で、南西諸島の土器編年研究を考える上でも重要である。その他、数は少ないが、刺突具等の骨角製品や釣針等の鉄製品等も出土しており、これらも当遺跡の生業活動の実態を示すものとして注目される。

以上、本遺跡の出土品は、貝匙をはじめとする貝製品の集中的な製作遺跡からの出土品として充実した資料であり、あわせて当時の生業や、貝製品の流通の様子を示す内容を含む、きわめて重要な学術的価値を持つ一括である。

（文化庁文化財部監修『月刊文化財』633 号（平成 28 年 6 月 1 日発行）所収「新指定の文化財」より転載）

第3節 小湊フワガネク遺跡の発掘調査

1 遺跡の立地

小湊フワガネク遺跡は、奄美大島北部の東海岸に位置する奄美市名瀬大字小湊に所在する。小湊集落には、長さ約1kmの海岸線に沿いながら、新旧2列の海岸砂丘の発達が認められる。海岸側に位置している砂丘は、奄美大島でも屈指の規模を誇る大型砂丘である。当該砂丘の北半部分は畑地、南半部分は集落として利用されている。小湊フワガネク遺跡は、この畑地部分に所在している。

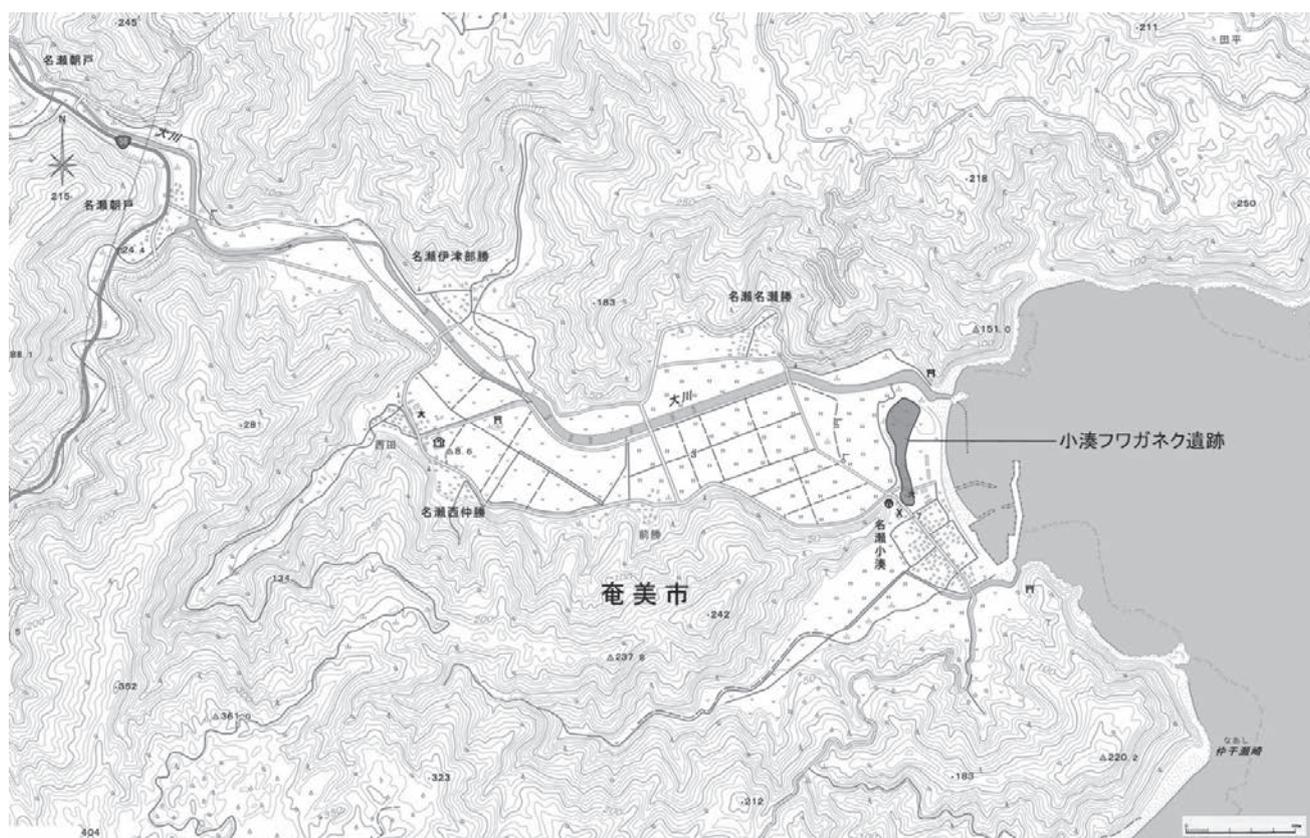


図50 小湊フワガネク遺跡の位置

2 発掘調査の経過と実施箇所

(1) 確認調査

確認調査は、学校施設拡張工事の計画地内の7箇所で行われた。調査を実施した調査区は、調査区2（小湊字外金久342番地）、調査区3（小湊字外金久362番地）、調査区4（小湊字外金久326番地）、調査区5（小湊字外金久354-4番地）、調査区6（小湊字外金久354-6番地）、調査区7（小湊字外金久363番地）、調査区8（小湊字長金久422-イ番地）である。

(2) 緊急調査

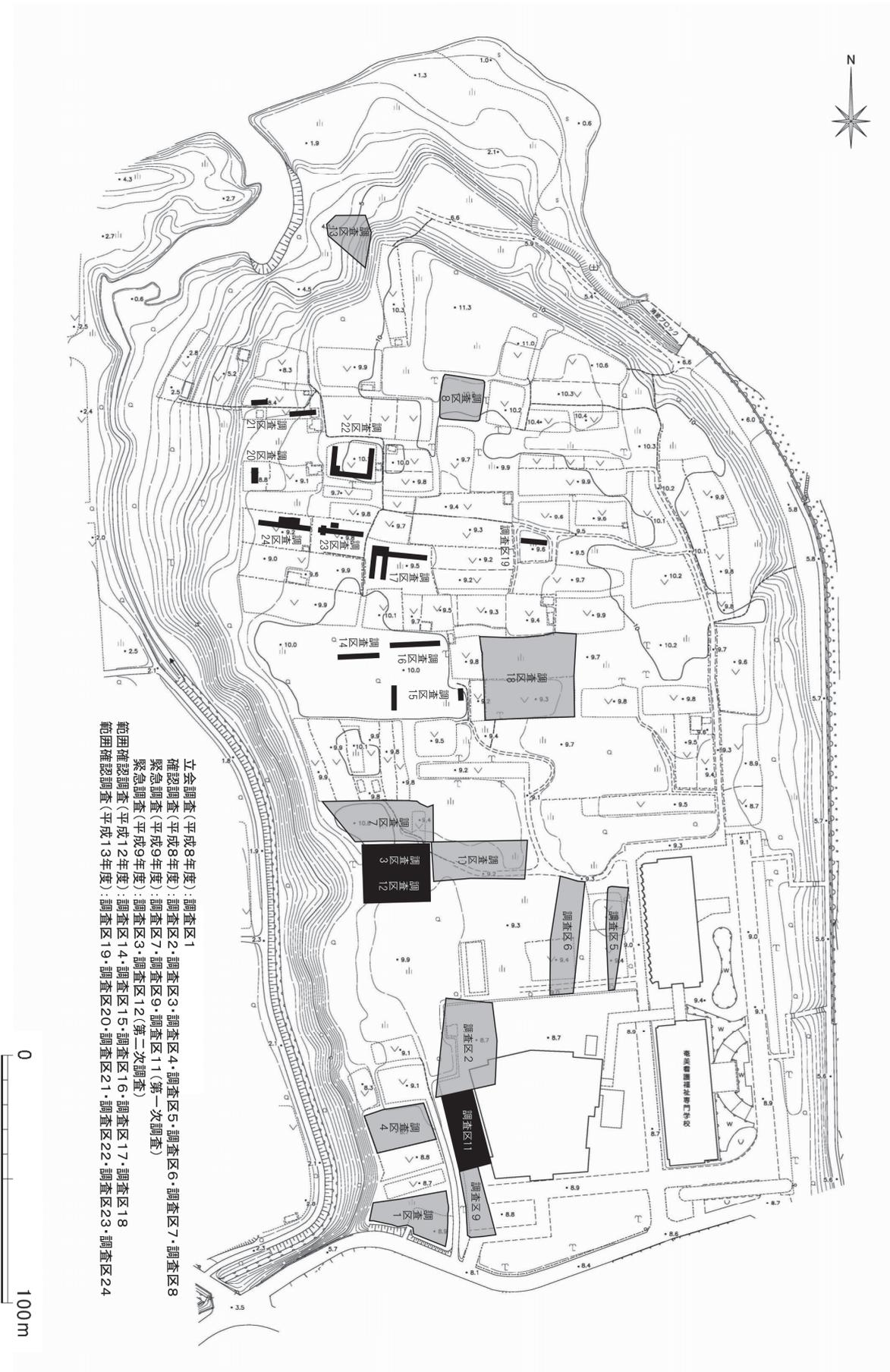


図51 小湊フワガネク遺跡における発掘調査箇所

①第一次調査

緊急調査は、まず調査区 7（字外金久 361 一イ番地）および調査区 9（字外金久 327-2 番地）・調査区 11（字外金久 327-1 番地）の 3 箇所で行われた。調査区 9・調査区 11 では、兼久式土器段階の文化層が確認され、大量の遺物が出土した。夜光貝匙の製作跡と考えられる遺物集中区が 2 箇所検出され、夜光貝匙・貝札・有孔製品等の貝製品、土器、石器、鉄器等が出土した。

②第二次調査

続いて発掘調査を実施したのは、調査区 3（字外金久 362 番地）および調査区 12（字外金久 350 番地）の 2 箇所である。確認調査が行われた調査区 3 と隣接する調査区 12 をあわせて、グリッドを設定した。調査区 3・調査区 12 では、中世と兼久式土器段階の文化層が確認され、特に後者から大量の遺物が出土した。夜光貝匙の製作跡と考えられる遺物集中区が 3 箇所検出され、夜光貝匙・貝玉・貝札・有孔製品等の貝製品、土器、石器、鉄器等が出土した。

（3）範囲確認調査

平成 12 年度の遺跡範囲確認調査は、調査区 14（字長金久 381-2 番地）、調査区 15（字外金久 377 番地）トレンチ 1・2、調査区 16（字長金久 381-1 番地）、調査区 17（字長金久 398-1 番地）トレンチ 1・2・3、調査区 23（字長金久 401-1 番地）の 5 箇所で行われた。5 箇所の調査区で中世の文化層が確認されているが、出土遺物は僅少である。調査区 14・調査区 15・調査区 16 では、兼久式土器段階の文化層が認められたが、確認までに止めている。調査区 17 では、墓壇 1 基が確認された。墓壇の構築・使用年代は、墓壇が構築されている層位、配石を伴う墓壇の構造、副葬されていた玉類等から、古墳時代前期並行期頃（4～5 世紀頃）と考えられている。

平成 13 年度の遺跡範囲確認調査は、調査区 19（字長金久 397 番地）、調査区 20（字長金久 403 番地・414 番地）、調査区 21（字長金久 415-2 番地）トレンチ 1・2、調査区 22（字長金久 412-1 番地）トレンチ 1・2・3、調査区 23（字長金久 401-1 番地）、調査区 24（字長金久 401 番地）の 6 箇所で行われた。調査区 19 では、兼久式土器段階と考えられる文化層が認められたが、遺物はほとんど出土していない。調査区 19 以外の 5 箇所の調査区では、カムイヤキ・白磁・布目圧痕文土器等が出土する中世の文化層が確認された。調査区 24 では、中世、古墳時代後期並行期、古墳時代前期並行期の 3 時期の文化層の重畳が確認された。

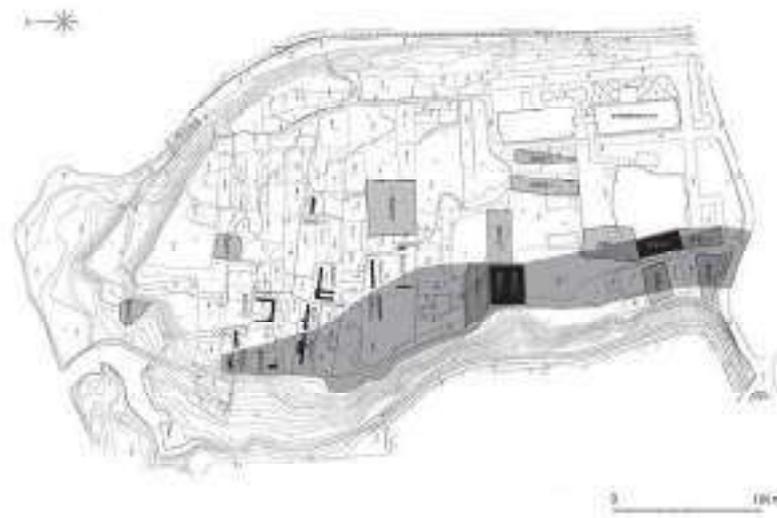
3 遺跡の変遷

小湊フワガネク遺跡は、弥生時代並行期～中世にかけて断続的に営まれた複合遺跡である。これまでに行われている発掘調査面積が限られているが、各調査区で確認された文化層の年代から、遺跡立地が時期的に変遷する様子が明らかになってきている。

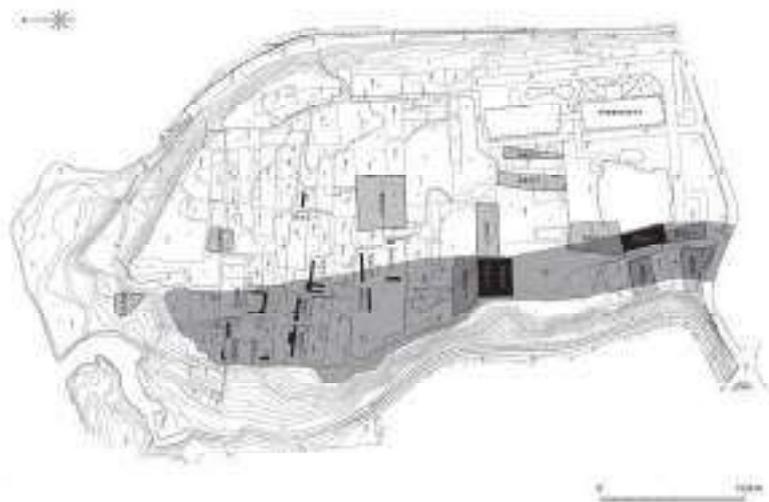
発掘調査が実施された 24 箇所の調査区について、最も古い時期に位置づけられるのは調査区 8



①弥生時代並行期・②古墳時代前期並行期（スセン営式土器段階）の遺跡分布



③古墳時代後期並行期（兼久式土器段階）の遺跡分



④中世前期（カムイヤキ段階）の遺跡分布

図 52 遺跡分布からみる小湊フワガネク遺跡の変遷

である。弥生時代並行期～古墳時代前期並行期頃の文化層が局所的に確認されているが、出土遺物が僅少であるため判然としない。

次に古い時期に位置づけられるのは調査区 24 である。中世、古墳時代後期並行期、古墳時代前期並行期の 3 時期の文化層の重畳が確認されている。兼久式土器出土層の下層から出土したスセン當式土器は、古墳時代並行期の在地土器に位置づけられるものであるが、やはり局所的確認に止まり、出土遺物も僅少で判然としない。調査区 17 から確認された墓壇も、副葬されていた玉類の特徴等から、古墳時代前期に位置づけられる。

その後の時期は兼久式土器段階、さらにカムイヤキ段階となるが、文化層が面的に広がり、複数の調査区から確認されるようになる。なお、遺跡が所在する畑地一帯では、14～16 世紀頃の陶磁器小片が若干採集されている。文化層は未確認であるが、その後も人びとの活動が断続的に続いていたものと考えられる。

以上の発掘調査結果を整理するならば、以下の 5 時期の変遷がまとめられる。

I	弥生時代並行期	点的に確認されているもので、大川に近接した位置にある。
II	古墳時代前期並行期 (スセン當式土器段階)	点的に確認されているもので、やや大川に近い位置にある。
III	古墳時代後期並行期 (兼久式土器段階)	大川からやや離れた場所から南側に向けて広がる。広範囲で面的に確認される。遺跡の造営活動が最も活発化する中心時期である。
IV	中世前期 (カムイヤキ段階)	大川にかなり近い場所から離れた場所まで遺跡の全域に広がる。広範囲で面的に確認されるが、出土遺物は総じて少量である。
V	中世後期以降	遺跡範囲は不明。

遺跡形成の初期は、弥生時代並行期に大川に近い部分で活動が始まり、古墳時代前期並行期（スセン當式土器段階）には砂丘の内陸側に移動して活動するようになる。さらに古墳時代後期並行期（兼久式土器段階）には砂丘の内陸側に大きく活動範囲を広げ、砂丘地を拠点とした活動が活発化する。その後、砂丘地における活動は判然としなくなるが、中世前期（カムイヤキ段階）にはふたたび砂丘地で広範囲に活動するようになる。散発的に利用されていたようであり、その後、次第に活動の痕跡は希薄になる。

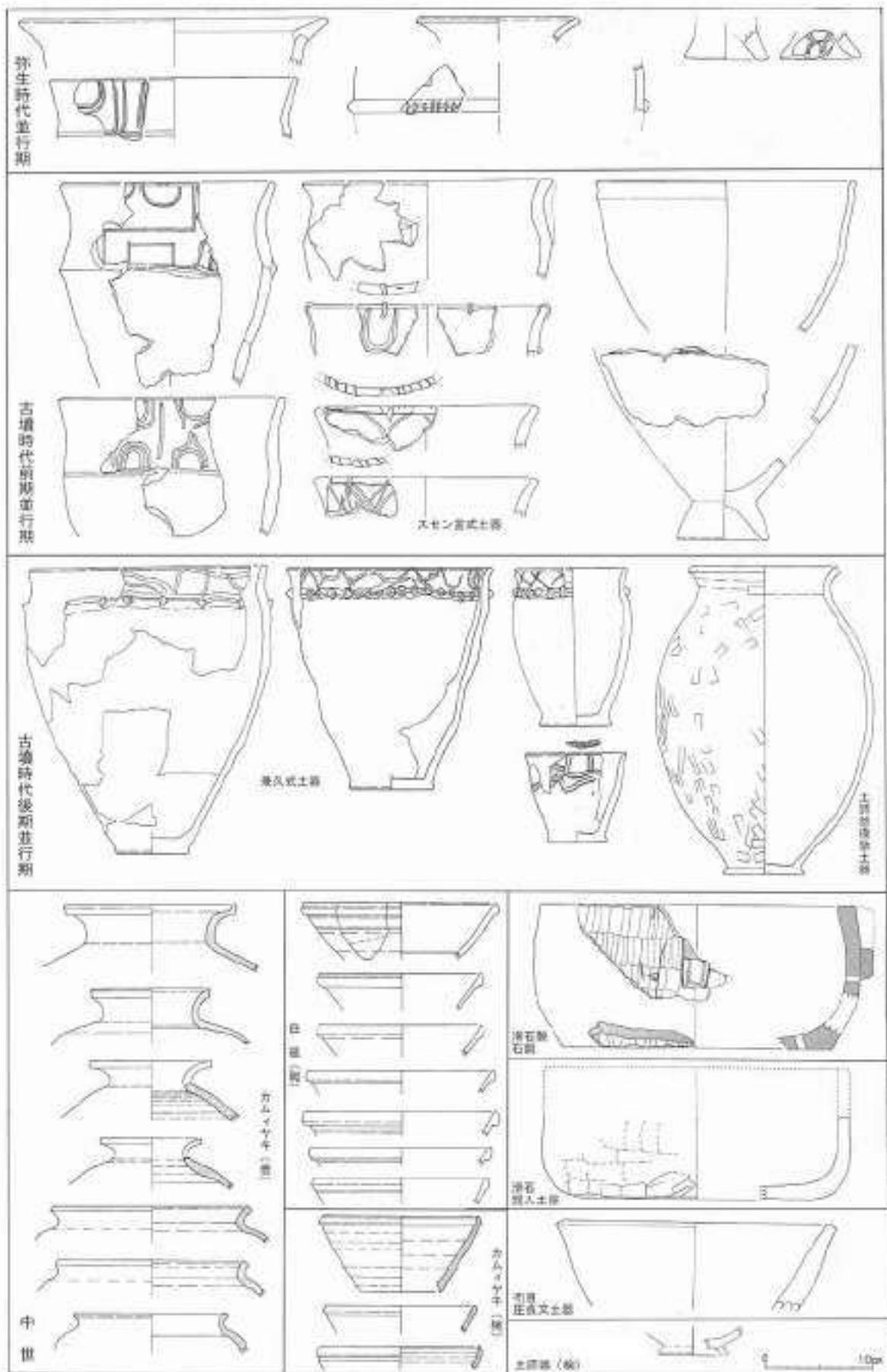


図 53 出土遺物からみる小湊フワガネク遺跡の変遷

4 古墳時代後期並行期の発掘調査成果

小湊フワガネク遺跡の発掘調査成果で中心となるのは、平成9年度に行われた緊急調査である。小湊フワガネク遺跡を特徴づける遺構・遺物について、整理しておく。

(1) 遺構

遺構は、調査区 11 から夜光貝匙等の貝製品の製作跡と考えられる遺物集中区が 2 箇所確認されている。調査区 3・12 から、同様の遺物集中区が 3 箇所確認されている。また調査区 3・12 から、掘立柱建物跡 5 基、貝製品集積遺構 5 基も確認されている。

① 貝製品製作跡と考えられる遺物集中区

調査区 11 から 2 箇所（第 1 号・第 2 号）、調査区 3・12 から 3 箇所（第 3 号・第 4 号・第 5 号）の遺物集中区が確認され、特に調査区 3・12 では建物跡 4 軒に挟まれるように（図 60）、間の部分に 3 箇所の遺物集中区が形成されていた。遺物集中区は、特に夜光貝匙、ヤコウガイの貝殻及び貝殻破片、夜光貝蓋敲打器の集中分布が顕著である。

出土している夜光貝匙は、まず完形品がほとんど認められず、加工状態も一様ではなく、成形途中、あるいは研磨途中で破損した夜光貝匙破片が主体を占めている。それは、5 箇所の遺物集中区に共通する最大の特徴である。あわせて第 3 号・第 4 号・第 5 号遺物集中区からは、磨石・敲石、台石・砥石の石器も、その分布を重ねるように多数出土している。

夜光貝以外の貝玉・貝札・有孔製品等の貝製品も、一緒に出土している。第 1 号・第 2 号遺物集中区は、ヤコウガイの割り取り破片、夜光貝匙未製品が特に多く出土して、周辺に多量の貝殻細片も分布していた。

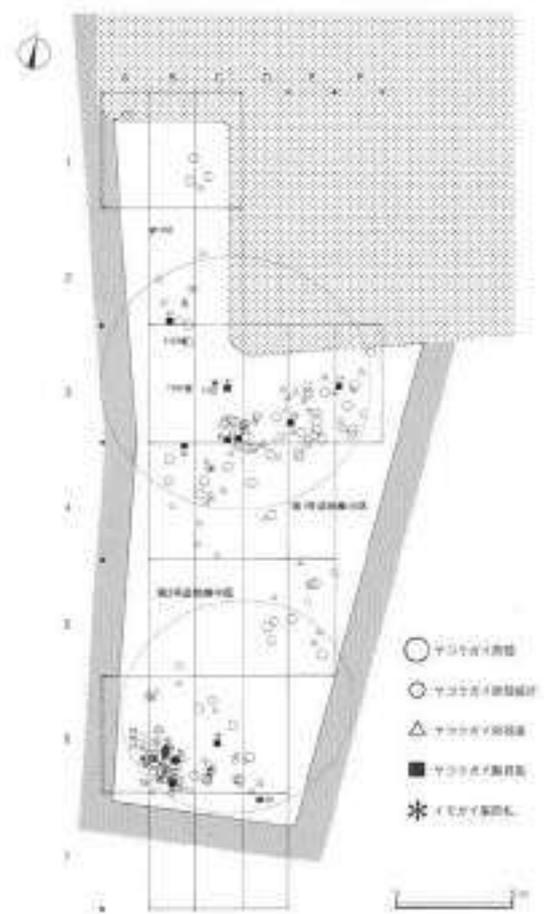


図 54 調査区 11 の遺物集中区の分布

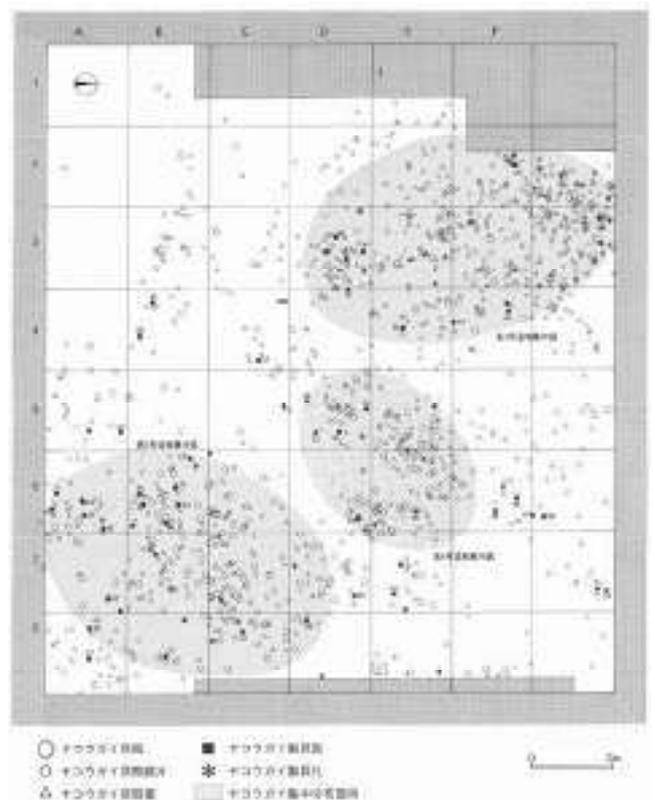


図 55 調査区 3・12 の遺物集中区の分布



図 56 同じ部分が割りとられたヤコウガイ貝殻



図 57 調査区 11 の遺物集中区における夜光貝匙製作跡



図 58 調査区 3・12 の遺物集中区におけるヤコウガイ集積

それに対して、第 3 号・第 4 号・第 5 号遺物集中区は、ヤコウガイの割り取り破片があまり出土せず、粗研磨段階の夜光貝匙未製品が多数出土していた。

調査区 11 と調査区 3・12 で、様相の違いはあるが、製作途上の夜光貝匙破片の出土が顕著に認められる点は共通している。

次節の「遺物」で説明するが、他の貝製品についても、同一場所で加工されていたと考えられる。

以上の様相から、遺物集中区は貝製品の製作跡であると考えられる。

②建物跡

調査区 3・12 から建物跡 4 軒が確認されている。



図 59 調査区 11 の遺物集中区における夜光貝匙製作跡

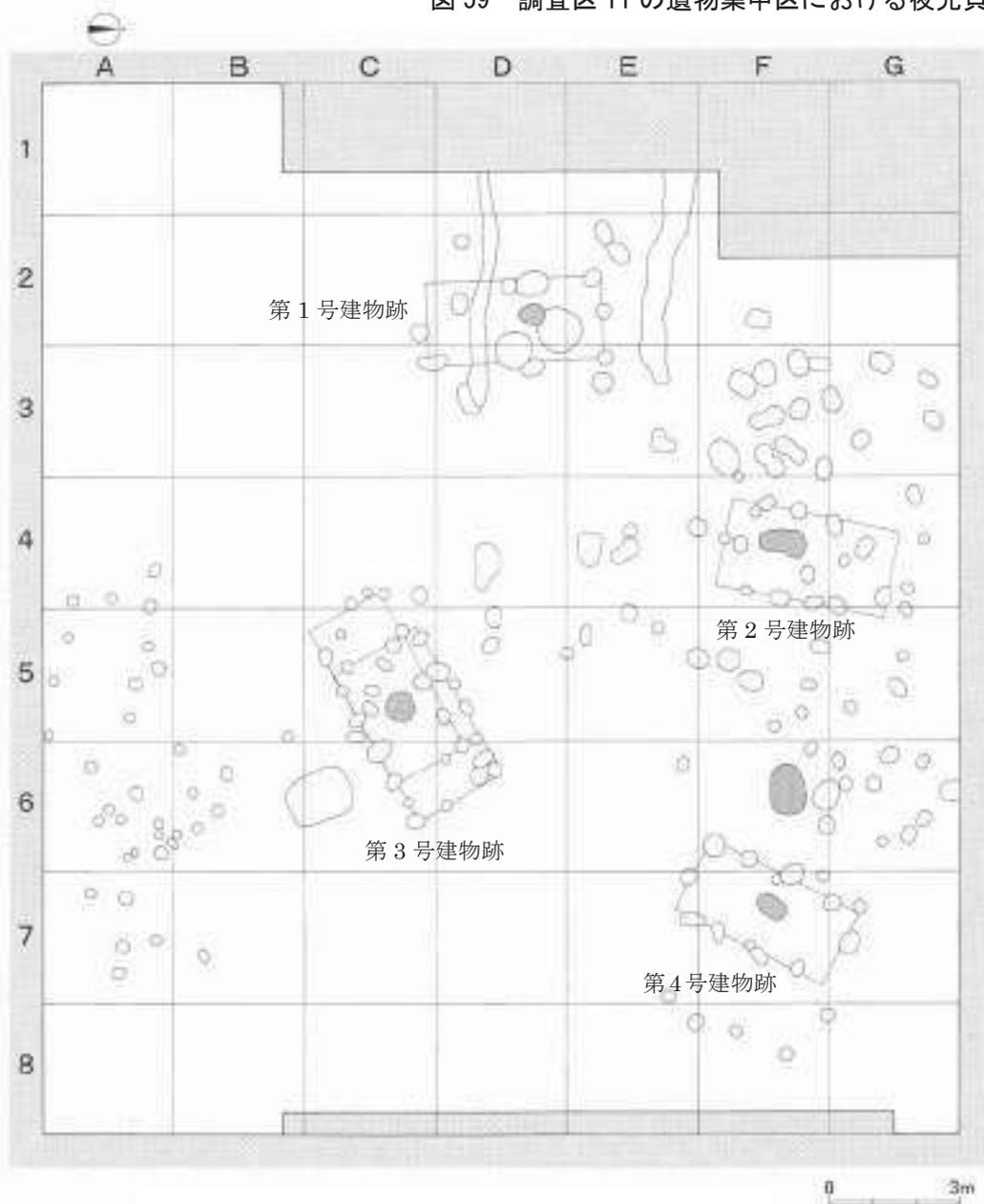


図 60 調査区 3・12 における建物跡の分布



図 61 調査区 3・12 における建物跡（第 3 号）

いずれも長方形の平面形を呈し、4m×2m 前後の共通した規模が認められる。床面中央からややずれた位置に炉跡（地床炉）が設けられている。上屋構造は、基本的に掘立柱建物跡と考えられる。

建物跡が位置している部分は、遺物分布が少なくなり、遺物分布の空白部分が形成される特徴がある。

用ミサキ遺跡(奄美市笠利町)

でも、同時期の建物跡 2 軒が確認されているが、平面形も規模も類似している。

（2）遺物

①兼久式土器

奄美群島の在地的な器種構成・文様要素を持つ「兼久式土器」の前半期（6～7 世紀）に位置づけられる土器が多量に出土し、奄美群島の土器編年研究を考える上で重要な資料である。

器種は、甕形土器と壺形土器の 2 器種から構成されているが、占める割合は甕形土器が圧倒的に多い。甕形土器の底部にはほとんどのものに「木葉痕」が付けられているのが特徴である。

兼久式土器の年代的 position は、弥生時代後期～平安時代後期代に位置づけられてきたが、その起源と終末は判然とせず、編年研究が遅れていた。小湊フワガネク遺跡の発掘調査により、短い年代幅の中に位置づけられると考えられる多数の土器群が確認できたので、小湊フワガネク遺跡出土土器を基準にして、各遺跡における兼久式土器の器形・文様・共伴遺物（開元通宝・外来土器・貝札等）等の比較検討が可能になった。今後の遺跡の年代研究を進めていく際の基礎資料の一つになるものである。

兼久式土器の年代研究については、参考資料として、出土炭化物による理化学的年代測定も実施している。報告書 3（表 18）において、(株) パリノ・サーヴェイに調査区 3・12 出土の炭化材 1 点、石川隆司氏に調査区 11 出土の炭化材 1 点、さらに (株) 古環境研究所に調査区 11 出土炭化材 2 点および調査区 3・12 出土炭化材 2 点の合計 6 点の年代測定を依頼した。報告書 5（表 18）において、(株) 加速器分析研究所に調査区 11 出土土器付着炭化物 1 点および調査区 3・12 出土土器付着炭化物 1 点の合計 2 点の年代測定を依頼した。

その結果、加速器質量分析法（AMS 法）で測定された 6 点の結果は、(株) 古環境研究所による年代値が 6 世紀中頃から 7 世紀前半、(株) 加速器分析研究所による年代値が 6 世紀中頃から 6 世紀末まで

	試料	調査区	調査年度	測定方法	測定年代	報告書	備考
1	炭化材	調査区 3・12	平成 9 年度		約 1,650 年前 (補正年代順)	3 (表 16)	4 世紀中頃
2	炭化材	調査区 11	平成 9 年度		CalAD420～540 年 (補正年代順)	3 (表 16)	5 世紀前半 ～6 世紀中頃
3	炭化材	調査区 11	平成 9 年度	AMS 法	1,500±40yrBP (暦年較正年代(1σ)CalAD540～620 年)	3 (表 16)	6 世紀中頃 ～7 世紀前半
4	炭化材	調査区 11	平成 9 年度	AMS 法	1,480±40yrBP (暦年較正年代(1σ)CalAD550～630 年)	3 (表 16)	6 世紀中頃 ～7 世紀前半
5	炭化材	調査区 3・12	平成 9 年度	AMS 法	1,480±40yrBP (暦年較正年代(1σ)CalAD550～630 年)	3 (表 16)	6 世紀中頃 ～7 世紀前半
6	炭化材	調査区 3・12	平成 9 年度	AMS 法	1,510±40yrBP (暦年較正年代(1σ)CalAD530～610 年)	3 (表 16)	6 世紀前半 ～7 世紀前半
7	土器付着炭化物	調査区 11	平成 9 年度	AMS 法	1,510±20yrBP (暦年較正年代(1σ)CalAD540～595 年)	5 (表 16)	6 世紀中頃 ～6 世紀終末
8	土器付着炭化物	調査区 3・12	平成 9 年度	AMS 法	1,510±20yrBP (暦年較正年代(1σ)CalAD541～592 年)	5 (表 16)	6 世紀中頃 ～6 世紀終末

表 20 小湊フワガネク遺跡年代測定結果

あり、一定の参考値になるものと考えられる。

現段階における小湊フワガネク遺跡出土土器の年代観として、6～7 世紀（古墳時代後期）に位置づけるのが妥当であると考えられる。

②夜光貝匙

夜光貝匙は、1 個の貝殻から 1 点しか製作することができない。貝匙関連資料は、成形と加工の状態から観察した結果、以下の 4 群に分類できる（図 62）。

I 類：貝匙を製作するために、原貝から割り取られた大型破片

II 類：匙形に成形されたもの（側縁・背面のいずれも未研磨）

III 類：匙形に形状が丁寧に成形されたもの（側縁は研磨されていて背面は粗雑研磨）

IV 類：匙形に形状が丁寧に成形されたもの（側縁は研磨されていて背面は精巧研磨）

これら I 類から IV 類までの資料分類は、貝匙の製作工程を反映したものと理解でき、そこから復元された製作工程は、以下のとおりである。

- ①原貝から螺塔の除去、螺肋の除去を行う。
- ②原貝から貝匙の素材となる大形破片を割り取りする（I 類）。
- ③大形破片を匙形に成形、形態を整える（II 類）。
- ④貝匙の側縁・背面を粗雑研磨していく（III 類）。
- ⑤貝匙の背面を精巧研磨し、貝匙内面も研磨していく（IV 類）。

IV 類は、夜光貝匙の完成品に当たるものである。IV 類を観察するならば、貝匙のサイズと深さか

ら、以下の3群に分類できる。

A類：貝殻の螺頭部分を含む「大型」「深型」のもので、長い柄を持つ一群。

B類：貝殻の螺頭部分は含まない「中型」「浅型」のもので、長い柄を持つ一群。

C類：貝殻の螺頭部分は含まない「小型」「浅型」のもので、短い柄を持つ一群。

「大型」、「深型」のA類を目指して製作しようとしていたと考えられるが、貝殻の螺頭部分を含む大型破片の割り取り難度が高いため、失敗した貝殻破片の大きさに応じて製作されたものが、「中型」、「浅型」のB類、そして「小型」、「浅型」のC類であると理解できる。



図 64 調査区 3・12 出土の貝玉

③その他の貝製品

その他の特徴的な貝製品として、貝玉・貝札・有孔製品等がある。

〔貝玉〕遺跡全体の広い範囲から出土しており、その多くは自然穿孔がある小型巻貝の螺塔部分を素材とし、その周縁に細かな研磨を加えたものである(図64)。また特に小型の貝玉は、4~5世紀頃と考えられる墓壙からガラス小玉とともに出土したもので(図65)、当時の葬送の一端をうかがわせる資料である。

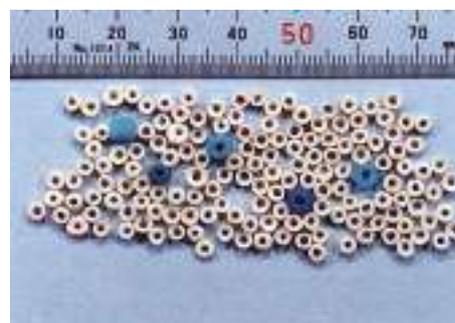


図 65 調査区 17 出土の貝小玉

〔貝札〕広田遺跡(鹿児島県南種子町)の上層から出土した資料と類似する。

〔有孔製品〕夜光貝や二枚貝等の貝殻に穿孔したもので、漁網に取り付ける錘等の用途が推定され、その集積遺構も確認されている。

④石器

夜光貝匙等の製作用具として注目される資料には、多数の夜光貝製蓋敲打器及び磨石・敲石がある。これらは、台石・砥石とともに夜光貝等の硬い貝殻を割り取り・成形するための道具として重要である。

⑤その他の遺物

そのほか数は少ないが、刺突具等の骨角製品



図 66 調査区 11 (上)、調査区 3・12 (下) 出土の貝札



図 67 調査区 11 出土の夜光製有孔製品



図 68 調査区 3・12 出土の二枚貝有孔製品



図 69 調査区 3・12 から出土した夜光貝蓋敲打器

や釣針等の鉄製品も出土しており、小湊フワガネク遺跡の生業活動や社会組織の実態を示すものとして重要なものである。

以上、貝匙をはじめとする貝製品の生産遺跡からの出土品として充実した資料であり、その多彩な貝製品の様相は、奄美大島に生息する豊富な貝資源を用いた多様な貝製品製作技術の存在をよく示している。

(3) 自然遺物

小湊フワガネク遺跡の調査区 3・12 が営まれた時期は、冬季にしか釣れないホシレンコの骨が多



図 70 調査区 3・12 から出土した磨石・敲石



図 71 調査区 3・12 から出土した台石・砥石

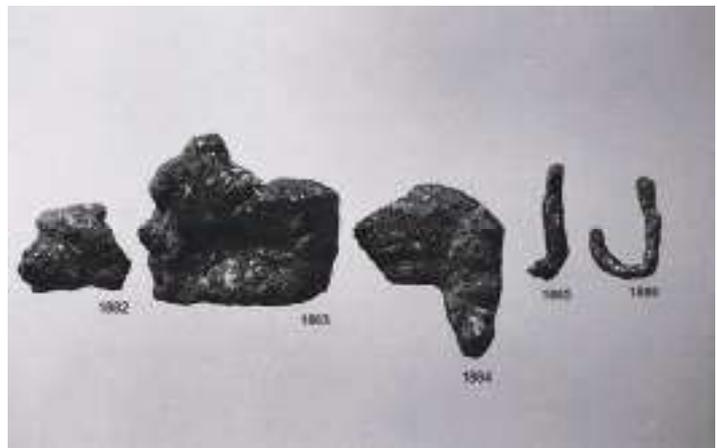


図 72 調査区 11 の出土鉄器

数出土している。またモクズガニのハサミ破片が、調査区 11 で総数 82 点、調査区 3・12 ではその約 50 倍に当たる総数 4,275 点出土している。モクズガニは、全国の河川などに生息しているカニ類で、秋から冬に産卵のために河口までおりてくるため、その時期に捕獲して食用にされる。調査区 3・12 から出土しているモクズガニは、ホシレンコの捕獲時期とも合致し、魚骨と同様の数量的傾向が認められることから、冬季に捕獲された可能性が高い。

亜熱帯の島嶼地域を対象とする琉球考古学において、貝塚遺跡の生業活動が行われた季節が確認できた調査例はきわめて珍しい。

(4) 遺跡の特徴

①貝製品の生産遺跡

小湊フワガネク遺跡の発掘調査では、わずか 700 m²の調査面積にもかかわらず、4,000 点を超える多量の貝製品が出土している。最も特徴的な資料は夜光貝匙で、大量のヤコウガイと貝匙を製作する各工程の資料が豊富に出土している。その他の特徴的な貝製品としては、貝玉・貝札・有孔製品などがある。貝札・貝玉・有孔製品などの多種多様な貝製品も出土しており、6～7 世紀ごろにこの遺跡において集中的な貝製品の生産が行われていた様子うかがえる。

貝製品の製作道具は、手に持ち使用する石器（磨石・敲石）と下に置いて使用する石器（台石・研石）の二種類が中心となり、ほかに夜光貝蓋製敲打器も使われている。そうした製作道具、製作の途上にある資料、完成品が一定の範囲に集中分布している場所が、製作跡と考えられる遺物集中区である。その多彩な貝製品の様相は、奄美大島に棲息する豊富な貝資源を用いた多様な貝製品の製作技術の存在をよく示している。

②ヤコウガイ大量出土遺跡

小湊フワガネク遺跡を特徴づける出土遺物として、大量出土したヤコウガイの貝殻があげられる。夜光貝匙の加工工程がわかる資料や加工に伴う大量の貝殻破片が確認されたため、ヤコウガイの貝殻は単なる食べかすではなく、夜光貝匙を製作するための材料として、意図的に大量捕獲し、遺跡内に集積していた様子が明らかにされたのである。こうしたヤコウガイの貝殻が大量出土する同時期の遺跡は、土盛マツノト遺跡や用ミサキ遺跡（いずれも奄美市）などが知られており、いわゆる一般的な貝塚遺跡と区別するために最近では「ヤコウガイ大量出土遺跡」などと呼ばれている。

③古代奄美社会を解明する基礎資料

奄美群島・琉球諸島の歴史は、いわゆる教科書的日本史とは異なる独自の歴史の歩みがある。本土地域の弥生・古墳時代から平安時代に当たる時期の奄美の人びとの暮らしは、まだわからない部分が非常に多い。小湊フワガネク遺跡は、そうした歴史解明の鍵となる遺跡である。出土土器は「兼久式土器」と呼ばれる土器が多量に出土し、南西諸島の土器編年研究を考える上で重要な資料である。また釣針などの鉄製品が出土しており、当遺跡の生業活動や社会組織の実態を示すものとして重要である。沖縄諸島で鉄製品が普及するのは 12 世紀前後からであり、その時期に先行していたことを示す資料として注目される。

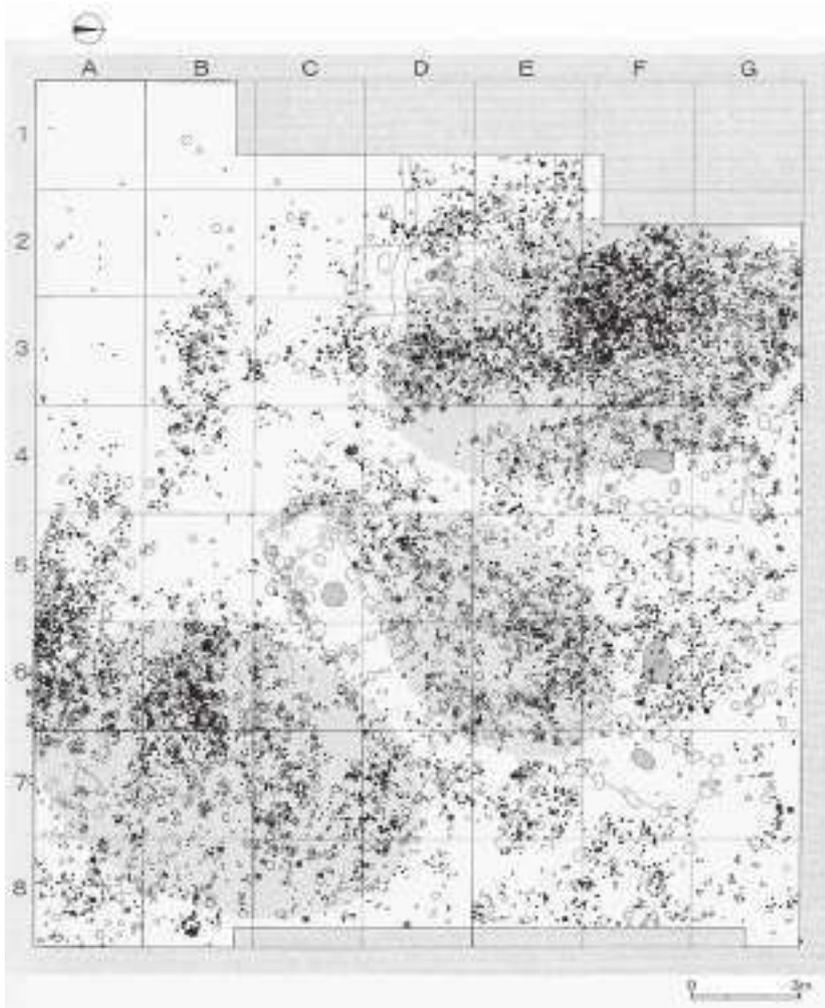


図 73 遺物集中区・建物跡と出土遺物の分布状態

の種類に相違が認められた。調査区 11 は、ブダイ・ベラ類等のサンゴ礁で捕獲できる魚類が中心に認められ、そのサイズも大型のものが多数含まれていた。それに対し、調査区 3・12 は、サンゴ礁で捕獲できる魚類も認められたが、調査区 11 には認められないホシレンコというレンコダイの一種が多量に含まれていた。あわせて、調査区 11 ではわずかししか出土していないモクズガニの殻片が、調査区 3・12 では多量に出土したのである。調査区 3・12 から確認されたホシレンコやモクズガニは、冬期が産卵期であり、その時期に移動する習性を利用して、現在も漁が行われているものである。そのことから、調査区 3・12 が営まれた季節は冬期であると理解できたのである。

特に注目すべきは、調査区 3・12 から多数の骨が出土したホシレンコである。ホシレンコは、陸から捕獲できない深い場所に生息しているので、ホシレンコを捕獲する漁労技術は、ほぼ舟釣りに限られてしまうからである。ホシレンコの骨が多数出土した小湊フワガネク遺跡の調査区 3・12 では、鉄製釣針も 5 点出土していて、当時から舟釣り漁が行われていたと考えられる。一般的にサンゴ礁地域における伝統的漁労活動は、礁池や礁縁を中心に行われ、釣漁はあまり発達していない。小湊フワガネク遺跡におけるホシレンコ釣漁について、まだ解明できていない謎も多い。

このような様子は、『日本書紀』『続日本紀』の文献史料にみえる 7～8 世紀の南島人来朝記事とも時間的に重なるところがあり、中央政府に社会の代表を派遣していた当時の奄美社会がどのような社会であったのか、その手がかりとなる重要な遺跡である。

④季節性が明らかにされた生業活動

小湊フワガネク遺跡から出土した自然遺物の分析により、遺跡が形成された季節がわかり、遺跡を営んでいた人びとが、周辺環境を季節的に利用して暮らしていた様子が明らかにされている。

調査区 11 と調査区 3・12 では、食べかすと理解できる自然遺物

第4節 指定地の状況

史跡の指定地における土地情報については、以下のとおりである。

1 史跡の指定範囲

遺跡の面積	約 25,000 m ²
史跡の指定面積	12,621.13 m ² (21 筆等)
奄美市有地	548.46 m ² (1 筆等)
その他民有地	12,072.66 m ² (20 筆)

2 史跡の土地所有状況

	地 番		地 目	実測面積 (m ²)	所 有 者
1	奄美市名瀬大字小湊字下金久	438	原野	207.88	奄美市
2	奄美市名瀬大字小湊字外金久	323-3	畑	522.56	奄美看護福祉専門学校
3	奄美市名瀬大字小湊字外金久	343	原野	318.73	個人
4	奄美市名瀬大字小湊字外金久	344	原野	771.35	個人
5	奄美市名瀬大字小湊字外金久	345	原野	559.85	個人
6	奄美市名瀬大字小湊字外金久	350	学校用地	1176.28	奄美看護福祉専門学校
7	奄美市名瀬大字小湊字外金久	363	原野	568.10	奄美看護福祉専門学校
8	奄美市名瀬大字小湊字外金久	367-口	畑	283.67	個人
9	奄美市名瀬大字小湊字外金久	377	畑	700.97	個人
10	奄美市名瀬大字小湊字長金久	379	畑	690.68	個人
11	奄美市名瀬大字小湊字長金久	380	畑	818.00	個人
12	奄美市名瀬大字小湊字長金久	381-1	畑	509.76	個人
13	奄美市名瀬大字小湊字長金久	381-2	原野	454.39	個人
14	奄美市名瀬大字小湊字長金久	382	原野	530.40	個人
15	奄美市名瀬大字小湊字長金久	400	畑	675.27	個人
16	奄美市名瀬大字小湊字長金久	401	原野	394.51	個人
17	奄美市名瀬大字小湊字長金久	401-1	原野	312.17	個人
18	奄美市名瀬大字小湊字下金久	447	原野	269.57	個人
19	奄美市名瀬大字小湊字下金久	448	畑	1012.95	奄美看護福祉専門学校
20	奄美市名瀬大字小湊字下金久	449-5	原野	1247.38	個人
21	奄美市名瀬大字小湊字下金久	449-12	原野	256.07	奄美看護福祉専門学校
その他	起点字外金久 350 と字外金久 343 に挟まれ、終点字長金久 401 と字下金久 438 に挟まれるまでの道路敷		里道	340.58	奄美市

表 21 史跡の土地所有状況一覧

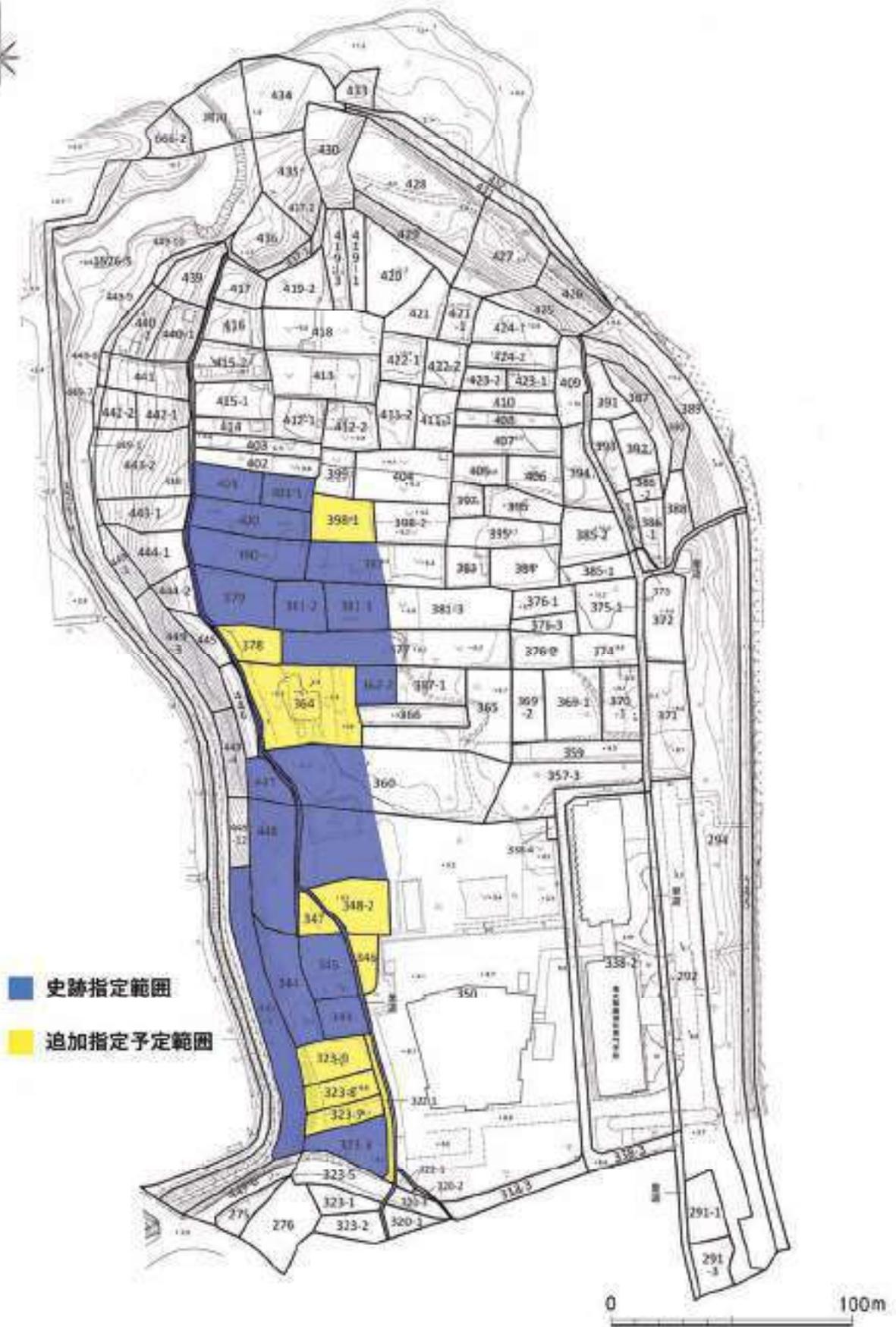


図 74 史跡の土地所有状況

3 史跡の土地利用状況

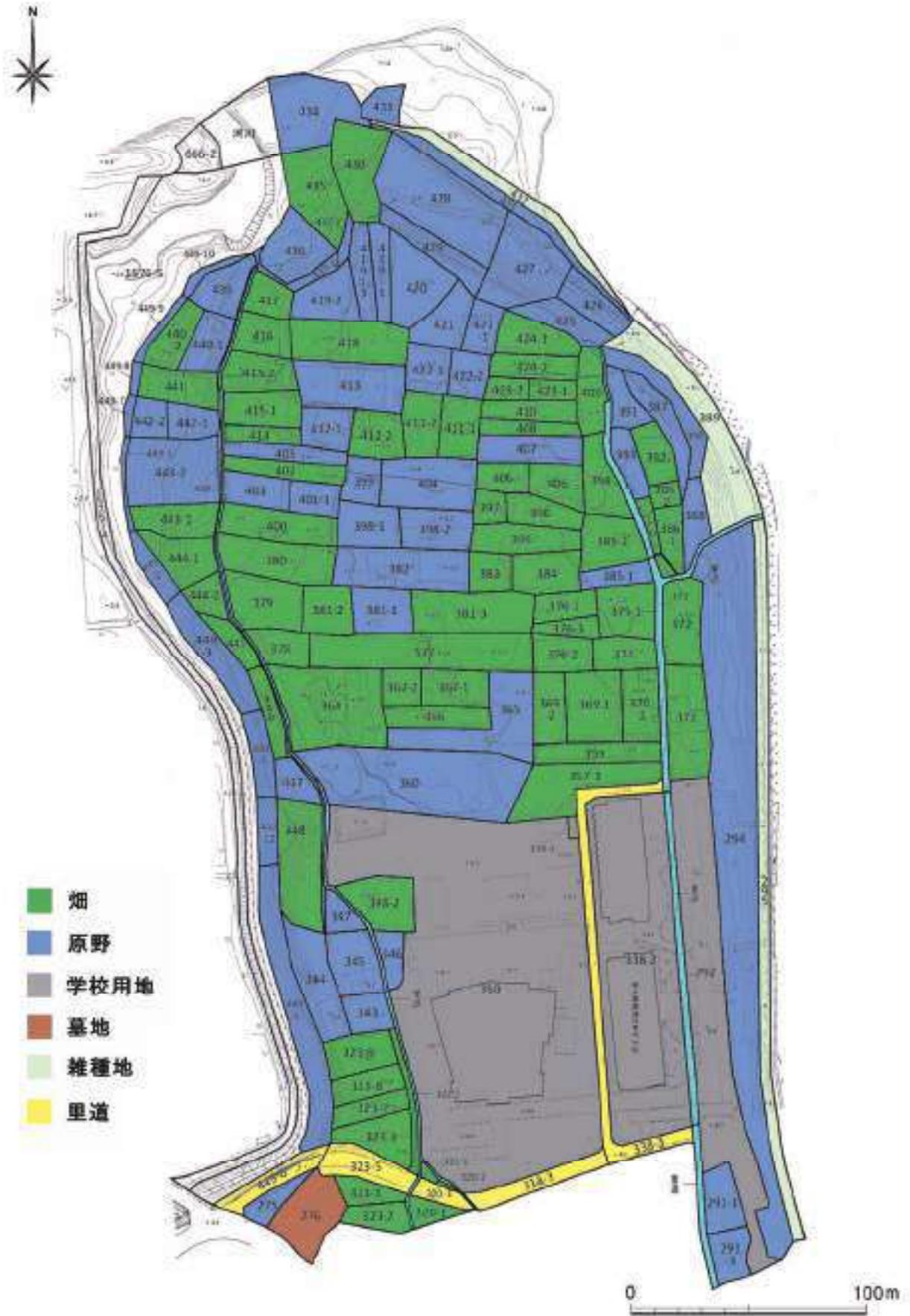


図 75 史跡一帯の土地利用（地目）

第3章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値

第2章で整理した小湊フワガネク遺跡の調査研究成果から、史跡の本質的価値について、以下の4点に集約した。

1 夜光貝匙等をはじめとする貝製品の集中的製作が行われた生産遺跡

小湊フワガネク遺跡から出土した夜光貝匙・貝玉・貝札・有孔製品・夜光貝蓋敲打器等の貝製品は、南海産の大型貝類等を使用して製作されたもので、製品と一緒に未製品や貝殻破片、磨石・敲石や台石・砥石の石器等が密集して出土して、遺物集中区が形成されていた。製作途上にある夜光貝匙の未製品が多数含まれていたことから製作工程が明らかとなり、遺物集中区は貝製品の製作跡と理解できたのである。南西諸島における貝製品生産遺跡の実態の一端を明らかにする希少な事例として重要である。

2 6～7世紀における生業や食料などの暮らしがわかる遺構・遺物に恵まれた遺跡

小湊フワガネク遺跡は、6～7世紀頃の掘立柱建物跡4軒、遺物集中区5箇所、また4～5世紀頃の墓壇1基が確認され、遺物集中区から食用にされた貝殻や動物骨等が多数出土し、南西諸島における古墳時代後期並行期頃の生活の様子を明らかにした。

奄美群島の在地土器として知られる「兼久式土器」は、年代的位置づけが課題とされてきたが、小湊フワガネク遺跡からまとまりある資料が多数出土し、放射性炭素C14による年代測定法のひとつである加速器質量分析法（AMS法）による年代測定結果等も参考にしながら、兼久式土器の古段階はおおよそ6～7世紀に位置づけられることが明らかにされた。小湊フワガネク遺跡出土土器は、兼久式土器の起源を理解するための根拠資料として、今後の土器編年研究に寄与するものである。

亜熱帯の温暖な気候のため、これまで季節性に乏しいと理解されてきた奄美地域の貝塚遺跡であるが、調査区から出土した自然遺物には食料残滓と考えられる魚類や甲殻類に一定のまとまりがあり、それが季節的な生業活動によるものであることが明らかにされた。奄美・沖縄地域の貝塚遺跡における生業活動の様子を復元できる遺跡として価値が高い。

3 6～7世紀の奄美社会を解明する遺跡

奄美・沖縄地域における先史時代の後半頃には、文献史学側と考古学側で理解されている社会像に相違があり、異なる歴史叙述が行われてきた。文献史学側では、『日本書紀』『続日本紀』にみられる「南島人」の来朝記事をおおむね歴史事実として、南島社会はある程度の身分階層が存在したと理解する。これに対して、考古学側では、発掘調査による実証的事実から、南島社会は11世紀代まで採集経済社会が営まれていて、朝貢等が可能な身分階層が存在したとは考えられないと理解する。

6～7世紀頃の小湊フワガネク遺跡では、既に鉄器が使用され、組織的な貝製品生産も行われていて、複雑化が進んだ社会の存在がうかがわれる。文献史学と考古学の研究成果に齟齬がみられる6～7世紀頃の列島南縁の島嶼地域について、その様相の一端を理解することができる遺跡である。

4 南方物産のひとつとしてのヤコウガイ交易の様子をうかがわせる遺跡

日本列島で生息地域が限られているヤコウガイについて、亜熱帯地域のほぼ最北部に当たる奄美大島で集中的に加工されていた様子がわかり、古墳時代以降も南海産大型貝類の交易活動が続けられ、拠点地域を形成していたことが明らかにされた。

東アジア世界におけるヤコウガイ利用は、古くは5世紀代に朝鮮半島で王墓に夜光貝匙が副葬される事例等が散見される。日本でも8世紀代から「螺鈿」等の材料としてヤコウガイが用いられはじめ、平安時代後期以降は「螺鈿」や「蒔絵」等の美術工芸材料として珍重されてきた歴史がある。

南西諸島でも、古墳時代から平安時代にかけて、夜光貝匙を中心にヤコウガイが利用されているが、その実態が十分解明されているわけではない。小湊フワガネク遺跡は、ヤコウガイ利用の実態を知ることができる遺跡であり、南西諸島における貝製品や貝交易について、ヤコウガイ利用という側面から、調査研究が行われる契機をもたらした遺跡としても重要である。

第2節 史跡の構成要素等

小湊フワガネク遺跡は、総面積が約25,000㎡に及ぶ遺跡であるが、現在の史跡指定範囲はその半分程度の面積である。未指定範囲については、既指定地と一連の遺跡であり、一体的に保存すべきものであるため、今後の史跡追加指定が必要である。

このため、史跡の構成要素について、遺跡そのものと遺跡が所在する砂丘地について、史跡と関連する要素を抽出、整理し、①本質的価値を構成する要素、②本質的価値と関連する要素、③現在の遺跡地と関連する要素の3群に分類できる。

構成要素		概要		
本質的価値を構成する要素	遺跡そのものを構成する要素	貝製品生産遺跡の遺構・遺物	掘立柱建物跡や土器、食料残滓の自然遺物等、生活の様子がわかる遺構・遺物に加えて、夜光貝匙等の貝製品が、多数の未製品・貝殻破片等や製作用具の石器や敲打器と一緒に出土し、貝製品の製作跡（遺物集中区）が確認されている。	
		貝製品生産遺跡以外の遺構・遺物	貝製品生産遺跡の中心となる古墳時代後期の他にも、弥生時代、古墳時代前期、中世の遺跡が分布している。古墳時代前期頃の墓壇も確認されている。	
		砂丘（新砂丘）	大川と山田川に挟まれた海岸に、標高約9mの大型砂丘が発達している。	
本質的価値と関連する要素	遺跡の理解を深める要素	現地説明板	史跡を取り囲むように、説明板3基を設置している。	
		遺跡がある砂丘の景観を構成する要素	畑地	史跡が所在する砂丘の北半部分は、畑地として利用されている。
	農道		畑地内は、車両の通行はできず、人が通行できる私道が縦横に設けられている。	
	里道		砂丘の平坦地と傾斜地の境に設けられた農道は、里道として使われている。	
	ソテツ		遺跡が所在する一帯に広がる畑地は、土地境界にソテツが植栽され、その葉を燃料や肥料、日除け等に使用する伝統的農業景観が認められる。	
	自然環境を構成する要素	砂丘に分布する動植物	史跡が所在する砂丘上に生息する動植物。	
		海	史跡が所在する砂丘の東側は、海に面している。	
		砂浜	海岸に、大川が運搬する土砂と海から供給される白砂で構成された砂浜が形成されている。	
		河川	史跡が所在する砂丘の両側及び後方に、河川が流れている。	
		砂丘（古砂丘）	史跡が所在する砂丘から西側に離れた位置に、別の砂丘列が存在する。土地改良事業により一部は消失している。	
	歴史環境を構成する要素	小湊集落	史跡が所在する砂丘の南半部分には、集落が形成されている。	
		周辺文化財群	史跡以外にも、小湊集落には遺跡や文化財が複数分布している。	
	現在の遺跡地と関連する要素	遺跡がある砂丘及び周辺にある構造物等の要素	奄美市立小湊小学校	史跡に隣接して所在する小学校。校舎建て替えに伴う確認調査で、学校敷地内の一部に遺跡が分布する事実が確認されている。
			奄美看護福祉専門学校	史跡に隣接して所在する専門学校。学校施設のサングリンホール建設に伴う確認調査で、学校敷地内の一部に遺跡が分布する事実が確認されている。
			道路	史跡と小湊小学校の間に、砂丘を横断するように市道が設けられている。
防潮堤			史跡が所在する砂丘の海岸側は、防潮堤が整備されている。平成27年度（2015）に、大川の氾濫により一部が損壊、崩落したが、復旧作業が行われている。	

表 22 史跡の構成要素

第4章 史跡の保存活用をめぐる現状と課題

第3章で整理した史跡の構成要素を踏まえながら、「保存」、「活用・整備」、「運営体制」の現状を整理し、第1章で示した史跡を活かしたまちづくりの実現に向けて、課題を抽出しておく。

パブリックコメント及び地域懇談会で寄せられた意見についても、本章各節でとりあげていく。

第1節 保存における現状と課題

1 保存の現状

小湊フワガネク遺跡の総面積約 25,000 m²における史跡指定は、6～7世紀の遺跡分布が確認されている箇所を中心に遺跡面積の約 69%に当たる 17,346 m²をめざして進められた結果、12,621.13 m²が史跡指定されている。発掘調査時に確認された遺構は、埋め戻されて保全されている。

史跡指定地は 21 筆を数えるが、土地所有については公有地 1 筆、民有地 20 筆の割合であり、民有地が大半を占めている。

史跡が所在する砂丘地は、畑地として利用されていて、短冊形に区画され、土地境界にソテツが植栽された伝統的農業景観が残されている。畑地には、スプリンクラーの設置に伴い、農業用水管が敷設されている。しかし、狭い農道しか存在しないため、車両の通行が不可能であり、重機等による地形改変はほとんど行われていないが、砂丘外縁部分では、過去に砂採取工事が行われたこともある。

「農業振興地域の整備に関する法律」に定められた農業振興地域に含まれている畑地が多く、宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築・改築・増築等の農用地以外の土地利用に関する開発行為については、都道府県知事による農地転用の許可を受けなければならない（第15条の2等）。

史跡指定地における農道の環境整備等、日常的管理については、奄美市教育委員会が小湊町内会と協働で取り組んでいる。

史跡が所在する砂丘地の地形について、浸食等による変化は認められない。ただし、海岸の砂浜が減少を続けているため、海岸線の後退が認められる。海岸には防潮堤が整備されているので、海岸線の後退が直ちに砂丘地形の浸食に影響わけではないが、平成 27 年度（2015）には、梅雨期の豪雨による大川の氾濫があり、河口部分の護岸が崩落する災害も発生している。

小湊フワガネク遺跡の保存について、パブリックコメントや地域懇談会では、小湊集落の誇るべき文化遺産として、適切に進めてほしいという意見がほとんどであった。

2 保存の課題

史跡指定地は、ほとんど私有地であるため、今後、史跡の保護措置として公有化等の方法も検討する必要がある。

前述したとおり、史跡が所在する砂丘地一帯は、畑地として利用されているが、営農者の高齢化等に伴い、休耕地の増加が緩やかに続いている。休耕地には、草木が繁茂する状況となり、遺跡の保存管理を図る上で定期的な除去が必要である。また、休耕地の増加は、伝統的農業景観を維持する観点からも、対策が必要である。農道の環境整備等、日常的管理を小湊町内会と協働で取り組んでいるが、草木の繁茂する速度が早く、対策が必要である。

砂丘地形については、保全の観点から、経過観察を続け、保全対策を検討していく必要がある。また、自然災害により砂丘外縁部分に損壊等が発生した場合には、復旧工事の際に、教育委員会と協議を経た上で復旧措置を図る必要がある。

第2節 活用における現状と課題

1 活用の現状

出土遺物が保管されている奄美市立奄美博物館において、出土遺物の常設展示や、企画展・講演会・夜光貝アクセサリ一製作講座等を開催しているほか、史跡のパンフレットや冊子を作成・発行して、情報発信に努めている。

また、小湊フワガネク遺跡が所在する小湊集落において、平成28年度(2016)にシンポジウムを開催したほか、夜光貝アクセサリ一製作講座を定期的で開催し、啓発普及活動に取り組んでいる。特に、小湊フワガネク遺跡の価値を体感しながら理解してもらえるように、奄美市立奄美博物館と池村 茂氏(工房海彩代表)で共同開発した「夜光貝アクセサリ一製作講座」は、幅広い世代から支持され、啓発普及活動の中核として人気を博している。

そうした活動の浸透もあり、小湊集落でも、史跡を活用する取り組みが進められている。奄美市が、平成30年度(2018)には、地域活性化を図るために実施している助成事業「奄美市紡ぐきよらの郷づくり事業」を活用して、小湊婦人会(小湊町内会)が「子供たちが帰って来たくなるシマづくり事業」として、小湊フワガネク遺跡をはじめとする地域の文化財群のガイドマップを製作・発行し、さらに、夜光貝アクセサリ一製作講座の自主開催に向けた実技研修等を実施している。令和元年度(2019)には、小湊町内会が「小湊巖島神社屋根雨漏り修理事業」として、奄美市指定文化財の「小湊巖島神社の木造弁才天坐像及び黒塗り厨子」が保管されている社殿の補修し、あわせて小湊フワガネク遺跡をはじめとする地域の文化財めぐり等を実施している。

そのほか、小湊フワガネク遺跡周辺の観光利用として、小湊漁港は、「ホエールウォッチング」の船舶が出入港する拠点港として使用されていて、冬期には大勢の人々が小湊集落を訪れている。奄美群島は、冬期に回遊してくるザトウクジラが観察できる「ホエールウォッチング」のポイントである。特にクジラと一緒に遊泳する「ホエールスイム」は、日本有数のポイントとして知られ、人気を集めている。また小湊フワガネク遺跡が所在する砂丘地や隣接して貫流する大川流域は、年間を通してバードウォッチングが楽しめるポイントとして利用されているほか、「アカボシゴマダラ」というチョウの観察地としても古くから知られている。

2 活用の課題

講演会・講座等の開催については、地元住民・市民の人気が高いため、夜光貝アクセサリ製作講座が活用の中心となっていて、その他の活用のためのプログラム開発ができていない。

特に、小湊フワガネク遺跡の周辺に所在する「奄美看護福祉専門学校」「奄美市立小湊小学校」「奄美市立大川小中学校」「奄美市立崎原小中学校」と連携した地域学習プログラムや、小湊フワガネク遺跡と周辺文化財群の一体的活用を図った複数の周遊プログラム等について、住民からより具体的な内容を持つものの要望が寄せられている。

小湊フワガネク遺跡の調査研究成果や遺跡が所在する砂丘一帯で行われている伝統的農業景観の保全活動を通して、ヤコウガイ・ホシレンコ・ソテツ・砂丘農業等の地域的特色がある資源も明らかになってきているが、地域振興に十分活用されていないのが現状である。

ホエールウォッチングやバードウォッチング等で小湊集落を訪ね、小湊フワガネク遺跡の周辺で自然観察を楽しむ人が増加しているが、史跡及び周辺文化財群を観光資源として活用する方策についても、十分検討されていない。

活用について、これまでの小湊フワガネク遺跡の解説からでは、小湊集落のどのような環境条件が貝製品の生産拠点となることに関係するのか、わかりにくいという意見も住民から寄せられている。「貝製品生産遺跡の拠点がなぜ小湊集落にあったのか」ということがわかるようになると、小湊集落の地域的特性を住民も自覚できるようになり、小湊集落の特性を活かした地域振興や観光振興の事業の発想にも繋がるので、そうした説明も丁寧に行わなければならない。

また史跡に関するインターネット情報の発信が不足している。

期日・期間等	内 容	備 考
平成 10 年 3 月 13 日	「小湊フワガネク遺跡発掘調査成果スライド报告会」開催	名瀬市立奄美博物館
平成 10 年 3 月 21 日	奄美博物館講演会 池田榮史氏「考古学からみた奄美諸島の歴史」開催	名瀬市立奄美博物館
平成 10 年 12 月 1 日～12 月 11 日	奄美博物館巡回展「小湊フワガネク遺跡展」開催	小湊福祉館 (12/1～12/5) 大川小中学校 (12/6) 名瀬市役所 (12/7～12/11)
平成 11 年 2 月 16 日～4 月 25 日	奄美博物館企画展「よみがえる古代のメッセージ・名瀬市小湊フワガネク遺跡展」開催	名瀬市立奄美博物館
平成 11 年 3 月 28 日	シンポジウム「サンゴ礁の島嶼地域と古代国家の交流」開催	名瀬市公民館金久分館
平成 11 年 6 月 12 日～7 月 7 日	「発掘された日本列島'99」開催 (出土品展示)	江戸東京博物館
平成 12 年 8 月 25 日 ～平成 13 年 1 月 16 日	奄美博物館企画展「日本最北の亜熱帯に与えられた海の恵み・小湊フワガネク遺跡展 2000」開催	名瀬市立奄美博物館
平成 12 年 11 月 11 日	鹿児島県教育委員会主催「文化財少年団サミット」に名瀬市立小湊小学校の小湊文化財少年団が参加, 発表	
平成 14 年 3 月 22 日	小湊フワガネク遺跡の一部を「名瀬市指定文化財」として文化財指定	4 筆
平成 14 年 12 月 8 日	夜光貝アクセサリ製作講座 (初開催)	奄美市立大川中学校
平成 18 年 7 月 29 日～9 月 3 日	九州国立博物館特別展「南の貝のものがたり」開催 (出土品展示)	九州国立博物館
平成 22 年 2 月 7 日～3 月 7 日	九州国立博物館企画展「大宰府と南島」開催 (出土品展示)	奄美市立奄美博物館
平成 22 年 8 月 5 日	小湊フワガネク遺跡が国史跡に指定	
平成 23 年 11 月 29 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立大川中学校
平成 24 年 1 月 14 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 24 年 1 月 15 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 24 年 2 月 7 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立小湊小学校
平成 24 年 2 月 8 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 24 年 2 月 8 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立嶺原小中学校
平成 24 年 2 月 22 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立大川小学校
平成 24 年 2 月 22 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 24 年 3 月 10 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 24 年 3 月 10 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市社交飲食業組合
平成 24 年 9 月 15 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 24 年 9 月 16 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 24 年 12 月 1 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 24 年 12 月 2 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 25 年 2 月 26 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立大川小中学校
平成 25 年 3 月 6 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立小湊小学校
平成 25 年 3 月 19 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立嶺原小中学校
平成 25 年 3 月 20 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 25 年 8 月 24 日	奄美博物館講演会 池田榮史氏「海を越えた歴史の世界」開催	奄美市立奄美博物館
平成 25 年 9 月 27 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 25 年 9 月 28 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 25 年 12 月 21 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 25 年 12 月 21 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	宇宿貝塚史跡公園
平成 25 年 12 月 22 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 25 年 12 月 22 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市役所住用総合支所
平成 25 年 12 月 22 日	「埋蔵文化財公開活用事業」夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立大川小中学校
平成 27 年 12 月 23 日	夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 28 年 4 月 19 日～5 月 8 日	「平成 28 年新指定国宝・重要文化財展」開催 (出土品展示)	東京国立博物館
平成 28 年 8 月 17 日	小湊フワガネク遺跡出土品 1,898 点が国重要文化財に指定	
平成 29 年 1 月 21 日	「小湊フワガネク遺跡シンポジウム 2017」開催	奄美看護福祉専門学校
平成 29 年 1 月 22 日	シンポジウム開催記念夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 29 年 3 月 15 日	夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 29 年 3 月 15 日	夜光貝アクセサリ製作講座	小湊町内会
平成 30 年 5 月 26 日	夜光貝アクセサリ製作講座	小湊町内会
平成 30 年 5 月 27 日	夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 30 年 8 月 1 日	夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 30 年 9 月 2 日	夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 30 年 11 月 17 日	夜光貝アクセサリ製作講座	小湊町内会
平成 30 年 11 月 18 日	夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館
平成 31 年 3 月 9 日	夜光貝アクセサリ製作講座	小湊町内会
平成 31 年 3 月 10 日	夜光貝アクセサリ製作講座	奄美市立奄美博物館

表 23 過去の啓発普及活動一覧 (平成 30 年度まで)



○材料が並べられる



○自分の好きな材料を選ぶ



○11枚のサンドペーパーで材料を磨く



○岩手県平泉町でも開催



○ネックレス・ストラップ等に仕上げ



○完成した夜光貝ペンダント（左・上）



図 76 夜光貝アクセサリー製作講座の様子

第3節 整備における現状と課題

1 整備の現状

史跡が所在する現地は、一帯が広大な畑地であるにもかかわらず、農道しかないため、史跡の周遊や散策できる道路が整備されていない。

史跡の整備は、ほとんど進んでおらず、現地に3箇所の大型説明板が設置されているだけなので、立地環境の確認等が中心となる。特に、史跡の現地見学に際して、発掘調査地点を見学しながら周遊できるような順路が設定できておらず、案内表示や遺構解説等が設置されていない。

他に、里道の伐採を定期的に行い、小湊フワガネク遺跡の国史跡部分とソテツ群落を散策できるようにしている。

2 整備の課題

史跡一帯の畑地の農道は、ほとんどが私有地に設けられた狭い私道であるので、誰でも通れる一定の広さの道路の整備が必要である。

史跡の現地見学に対応した駐車場・トイレ等の公共施設や案内板・説明板等の整備が必要である。また史跡の現地を訪れる際、国道58号線から史跡所在地に誘導する交通サイン、案内サインが不足している。

奄美市立奄美博物館において、小湊フワガネク遺跡出土遺物の常設展示が行われているが、史跡所在地には、出土遺物が展示されている施設等はない。小湊フワガネク遺跡の情報を適切に発信し、地元住民や市民、来訪者等が史跡を体感、共感できるように伝えていくための現地のガイダンス機能が整っていない。

パブリックコメントや地域懇談会で、最も多く寄せられた意見も、史跡がある地元ガイダンス施設の整備を求めるものであった。あわせて小湊フワガネク遺跡の体験型活用として、史跡及び一帯の伝統的農業景観が眺望できる展望施設を求める意見も寄せられている。

第4節 運営体制における現状と課題

1 運営体制の現状

史跡の管理団体である奄美市の主管課は、奄美市教育委員会文化財課である。文化財課では、①奄美市立奄美博物館・奄美市歴史民俗資料館・宇宿貝塚史跡公園の3施設の管理運営、②博物館業

務、③文化財保護業務の3業務を担当している。

③文化財保護業務では、天然記念物と埋蔵文化財を中心に、奄美市内で計画されている公共事業等の開発事業について、全庁規模で実施箇所等の確認を定期的を実施し、文化財保護の調整に努めている。史跡周辺で計画されている事業についても、細かく把握を行い、担当課と協議を緊密に行いながら進めている。

史跡の調査研究は、大学等の研究機関と連携を図りながら進められていて、その成果を講演会・シンポジウム開催や博物館展示等に活用している。

史跡の日常的管理については、奄美市教育委員会と史跡が所在する小湊集落と協働し、史跡指定地の里道を中心に、年間3～4回、草木伐採に取り組んでいる。また奄美市教育委員会は、小湊町内会、隣接する奄美看護福祉専門学校・奄美市立小湊小学校と連携しながら、定期的な見回り・点検等を実施している。

2 運営体制の課題

奄美市教育委員会文化財課が中心となり、史跡が所在する小湊集落と連携の強化を図り、将来的には行政と市民で史跡の保存・活用に取り組む「小湊フワガネク遺跡保存会（仮称）」のような組織の設立が望まれる。この際、史跡の保存・活用における行政と地域住民の役割分担等を明確化していく必要がある。また、史跡の保存・活用・整備に関わる庁内連携体制も充実させなければならない。特に史跡周辺で計画される開発事業等については、早期把握、調整が円滑に行えるように、庁内における定期的連絡体制の強化が必要である。

	史跡の現状
保存	史跡の指定面積は、遺跡総面積の約50.5%に留まる。
	民有地が大半を占めている。
	史跡一帯は畑地であり、農業振興地域に含まれているため、農地以外の土地利用は認められていない。
	史跡一帯の畑地にはスプリンクラーの設置に伴い、農業用水管が敷設されている。
	農道しか存在しないため、車両の通行が不可能である。
	史跡が所在する砂丘地は、外縁部分で過去に砂採取工事が行われたことがある。
	史跡の日常的管理は、小湊町内会と協働で取り組んでいる。
	海岸の砂浜が減少を続けているため、海岸線の後退が認められる。
	海岸には防潮堤が整備されているが、大川の氾濫で、河口部分の護岸が崩落する災害も発生している。
史跡に隣接して「奄美看護福祉専門学校」「奄美市立小湊小学校」が所在している。	
活用	奄美市立奄美博物館において、出土遺物の常設展示や企画展・講演会・夜光貝アクセサリー制作講座等を開催している。
	史跡のパンフレットや冊子を作成・発行して、情報発信に努めている。
	史跡が所在する小湊集落において、シンポジウムを開催したほか、夜光貝アクセサリー制作講座を定期的で開催している。
	史跡が所在する小湊集落において、奄美市の助成事業を受けて、史跡を活用する取り組みが2件進められている。
整備	史跡が所在する現地は、農道しかないため、史跡の周遊や散策できる道路が整備されていない。

	<p>史跡の現地に、大型説明板が3箇所を設置されている。</p> <p>史跡の現地見学に際して、順路が設定できておらず、案内表示や遺構解説等が設置されていない。</p> <p>里道の伐採により散策道を確保している。</p>
組織	<p>史跡の管理団体である奄美市の主管課は、奄美市教育委員会事務局文化財課である（以下、文化財課と略記）。</p> <p>文化財課は、奄美市立奄美博物館・奄美市歴史民俗資料館・宇宿貝塚史跡公園の3施設の管理運営を担当している。</p> <p>文化財課は、博物館業務及び文化財保護業務を担当している。</p> <p>史跡の調査研究は、大学等の研究機関と連携を図りながら進められている。</p> <p>史跡の調査研究成果は、講演会・シンポジウム開催や博物館展示等に活用されている。</p> <p>史跡の日常的管理は、奄美市教育委員会と史跡が所在する小湊集落が協働で、草木伐採等に取り組んでいる。</p> <p>奄美市教育委員会が、史跡の定期的な見回り・点検等を実施している。</p>
史跡の課題	
保存	<p>史跡指定地は、ほとんど民有地であるため、今後、公有化等を検討する必要がある。</p> <p>史跡一帯の畑地は、営農者の高齢化等に伴い、休耕地の増加が続いている。</p> <p>史跡一帯の畑地における休耕地は、草木が繁茂しているため、保存管理を図る上で除去が必要である。</p> <p>史跡一帯の畑地における休耕地の増加は、伝統的農業景観を維持する観点からも対策が必要である。</p> <p>史跡の畑地として利用されていない部分は、草木の繁茂する速度が早いので、対策が必要である。</p>
活用	<p>史跡の活用のための多様なプログラム開発ができていない。</p> <p>史跡周辺の小中学校、専門学校と連携した地域学習プログラムが市民から要望されている。</p> <p>史跡と周辺文化財群の一体的活用を図った周遊プログラムが市民から要望されている。</p> <p>史跡に関わるヤコウガイ・ホシレンコ・ソテツ・砂丘農業等の特色ある地域資源が明らかになってきているが、十分活用されていない。</p> <p>史跡周辺で、ホエールウォッチング・バードウォッチング等の自然観察を楽しむ人が増えているが、史跡及び周辺文化財群を観光資源として活用する方策が検討されていない。</p> <p>史跡に関するインターネット情報の発信が不足している。</p>
整備	<p>史跡の現地見学に対応した道路整備や案内板・説明板等の整備が必要である。</p> <p>史跡の現地を訪れる際、国道58号線から史跡所在地に誘導する交通サイン、案内サインが不足している。</p> <p>史跡の所在地には、出土遺物をはじめ、遺跡の概要が展示されている施設等はない。</p> <p>史跡の情報を適切に発信し、市民や来訪者等に史跡を体感、共感してもらう現地のガイド機能を整っていない。</p>
組織	<p>文化財課と小湊集落の連携強化を図り、行政と市民の協働で史跡の保存・活用に取り組む組織の設立が望まれる。</p> <p>史跡の保存・活用における行政と地域住民の役割分担等を明確化していく必要がある。</p> <p>史跡の保存・活用・整備に関わる庁内の連携体制の充実が必要である。</p>

表 24 史跡の現状と課題一覧

第5章 史跡の保存活用における基本方針

第1節 大綱

史跡の保存・活用・整備は、史跡を確実に恒久的に保存し、そのかけがえのない価値を後世へ継承していくことが原則である。

それは、奄美市が将来都市像「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷～太陽の恵みのもとで、ゆったりとくらす人々が、自然の声を伝えていくまち～」の実現に向けて、各種施策が実践されていく中で、関連施策と十分調整を図りながら総合的に進められなければならない。

史跡の保存・活用・整備は、史跡のことだけに留まるものではなく、史跡を中核としたまちづくりの施策である。その施策の進展は、奄美市の独自性・固有性を高め、さらに住民の誇り・愛着を醸成するものとして欠かせない資源ともなる。

史跡の本質的価値

- (1) 夜光貝匙等をはじめとする貝製品の集中的製作が行われた生産遺跡
- (2) 6～7世紀における生業や食料等の暮らしがわかる遺構・遺物に恵まれた遺跡
- (3) 6～7世紀の奄美社会を解明する遺跡
- (4) 南方物産のひとつとしての夜光貝交易の様子をうかがわせる遺跡



南西諸島を代表する古墳時代並行期の貝製品生産遺跡

—亜熱帯の自然の恩恵を受けた美しい貝製品生産の歴史を体感し、伝えていくまち小湊—

第2節 基本方針

「奄美市総合計画」における施策の大綱に従いながら、将来都市像「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷～太陽の恵みのもとで、ゆったりとくらす人々が、自然の声を伝えていくまち～」の実現に向けた史跡小湊フワガネク遺跡の保存・活用・整備における基本方針を、以下のとおり定めるものとする。

小湊フワガネク遺跡における保存活用の基本方針

I	[保存] 小湊フワガネク遺跡について、史跡の既指定地と未指定地を対象として、本質的価値を損なわないように、適切な維持管理を行い、恒久的保存を図る。
II	[活用] 亜熱帯の豊かな自然の恵みを受けながら営まれていた暮らしを体感、学習できる知的空間として活用・整備し、また郷土教育の教材として育んでいく。
III	[活用] 調査研究を重ねながら、史跡の本質的価値を一層引き出し、ここでしか見ることができない唯一無二の存在に高め、観光資源として育んでいく。
IV	[整備] 史跡の保存環境と地域住民の生活環境及び景観の調和と保全を図りながら、安らぎの空間として、史跡があるまちにおける良好な住環境の創出を図る。
V	[体制] 史跡の保存・活用・整備は持続可能なものとし、奄美市における体制の充実に努めながら、行政だけではなく地域住民や市民が史跡の価値を共有し、特に保存・活用に対して積極的に参画し、市民協働による取り組みを醸成する。

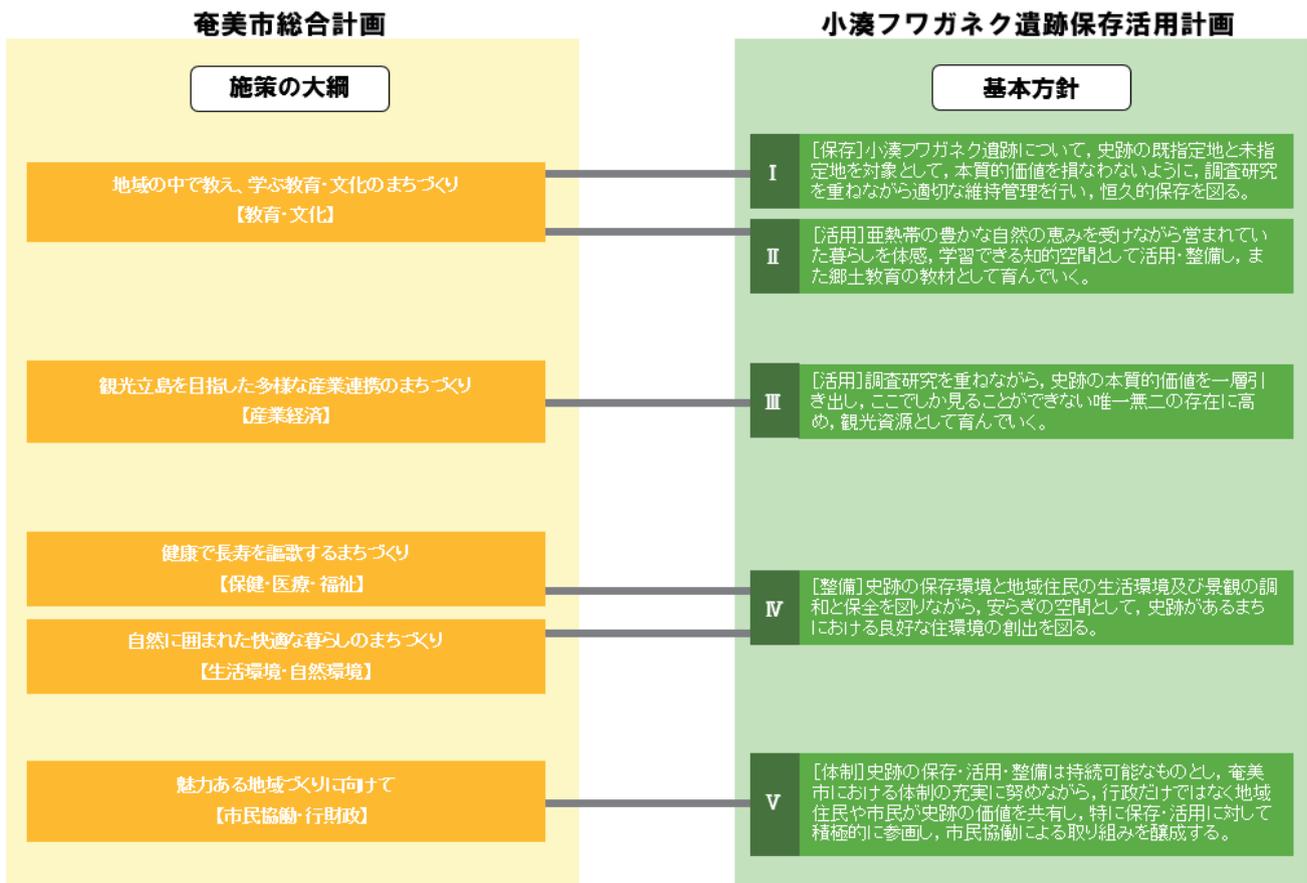


図 77 奄美市総合計画と史跡保存活用計画における施策の対応関係

第6章 史跡の保存

第1節 保存の方向性

史跡が立地する砂丘地について、遺跡分布範囲を中心に保存計画区域を設定し、その範囲内における既指定地の適切な保存管理を進めていく。あわせて継続的な発掘調査や出土遺物の分析を行い、小湊フワガネク遺跡の全体像の解明を進めていくことにより、史跡の価値を一層高め、その成果に基づき遺跡の保存を展開させていく。

保存計画区域内では、史跡の本質的価値を確実に保存するため、遺跡分布や土地利用状況等に基づいて地区区分を行い、想定される現状変更の行為を整理し、それぞれの行為に対する取り扱い基準を定めて、適切に対処する方策を実施していく。

既指定地と一体的に保全することが必要な範囲で、未指定地については、土地所有者の理解と協力を得ながら随時、追加指定を進めていく。また、既指定地の土地利用状況等を鑑みながら、その公有化の必要性等を検討する。

さらに、史跡単体のみではなく、史跡が所在する砂丘一帯の自然環境や伝統的農業景観とも調和を図りながら、周辺文化財群も含めた一体的な保存を推進し、地域の自然・歴史・文化を繋ぐさまざまなストーリーを語れる場としての醸成を図る。そのために、行政と市民の連携による保存管理体制を整え、取り組みを進めていく。



図 78 保存計画区域の範囲

第2節 保存の方法

1 保存計画区域の対象範囲

史跡小湊フワガネク遺跡の範囲は、平成9年度（1997）の緊急調査、平成12～14年度（2000～2002）の範囲確認調査の結果に基づき、古墳時代後期並行期の兼久式土器の出土が確認できた範囲の一部に限られている。指定地以外の範囲にも小湊フワガネク遺跡は分布しており、南側に連続して分布する小湊集落遺跡も一連の遺跡として理解できるものである。その時代も弥生時代並行期、古墳時代前期並行期、古墳時代後期並行期、中世の長期間に及んでいるものの、現段階ではその全貌が解明できているわけではない。

そこで、本計画においては、史跡指定地とともに史跡指定地以外的小湊フワガネク遺跡と小湊集落遺跡まで含めて保存計画区域の対象範囲とする（図78）。

2 地区区分

史跡を適切に保存管理していくため、発掘調査により明らかにされている遺跡の分布状態、土地利用の現況等を思量しながら、保存計画区域について地区区分を行い（表25・図79）、各地区で現状変更等の取扱方針を定め、保存管理を進めていく。なお、この地区区分及びその範囲は、今後の追加指定や発掘調査の進展により随時変更されるものである。

地区区分		概要
A地区	A-I地区	小湊フワガネク遺跡の範囲内で史跡指定が行われている区域。
	A-II地区	小湊フワガネク遺跡の範囲内で史跡指定が行われていない区域。今後、追加指定をめざす
B地区		小湊フワガネク遺跡と一体的に保存を図る区域。
C地区		小湊フワガネク遺跡及び小湊集落遺跡の範囲内で史跡指定が行われていない区域。通常の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。

表25 地区区分の概要

3 各地区の現況

(1) A-I地区の現況

建築物はなく、畑地として利用されている。畑地には、農業用水管が埋設され、スプリンクラーが各所に設置されている。営農活動に伴う簡易的な物置が建てられている箇所もある。また「奄美

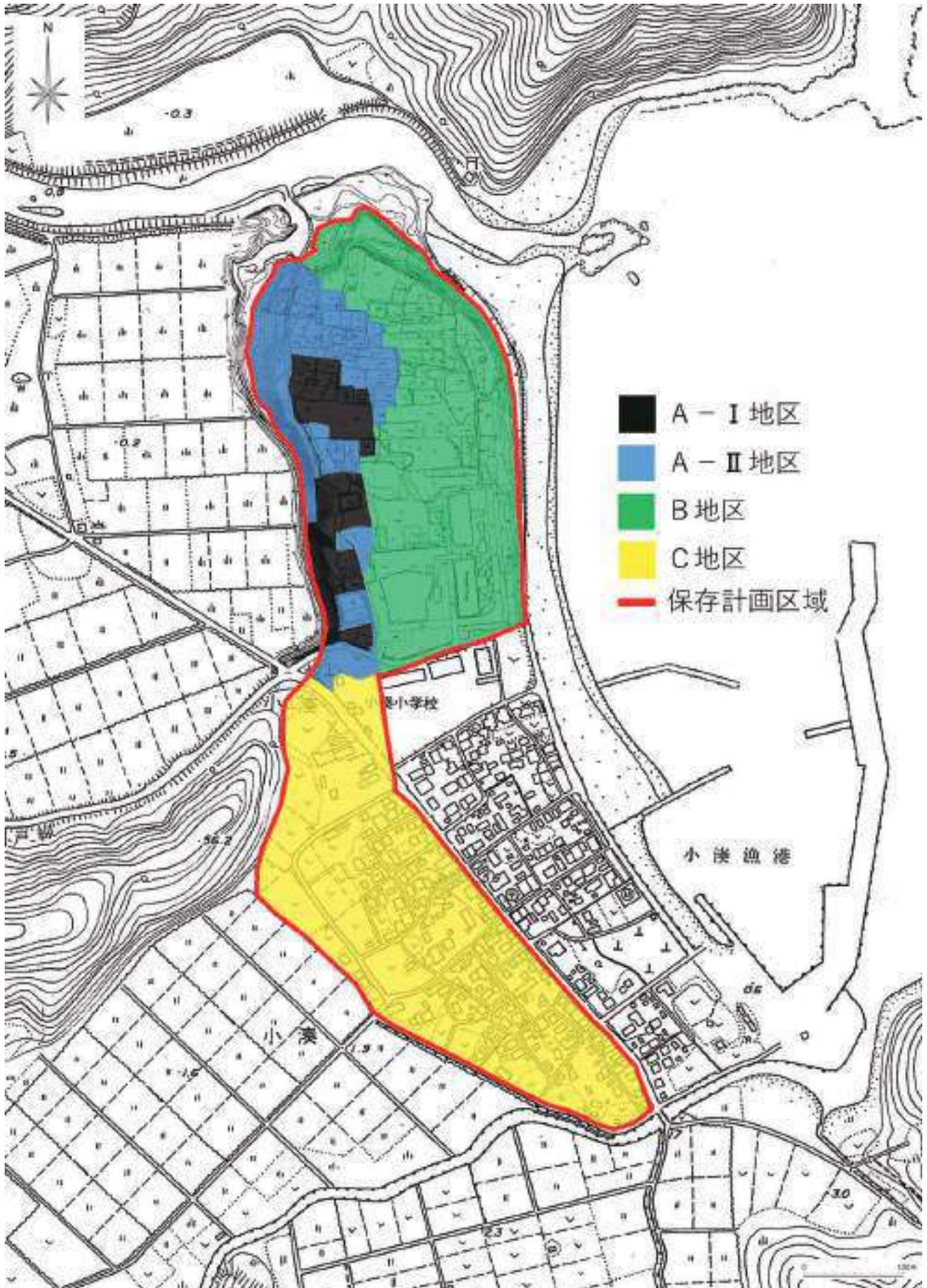


図 79 小湊フワガネ遺跡の地区区分

看護福祉専門学校」の施設建設工事の際に設けられた汚泥沈殿池跡が残されている。畑地は、短冊形や方形に細かく区画され、土地境界にはソテツが植栽されて伝統的な農業景観が残されている。

(2) A-Ⅱ地区の現況

A-Ⅰ地区とほぼ同様である。

(3) B地区の現況

「奄美看護福祉専門学校」の校舎・寮・多目的ホール等の建築物があり、学校施設に伴う上下水道管が道路部分に埋設されている。その他の区域は畑地として利用されている。畑地については、A-Ⅰ・A-Ⅱ地区と同様である。

(4) C地区の現況

県道・市道が敷設されていて、小湊集落の居住部分に当たる区域である。「奄美市立小湊小学校」の敷地の一部が含まれ、校舎・旧給食室等の建築物もある。地下には、上下水道管等が埋設されている。家屋の新設・改築・解体・撤去、道路工事、上下水道管工事等に伴う掘削行為が行われる可能性が高い。

4 日常管理

史跡を適切に保存していくためには、行政だけではなく地域住民と協働して、日常的な保存管理の取り組みを図る必要がある。現在、奄美市教育委員会は、史跡土地所有者、小湊町内会、奄美看護福祉専門学校と連携しながら、表 26 に記載した日常的保存管理の取り組みを実施している。

また、奄美市教育委員会は、保存計画区域について、小湊町内会と緊密な連携を行いながら定期的な巡回を実施し、目視確認を行うものとする。史跡指定地内の清掃や草木伐採等においても、内容に応じて定期的な頻度を定め、継続的に実施し、環境保全に努めるものとする。

自然災害時には、奄美市ハザードマップと関連させ、自然災害後の被害状況の点検を行う。

関係者	日常的保存管理の取り組み
奄美市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡保存計画区域の定期的巡回 ○史跡指定地及び海浜の清掃 ○年 4 回程度の史跡指定地の草木伐採 ○里道の草木伐採 ○土地境界に植栽されたソテツ管理 ○史跡説明板の点検・管理 ○砂丘地形の経過観察 ○自然災害時における被害状況の点検
史跡の土地所有者	<ul style="list-style-type: none"> ○畑地の管理 ○ソテツの管理

小湊町内会	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡指定地及び海浜の清掃 ○年4回程度の史跡指定地の草木伐採 ○里道の草木伐採 ○史跡説明板の点検・管理 ○砂丘地形の経過観察
奄美看護福祉専門学校	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡指定地の清掃 ○学校敷地の管理
奄美市立小湊小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○学校敷地の管理

表 26 関係者における日常的保存管理

5 現状変更等の取扱方針及び基準

(1) 現状変更等の取扱方針

本節2で示した地区区分に応じて、地区内で予想される現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について、取扱方針及び基準を定める。

①A-I地区

文化財保護法に基づいた史跡指定が行われている地区であり、史跡の本質的価値を構成する遺構・遺物や遺跡立地を適切かつ確実に保存していかなければならない。原則として、史跡の保存・活用を目的とする行為以外は現状変更を認めないこととする。ただし、農業用水管や農道等、住民生活の維持に関わるものや史跡整備に関わるものについては、遺跡に影響を与えない範囲・方法で対処を図るものとする。A-I地区における現状変更行為は、文化財保護法125条による許可制で行われる。現状変更の許可申請区分については、表27に示す。

②A-II地区

今後の追加指定を目指す地区であり、史跡指定地(A-I地区)に準ずる重要区域であるため、土地所有者等の理解・協力を得ながら積極的に保存に取り組んでいくものとする。

農業用水管や農道等、住民生活に関わる公益性の高いものは、共存を図る対応を行い、遺跡に影響がない範囲・方法で認める方針とする。

A-II地区は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」に当たるので、開発行為を行う場合は、事前に文化財保護法93条・94条による届出・通知が必要である。奄美市教育委員会に相談されたい。

③B地区

小湊ワガネク遺跡の外縁部分に接する地区で、史跡の本質的な価値にも関わる地形を維持していく上で欠かせない部分となる。土地所有者等の理解・協力を得ながら、史跡指定地と一体的な保存を積極的に進めていく地区である。また遺跡範囲の確認調査も、土地所有者等の理解・協力を得

ながら継続的に実施し、全体的な様相を明らかにしていくことが望ましい。その調査結果をみながら、史跡範囲についても適宜追加指定を検討していくものとする。

④C 地区

小湊集落の居住区域に当たる地区である。A-Ⅱ地区と同様、「周知の埋蔵文化財包蔵地」となる部分であり、「小湊フワガネク遺跡」及び「小湊集落遺跡」の範囲からA-Ⅰ・A-Ⅱ地区及びB地区を除いた区域である。

C地区は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」に当たるので、開発行為を行う場合は、事前に文化財保護法93条・94条による届出・通知が必要である。奄美市教育委員会に相談されたい。

住宅の新築・増改築・解体撤去作業や上下水道管の新設・改築補修工事等において、発掘調査の実施を調整し、調査結果に応じながら、土地所有者等と保存のための協議を行い、遺跡の保護について理解・協力を求めていく。

(2) 現状変更の法的根拠

「文化財保護法」第125条に「現状変更等の制限及び原状回復の命令」として、下記の規定が記されている。

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

史跡内における現状変更については、第125条第1項の規定で「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と制限が設けられていて、原則的に文化庁長官の許可が必要とされている。

史跡内における現状変更許可の手続きを必要としない場合は、「ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない」と定められている。

また、文化財保護法施行令第5条第4項には、市で実施できる現状変更許可（史跡への影響が軽微であるもの）について、下記の規定がある。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)又は町村の区域を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

ニ 法第 130 条(法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。)及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとする時も、同様とする。

7 第 4 項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとする時も、同様とする。

8 文化庁長官は、第 4 項第 1 号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第 1 項本文、第 2 項本文、第 3 項及び第 4 項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

この文化財保護法施行令第 5 条により、文化財保護法に定められている第 43 条(現状変更等の制限)、第 53 条(所有者等以外の者による公開)、第 54・55 条(保存のための調査)関係について、県及び市で行うべき事務の範囲が定められている。

現状変更に係る行為については、いずれの場合においても、関係機関と協議、調整を十分に行う必要があるため、計画の段階で奄美市教育委員会に相談していただくことが望ましい。

(3) 現状変更に伴う許可申請区分

史跡指定地において、土地の現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、奄美市教育委員会と協議が必要な維持の措置や災害等の緊急・応急時の場合を除き、文化庁長官の許可、または権限委譲を受けた奄美市教育委員会の許可を受ける必要がある。

許可申請区分と関連法		現状変更の許可申請が必要な行為（注1）	小湊フワガネク遺跡で想定される行為の事例
文化庁長官による許可が必要	文化財保護法第125条	下記以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新設、増改築、解体・除去、補修 ・道路の新設、拡幅、補修 ・掘削、盛土、砂採取に伴う土地造成等 ・発掘調査の実施
奄美市教育委員会による許可が必要	文化財保護法施行令第5条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以内の期間を限って設置される小規模建築物(注2)の新築、増改築 ・工作物(建築物を除く)の設置もしくは改修(設置から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの) ・既設道路の補修(土地の形状変更を伴わないもの) ・史跡管理に必要な施設(注3)の設置、改修 ・電柱、伝染、ガス管、水管、下水管その他これらに類する工作物の設置または改修(土地の形状変更が最小限度のやむをえない程度を超えないもの) ・建築物の除却(設置から50年を経過していないもの) ・樹木等の伐採 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用水管等の工作物の新設、撤去、補修 ・物置小屋等の簡易工作物の新設、増改築、補修、撤去 ・ソテツの植栽、除去 ・農道の新設、拡幅、補修 ・上下水道管の新設、撤去、補修 ・休耕地等における樹木の伐根
奄美市教育委員会と協議が必要	文化財保護法第125条但し書き	維持の措置(注4) <ul style="list-style-type: none"> ・史跡のき損、衰亡時の現状復旧 ・史跡のき損、衰亡の拡大防止措置 ・史跡のき損、衰亡箇所の復旧が明らかに不可能である場合における、当該部分の除去 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等によって史跡が損壊した場合、もしくはその恐れのある場合の復旧、応急措置、危険除去等(当該箇所への盛土による保護や土のう設置等の養生等)
	文化財保護法第125条但し書き	非常災害のために必要な応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等による土砂崩れ、倒壊した工作物の除去、倒木・危険木等の伐採、除去等
	文化財保護法第125条但し書き	史跡への影響が軽微である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な耕作 ・日常的な里道管理に伴う伐採 ・休耕地における樹木の伐採
(注1) 現状変更許可の申請については、事前に奄美市教育委員会へ相談すること。 (注2) 小規模建築物は、階数が2階以下で、かつ、地階を有しない木造または鉄骨造の建築物であって、建築面積(増改築の場合は、増改築後の面積)が120㎡以下のものを指す。 (注3) 文化財保護法第115条に規定されるもの。 (注4) 特別天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則に規定されるもの。			

表 27 現状変更等に伴う許可区分

また、史跡指定地内の畑地等において、従来の土地利用の継続となる日常的な耕作や維持管理行為については、史跡に対する影響が軽微であり、現状変更の許可は不要である。

(4) 現状変更の取扱基準

[A-I 地区] (表 28)

現状変更が必要となる行為等	建築物	新築	原則として史跡整備に伴うもの以外の新築は認めない。	
		増改築	遺跡に影響のないものは認める。	
		解体・撤去	遺跡に影響のないものは認める。	
		補修	日常的な維持管理や掘削を伴わない補修は認める。	
	道路	新設	原則として新設は認めない。	
		拡幅	原則として拡幅は認めない。	
		補修	維持管理のための掘削を伴わない補修は認める。	
	土地造成等	掘削	原則として掘削は認めない。	
		盛土	原則として盛土は認めない。しかし、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、奄美市教育委員会と協議を実施し、盛土の必要性が確認できた場合は認められる場合もある。	
		砂採取	原則として砂採取は認めない。	
	農業	農業用水管等の工作物	新設	地下への影響が軽微なものは認める。
			撤去	除去は、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、奄美市教育委員会と協議を行い、史跡の保護に十分に配慮したものを実施する。実施に伴い、発掘調査を行う場合もある。
			補修	地下への影響が軽微なものは認める。補修は、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、奄美市教育委員会と協議を行い、史跡の保護に十分に配慮したものを実施する。実施に伴い、発掘調査を行う場合もある。
		物置小屋やビニールハウス等の簡易工作物	新築	地下への影響が軽微なものは認める。
			増改築	地下への影響が軽微なものは認める。
		ソテツ	植栽	現状保存を原則とする。 景観の維持に係る植栽の場合は、奄美市教育委員会と協議すること。
			除去	現状保存を原則とする。 日常的な耕作等に支障が出る場合は、奄美市教育委員会と協議すること。
		農道	新設	地下への影響が軽微なものは認める。
			拡幅	地下への影響が軽微なものは認める。
			補修	地下への影響が軽微なものは認める。
	上下水道管等の埋設物	新設	原則として新設は認めない。	
		撤去	除去は、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、奄美市教育委員会と協議を行い、史跡の保護に十分に配慮したものを実施する。実施に伴い、発掘調査を行う場合もある。	
	樹木等	日常的な畑地・里道の管理	伐採	遺跡に影響が及ばない伐採は認める。
			抜根	現状保存を原則とする。 日常的な耕作等に支障が出る場合は、奄美市教育委員会と協議すること。
		休耕地等における樹木	伐採	遺跡に影響が及ばない伐採は認める。
			抜根	現状保存を原則とする。 日常的な耕作等に支障が出る場合は、奄美市教育委員会と協議すること。

自然災害等	自然災害の復旧・防止工事については、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、史跡周辺の景観に配慮した内容を工夫する。
発掘調査	発掘調査は、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、目的等が適切な場合だけ認める。

[A-Ⅱ地区]

原則として、A-I地区の取り扱いに準じる。

[B地区] (表29)

奄美市と協議が必要となる行為等	建築物	新築	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査や立会調査を行う。	
		増改築	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
		解体・除去	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
		補修	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
	道路	新設	担当部局に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
		拡幅	担当部局に景観保全についての理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
		補修	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
	土地造成等	掘削	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
		盛土	所有者に景観保全について理解と協力を求める。	
		砂採取	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査や立会調査を行う。	
	農業	農業用水管等の工作物	新設	担当部局に景観保全についての理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
			撤去	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
			補修	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
		物置小屋やビニールハウス等の簡易工作物	新築	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
			増改築	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
			解体・除去	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
			補修	日常的な維持管理や地下への影響が軽微なものは認める。
		ソテツ	植栽	認める。
			除去	位置や規模によっては、試掘調査等を行う。
		農道	新設	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
	拡幅		所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
	補修		所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
	上下水道管等の埋設物	新設	担当部局に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
		撤去	担当部局に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
		補修	担当部局に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
	樹木等	日常的な畑地・里道の管理	抜根	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
		休耕地等における樹木	抜根	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。

自然災害等	自然災害の防止工事については、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、史跡周辺の景観に配慮した内容を工夫する。
発掘調査	発掘調査は、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、目的等が適切な場合だけ認める。

[C 地区] (表 30)

奄美市と協議が必要となる行為等	建築物	新築	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		増改築	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		解体・除去	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。	
		補修	日常的な維持管理や地下への影響が軽微なものは認める。	
	道路	新設	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		拡幅	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		補修	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査や立会調査を行う。	
	土地造成等	掘削	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		盛土	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		砂採取	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。その結果、奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
	農業	農業用水管等の工作物	新設	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
			撤去	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。
			補修	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。
		物置小屋やビニールハウス等の簡易工作物	新築	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
			増改築	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
			解体・除去	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。
		日常的な耕作		認める。
		農道	新設	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
			拡幅	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
			補修	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。
	上下水道管等の埋設物	新設	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		撤去	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。	
		補修	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。	
	樹木等	日常的な畑地・里道の管理	伐採	景観の維持に支障が出ない場合は認める。
			抜根	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。
		休耕地等における樹木	伐採	景観の維持に支障が出ない場合は認める。
			抜根	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。
	自然災害等	自然災害の防止工事については、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、史跡周辺の景観に配慮した内容を工夫する。		
	発掘調査	発掘調査は、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、目的等が適切な場合だけ認める。		

第3節 追加指定

史跡指定は、遺跡の持つ価値を損なうことなく、開発行為等の遺跡を破壊する要因に制限をかけ、恒久的な保存を図るための保護措置であり、遺跡の部分的な指定ではなく、遺跡全体の指定を目指す必要がある。そのため、現在、確認されている小湊フワガネク遺跡の範囲で史跡指定が行われていない範囲については、土地所有者や地元住民に説明を行い、理解を得ながら、今後、史跡の追加指定を進めていく必要がある。

第4節 公有化

史跡指定地の保存のための保護措置のひとつとして、奄美市による土地の公有化がある。史跡指定地の大半は民有地であるため、史跡の保存と管理を確実かつ適切に行うためには、今後、民有地の公有地化についても、土地所有者の状況に応じて検討を進めていく必要がある。

小湊フワガネク遺跡の場合、畑地利用による伝統的農業景観を保全しながら史跡の保存を図る方法が理想的な姿のひとつであると考えられる。営農者の高齢化等に伴う畑地の休耕地化が進んでいるため、「奄美市景観条例（現在、制定準備中）」に基づきながら、史跡の公有地化と畑地利用に関する調整を十分に図り、伝統的農業景観を保全する手法を開発していく必要がある。

第7章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

世界自然遺産候補地でもある奄美大島に所在する特色豊かな史跡として、その価値を正しく理解し、魅力に親しんでもらうため、史跡の活用を積極的に図る。

その公開・活用において中心となるのは、史跡の本質的価値とその構成要素を正しく理解するための情報発信と多角的接近を可能とする活用プログラム群の実践である。それらを、史跡の活用に関連する「社会教育」「学校教育」「地域振興」「観光振興」の4分野において持続的に開発・更新し、効果的な活用を目指す。

また、史跡の公開・活用は、行政と地域住民・市民が協働で実践し、史跡が所在する小湊集落、古見方地区における交流人口の増大、地域の活性化に繋がる仕組みの構築を目指す。

第2節 活用の方法

1 社会教育における活用

史跡は、歴史・文化に関心がある幅広い世代の方が訪れる場所であり、史跡の公開・活用を図り、その価値と魅力を伝える以下のプログラム群の提供により、生涯学習の場として活用していく。

(1) 史跡の周遊見学順路の設定

史跡の現地において、主要な遺構・遺物が確認された発掘調査箇所や周辺地形の周遊見学ができるように順路の設定を行い、史跡の貝製品生産遺跡としての特徴や亜熱帯の自然環境等、その内容や価値を体感し、学習できるようにする。

(2) 史跡に対するガイダンス

市街地に所在する「奄美市立奄美博物館」をガイダンス施設として、史跡の概要や主要な出土遺物の展示を行い、史跡の価値や魅力の普及に努める。また史跡に隣接する「奄美看護福祉専門学校」及び「奄美市立小湊小学校」の理解、協力をいただきながら臨時的な展示空間等を設け、史跡の概要や出土遺物の展示を行い、現地におけるガイダンス機能を補完していく。

(3) 講演会・講座・体験学習等の開催

史跡の価値や魅力を伝える講演会・講座・体験学習等を、地域住民・市民と協働で企画・開催し、さらなる講座内容の充実を図り、活動範囲を広げていく。

(4) 史跡の周辺文化財群の一体的位置づけ

史跡から現代に至る地域の歴史を物語る歴史資料として、小湊集落における文化財群を一体的に位置づけ、相互に連動した整備・活用を図る。

(5) 史跡の情報発信

小湊フワガネク遺跡のホームページの開設、パンフレットの発行等、史跡の情報発信を積極的に進める。

情報発信に際しては、小湊フワガネク遺跡のホームページや SNS を活用して、史跡の啓発普及活動の告知や活用プログラム等の紹介、保存活用計画の実施状況の報告等、市民に向けた身近な情報の提供を行う。また、史跡の調査成果や史跡からわかる奄美群島の歴史、環境文化型遺跡としての特徴等、考古・歴史分野にリンクする学術情報の発信、ヤコウガイ利用の歴史等、美術工芸分野にリンクする貝殻情報の発信等、島外に向けた専門的情報の提供に努める。

さらに地域振興や観光振興に向けた飲食店・自販機・トイレ等の情報提供や観光スポットの紹介、周遊コースのマップ掲載、特産品の紹介、入手方法等、地域外からたずねてこられる方たちへの利便性の高い情報の提供を行う。

2 学校教育における活用

奄美市教育行政における基本方針「地域に根ざしたふるさと教育～あまみの子どもたちを光に～」に示されている「地域に根ざしたふるさと教育」の実現に向けて、史跡をふるさと教育の身近な教材として多角的に活用を図る。高等学校を卒業した生徒の約 80%が、就職・進学のために奄美大島を離れて島外に出ていく社会環境において、マレジマ（出身集落）に対する愛着や誇りを育む情操教育として位置づけ、推進していく。

史跡周辺に所在する「奄美看護福祉専門学校」「奄美市立小湊小学校」「奄美市立大川小中学校」「奄美市立崎原小中学校」と奄美市教育委員会が連携し、学校教諭・学校教育課職員・奄美市立奄美博物館学芸員が中心となり、以下のようなプログラムの開発に取り組んでいく。

(1) 史跡を教材とした地域学習プログラムの開発・活用

山・川・海に囲まれた豊かな自然環境の中で、亜熱帯の自然の恵みを受けながら営まれてきた過去の暮らしや現在の暮らしを確認し、史跡を中心に周辺文化財群まで一体的に取り上げ、古見方地区、そして小湊集落の自然・歴史・文化を体感、学習できる地域学習プログラムを開発し、学校で活用していく。

(2) 史跡を教材とした歴史学習プログラムの開発・活用

小湊フワガネク遺跡が国の史跡指定を受けた本質的価値を踏まえながら、周辺文化財群も一体的に捉え、日本列島における奄美大島の歴史的位置づけや亜熱帯の自然の恵みを受けた南方物産の交易史等、地域を相対化して理解できるような歴史学習プログラムを開発し、学校で活用していく。

	幼児	小学校	中学校	高校	専門 学校	学習内容	史跡 関連
自然学習プログラム		●	●	—		・砂丘地形の特徴	○
	●	●	●	—		・山の植物といきもの	○
	●	●	●	—		・里の植物といきもの	○
	●	●	●	—		・海の植物といきもの	○
	●	●	●	—	●	・ヤコウガイ	○
	●	●	●	—	●	・ウミガメ	○
		●	●	—	●	・ホシレンコ	○
	●	●	●	—	●	・ソテツ	△
	●	●	●	—	●	・ハブ	△
	●	●	●	—	●	・アマミノクロウサギ	
	●	●	●	—		・バードウォッチング	
		●	●	—	●	・ホエールウォッチング	
	●	●	●	—	●	・世界自然遺産	
		●	—	●	・環境文化型国立公園		
歴史学習プログラム		●	●	—	●	・小湊フワガネク遺跡が物語る歴史	○
		●	●	—	●	・小湊フワガネク遺跡が物語る暮らし	○
	●	●	●	—	●	・夜光貝アクセサリー製作講座	○
			●	—		・小湊集落の歴史①（先史）小湊フワガネク遺跡	○
			●	—		・小湊集落の歴史②（中世）小湊フワガネク遺跡	○
			●	—		・小湊集落の歴史③（琉球国統治）アジ屋敷・マー広場	○
			●	—		・小湊集落の歴史④（薩摩藩統治）隣家	△
			●	—		・小湊集落の歴史⑤（近代・現代）小湊小学校	△
			●	—	●	・小湊集落の文化財群	△
		●	●	—		・アジ屋敷・マー広場	
		●	●	—		・島建て石	
		●	●	—		・モーヤ墓	
		●	●	—		・隣家	
	●	●	—		・巖島神社		
	●	●	—		・鯨松		
	●	●	—		・古見方役場跡		
文化学習プログラム		●	●	—		・稲作	
		●	●	—		・古見方地区の伝統的行事	
	●	●	●	—		・十五夜綱かつぎ	
	●	●	●	—	●	・八月踊り	
		●	●	—	●	・小湊集落の空間構造	△
		●	●	—	●	・衣（大島紬）	
		●	●	—	●	・食①（郷土料理）	
		●	●	—		・食②（山・里・海で採れる食材）	○
		●	●	—	●	・住（民家）	△
		●	●	—		・サンゴ礁における採集型漁労	○
		●	●	—		・ホシレンコ釣り	○
		●	●	—		・ソーラ突き	△
	●	●	●	—	●	・シマグチ（方言）	
●	●	●	—	●	・シマウタ		
●					・昔話（伝承）		

右欄記号 ○：史跡の価値と直接的に関わる要素 △：史跡の価値と間接的に関連づけられる要素

表 31 学校教育における史跡を活用した地域学習プログラム案

(3) 体験学習の推進

史跡の体験学習として、「夜光貝アクセサリ製作講座」等の体験型講座を学校でも積極的に推進していく。

3 地域振興における活用

史跡は、幅広い世代の方が訪れる場所であり、ここを異世代交流の拠点と位置づけ、地域住民・市民と行政が協働し、大勢の人々が集まり、まちに賑いをもたらし、地域社会に活力を与えるような地域活性化に繋がる活用を推進していく。

(1) 史跡を活かした小湊集落周遊ルートの策定

1 (4) に示した史跡の周辺文化財群の一体的位置づけを活かして、小湊集落及びその周辺地域を野外博物館（小湊フィールドミュージアム）と捉え、自然・歴史・文化におけるそれぞれの構成資源を整理する。たとえば「国土交通省島の宝 100 景「小湊フワガネク遺跡とソテツ群落」散策ルート」（図 80）、「伝承と歴史のまち小湊「史跡小湊フワガネク遺跡と奄美遺産」探検ルート」（図 81・82）、「小湊で世界自然遺産を体感「安木屋場果樹林道」散策ルート」（図 83）のような複数の周遊ルートを作成し、これらのルートが組み合わせられて機能できるように取り組んでいく（表 32）。

「小湊探検」をもうひとつのテーマとした周遊ルートの設定に際しては、小湊集落でワークショップ等を開催して、小湊集落に分布している文化財を住民も学びながら、魅力的な景観ポイントを十分に盛り込んでいけるように、住民全体で取り組んでいけるようにする。

史跡に連動した多様な周遊を可能にすることにより、来訪者は、史跡をより広い視点から理解し、親しむことができる。こうした集落散策については、将来的にガイドシステムの導入まで視野に入れて検討していく。

	テーマ	分野	内容
I	国土交通省島の宝 100 景 「小湊フワガネク遺跡とソテツ群落」散策	歴史・文化	史跡と史跡が所在する畑地における伝統的農業景観の現地見学。
II	伝承と歴史のまち小湊 「史跡小湊フワガネク遺跡と奄美遺産」探検	歴史・文化	史跡と史跡が所在する小湊集落における文化財・伝承地群の現地見学。
III	小湊で世界自然遺産を体感 「安木屋場果樹林道」散策	自然	史跡が所在する小湊集落から西田集落に至る林道約 18km における希少野生生物の現地観察。

表 32 「小湊フィールドミュージアム（仮称）」周遊計画案



図 80 国土交通省島の宝 100 景「小湊フワガネク遺跡とソテツ群落」散策ルート（案）



図 81 伝承と歴史のまち小湊「史跡小湊フワガネク遺跡と奄美遺産」散策ルート（案）①

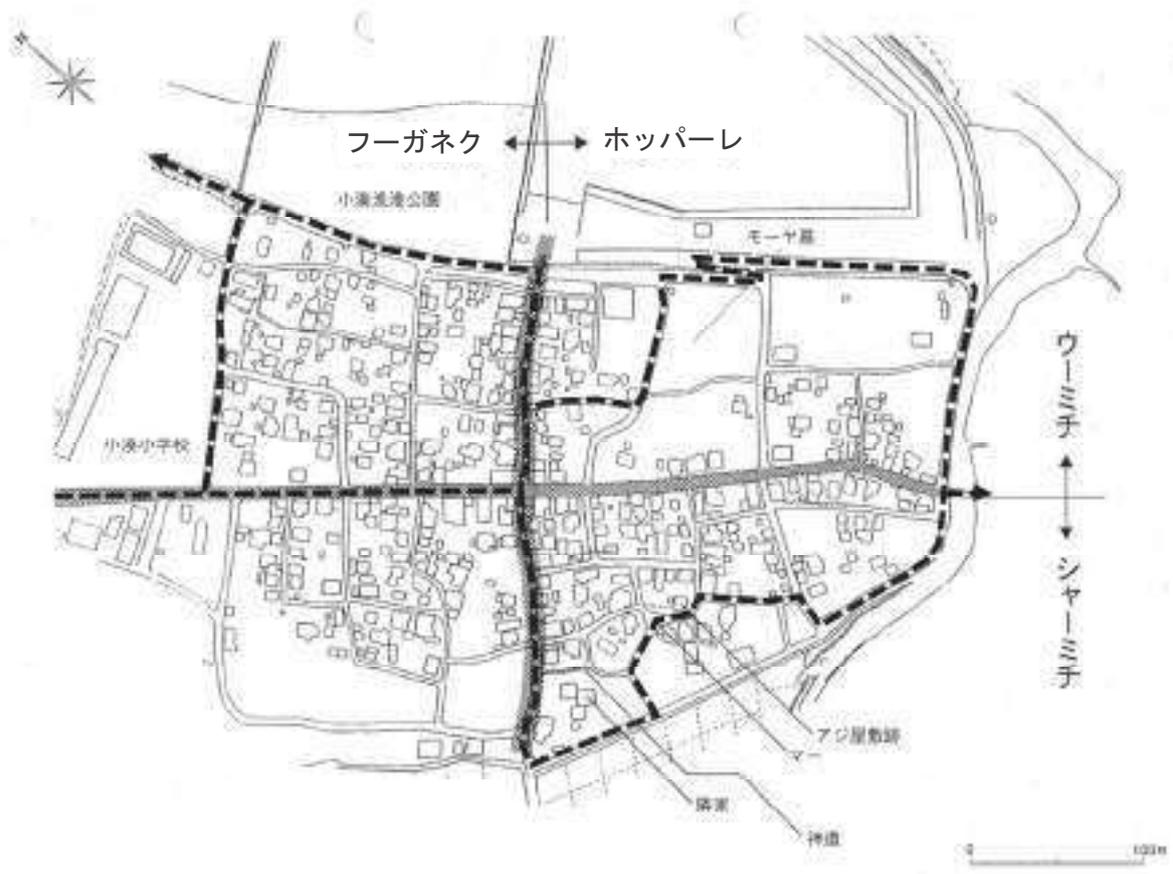


図 82 伝承と歴史のまち小湊「史跡小湊フワガネク遺跡と奄美遺産」散策ルート（案）②



図 83 小湊で世界自然遺産を体感「安木屋場果樹林道」散策ルート 18km（案）

(2) 史跡を活かしたイベント開催

小湊集落で毎年開催されている「小湊港祭り」は、小湊海岸で行われる伝統的木造船による舟漕ぎ競争の順位を競う大会である。大会当日は、1,000人以上の大勢の人々で賑わう。令和元年度(2019)に開催された「小湊港祭り舟こぎ競争」は、「小湊フワガネク遺跡出土品」の国重要文化財指定を記念し、市民との交流を図る小湊港祭り」の冠が付けられ、史跡のアピールが行われている。今後も、史跡の普及に繋がる大会運営について、小湊集落と連携しながら検討していきたい。

そうした史跡を活かしたイベントとして、ほかにも小湊フワガネク遺跡～安木屋場果樹林道～奄美市立大川小中学校～小湊フワガネク遺跡に至る合計約18kmのルートを歩く史跡ウォーキング大会等のイベント開催も、古見方地区の他集落と連携して検討を進めていく。

(3) 小湊集落で行われている自然観察会との連動

奄美群島は、冬期に回遊してくるザトウクジラが観察できる「ホエールウォッチング」のポイントである。特にクジラと一緒に遊泳する「ホエールスイム」は、日本有数のポイントとして知られ、人気を集めている。小湊漁港は、「ホエールウォッチング」の船舶が出入港する拠点港として使用されており、冬期には大勢の人々が小湊集落を訪れている。

また史跡が所在する砂丘地や隣接して貫流する大川流域は、年間を通してバードウォッチングが楽しめるポイントとして利用されている。

さらに「アカボシゴマダラ」というチョウの観察地としても古くから知られている。

そうした自然観察会の主催者に対しても、史跡の周知を図り、参加者が史跡と景観の散策や周辺文化財群の周遊まで楽しみ、地域活性化に繋がるような仕組みづくりに取り組んでいく。

(4) 史跡に関わる地域資源のブランディングと情報発信

史跡に関連がある地域資源として、下記に示した①②③④等があり、(1)(2)(3)等と連動させながら、小湊集落の特産品としてブランディングを図り、地域における経済効果を高めていく。あわせて、関連する資源や島外の地域を射程に入れた情報発信を積極的に行うことにより知名度をあげて、経済的効果に繋げ、人的交流の活性化にも取り組んでいく。

①「ヤコウガイ」は、史跡を特徴づける重要な出土遺物である。現在も史跡前方の海岸の左右に広がる岩礁から採れるヤコウガイについて、その貝殻を「螺鈿」「蒔絵」や「夜光貝アクセサリー」等の美術工芸品の材料として、また海釣りの「ルアー」の材料等として、史跡と関連づけた付加価値を加えた特産品化する方向を検討していく。夜光貝匙の調査研究や夜光貝アクセサリー製作講座から理解できている貝殻の品質に関する知識を活用し、質の高い商品を開発することで、ヤコウガイの「本場」としてのイメージを醸成していく。

②平成27年度(2015)に奄美大島近海に生息する固有種として新種認定された魚「ホシレンコ」は、古くから小湊集落の特産品として釣漁が行われていた魚種であるが、史跡から出土した食糧残滓にもホシレンコの骨が大量に含まれている事実が明らかにされている。そうした小湊フワガネク

遺跡の調査研究から明らかにされた事実と関連づけることで新たな付加価値を創出して、特産品化する方向を検討していく。

③史跡一帯に広がる畑地のソテツ群落は、古くからシマ唄にも「ソテツぬキョラさやコミガネク」と唄われていて、現在も広大な範囲に伝統的農業景観が残されている。景観の保全と整備に努め、史跡散策の中に組み込んで、この景観を楽しんでいただけるように活用を進めていく。

④史跡一帯に広がる畑地では、主に野菜が栽培されていて、栄養分が蓄えられた美味しい野菜が収穫できる。年間で収穫できる野菜類の概要がわかるようにして、史跡や伝統的農業景観と関連づけた付加価値を加え、販売する方向も検討していく。

(5) 史跡一帯の畑地における伝統的農業景観の保全と活用

史跡が所在する周辺一帯の畑地は、国土交通省「島の宝 100 景」で「小湊フワガネク遺跡群とソテツ群落」として選定されている美しい農業景観が広がる場所である。畑地の土地境界にソテツが植栽された伝統的農業景観については、奄美大島でもわずかししか残されていない貴重な景観であるので、保全を図りながら史跡の散策ルートに組み込み、景勝地として積極的に活用していくものとする。

なお、今日まで小湊フワガネク遺跡が良好な状態で保存されてきたのは、この伝統的農業景観によるところが大きい。現在、「奄美市景観計画」の策定が進められているが、将来的に「特別景観区域」の指定をめざしていくものとする。

里道をはじめとする農道の整備を行い、土地境界に植栽されたソテツをできるだけ除去しないようにしながら畑地の通行環境の向上を図り、畑地の利用促進に繋げ、景観保全と地域活性化に結び付けていく。砂地農業は、耕作地が柔らかいため、身体に負担がかからない農作業地として見直しされているので、畑地の利用を図りたい。増加傾向にある休耕地についても、「奄美市農業研究センター」等と連携を図り、有効活用できる方法を検討していく。

4 観光振興における活用

夜光貝匙に代表される美しい貝製品の生産遺跡として、遺跡は国指定、遺物は国重要文化財に指定されている南西諸島を代表する遺跡の一つであることを情報発信し、ブランディングを図る。

史跡の価値と魅力を体感・共感できる周遊ルートの整備と体験プログラムの提供等により、史跡の来訪者の増加に繋げていく。周遊ルートについては、3 節「地域振興における活用」で述べた史跡を活かした小湊集落周遊ルートとリンクさせて、史跡の価値をよく理解できるように、①奄美群島、②奄美大島、③小湊集落の三段階のエリア設定を行い、特色豊かな奄美群島の史跡群が持つ歴史世界を楽しめるように工夫し、群島間や地域間の交流人口の増大を図る。特に、世界自然遺産候補地として、島内外から自然観光に訪れた観光客を史跡に誘導できるような多様で魅力的な活用プ

プログラムの提供を目指す。

周遊の地域設定	地域	史跡及び関連遺跡	博物館
奄美群島北部3島 における 関連史跡の周遊	喜界島	国史跡「城久遺跡」	
	奄美大島	国史跡「赤木名城跡」 国史跡「小湊フワガネク遺跡」	
	徳之島	国史跡「徳之島カムイヤキ陶器窯跡」	
奄美大島における 史跡と関連遺跡 及び博物館の周遊	奄美市 笠利町	用ミサキ遺跡 須野アヤマル第二貝塚 土盛マツノト遺跡 喜子川遺跡 国史跡「宇宿貝塚」 市史跡「宇宿高又遺跡」 宇宿小学校遺跡 国重要文化財「泉家住宅」 県史跡「城間トフル墓群」 万屋下山田遺跡 長浜金久遺跡 国史跡「赤木名城跡」 喜瀬サウチ遺跡 市史跡「土浜イヤンヤ洞穴遺跡」 国登録有形文化財「菌家住宅」 国登録有形文化財「旧安田家住宅」 用安ニャトグスク遺跡	奄美市 歴史民俗資料館
	龍郷町	ウフタ遺跡	りゅうがく館
	奄美市 名瀬	浦上有盛遺跡 大熊大里遺跡 市史跡「朝仁貝塚」 伊津部勝ターグスク遺跡 名瀬勝ハーゲ遺跡 小湊ナーデ遺跡 国史跡「小湊フワガネク遺跡」	奄美市立奄美博物館
	奄美市 住用町	城サモト遺跡 城カネクダ遺跡	原野農芸博物館
小湊集落における 史跡と周辺文化財群 の周遊	畑地	国史跡「小湊フワガネク遺跡」 鯨松	
	集落	隣家 神道 アジ屋敷 マー（広場） モーヤ墓（保呂講・中間講・赤足講）	
	山地	市有形文化財「巖島神社弁才天像」 金子山青少年の森 島建て石	

表 33 史跡及び関連遺跡・博物館と周遊ルート設定の考え方

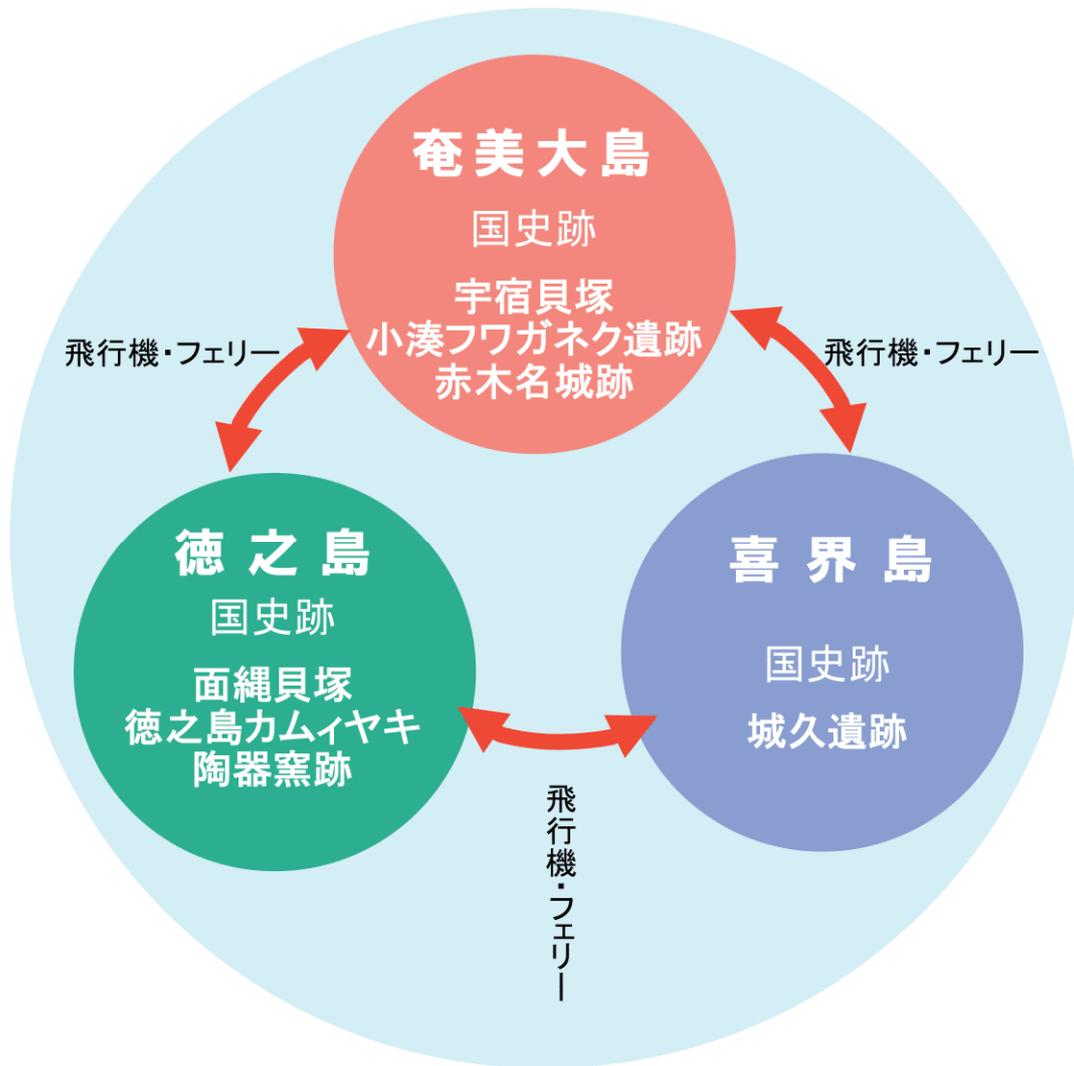


図 84 奄美群島北部 3 島における関連史跡の周遊

第8章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

史跡の立地は、環境変化や自然災害に脆弱な砂丘地であり、遺跡を確実に保存するため、この立地条件等を十分ふまえた適切な整備が基本となる。それに加えて、史跡の公開・活用が充実したものとなる工夫された整備が必要である。

計画対象範囲は、大半が畑地となるため、文化的景観としての伝統的農業景観の保全や耕作者の利用にも配慮した整備を図ることが重要である。特に、史跡の保存に支障がない状態で、文化的景観も保全を図る整備を実施することが、史跡の活用とも連動した全体的整備に繋がると考えられる。

第2節 整備の方法

1 保存のための整備

史跡の本質的価値とその構成要素を保護するため、畑地（A-I地区、A-II地区、B地区）の整備が中心となるが、史跡が所在する砂丘地形の保全についても適切な措置を講じていく。

（1）休耕地における繁茂樹木に対する対策

休耕地に繁茂している樹木について、地下に影響を与えないよう定期的に伐採等を行い、確実に遺跡を保護していく。

（2）農道の整備による通行環境の向上

里道をはじめとする農道については、史跡一帯における散策ルート案の導線計画をふまえながら、主要ルートになると考えられる道路の整備を検討していく。そして一部の農道については、路線の位置等の改良も図り、畑地の通行環境の向上を図り、畑地の利用促進にも繋げていく。土地境界に植栽されたソテツは、できるだけ除去しないようにしながら畑地として利用することで、史跡を保護し、伝統的農業景観の保全も図るよう進めていく。

（3）砂丘地形の保全

史跡が立地する砂丘地縁辺部分については、砂丘の崩壊や減少が確認される箇所に保存措置を講じる。特に河川や海に面した部分で自然災害等による被災の可能性のある箇所に対しては補強を検討する等、史跡の保全に努めるものとする。

2 活用のための整備

史跡の公開・活用を図るため、史跡の価値を正確に伝え、来訪者に対する利便性を向上させる整備を進めていく。そのため、史跡が所在する砂丘地全体を視野に入れた整備を検討するものとする。

(1) 現地見学におけるガイド機能の充実

史跡が所在する現地において、調査研究成果に基づいた遺構表示や自然遺物採取場所の表示等の復元に努める。特に来訪者が、現地を散策しながら、当時の環境や暮らしを共感、体感しながら学習できるような表示・解説板・標柱等の現地見学の際のガイド機能の充実を図る。

(2) 現地見学を円滑に進めるための公共施設の整備

現地を訪れる見学者のために、駐車場・トイレ・休憩所等の整備が必要である。さらには、4月から10月頃まで陽射しが強いので、休憩施設の整備も考慮する。また、史跡の全景や美しい伝統的農業景観が広がる畑地を一望できるような展望施設を、景観に配慮しながら現地に整備することも検討していく。あわせて、名瀬勝集落から崎原集落に向かう市道の途中から、史跡が一望できる場所があるので、そうした場所も公園整備の候補地として検討していく。

(3) 史跡の価値を伝えるガイド施設の整備

史跡の公開・活用を補完し、充実を図るために、来訪者を迎え入れ、さまざまな活動の拠点となる場が必要である。史跡の価値を正確に伝える遺物展示等の情報発信が可能で、学習活動や市民活動の拠点となるガイド施設が不可欠である。

地域住民からも最も要望が寄せられているものでもあり、既存施設の活用等も視野に入れたガイド施設整備を、できるだけ早い時期に進めていく。そこでは、史跡についての学習ができるとともに、小湊集落で「夜光貝アクセサリ製作講座」がいつでも体験できるような地域住民の活動拠点になるような施設整備が望ましい。

そして、史跡整備のための専門委員会を発足させ、施設整備について検討を進めていく。

(4) 史跡に至る誘導情報の充実

史跡に至るアクセスの向上を検討し、交通サイン・案内サイン等の誘導情報の充実を図る。

第3節 整備のための発掘調査

将来、史跡整備計画に伴い、遺跡の深度や遺構・遺物分布状態等について、確認する必要がある場合は、学識経験者及び国・県と十分な協議を経た上で、発掘調査を実施する。発掘調査の実施に際しては、必要最小限の面積に留めることを原則として、適切な遺跡の保存を図る。

史跡の整備

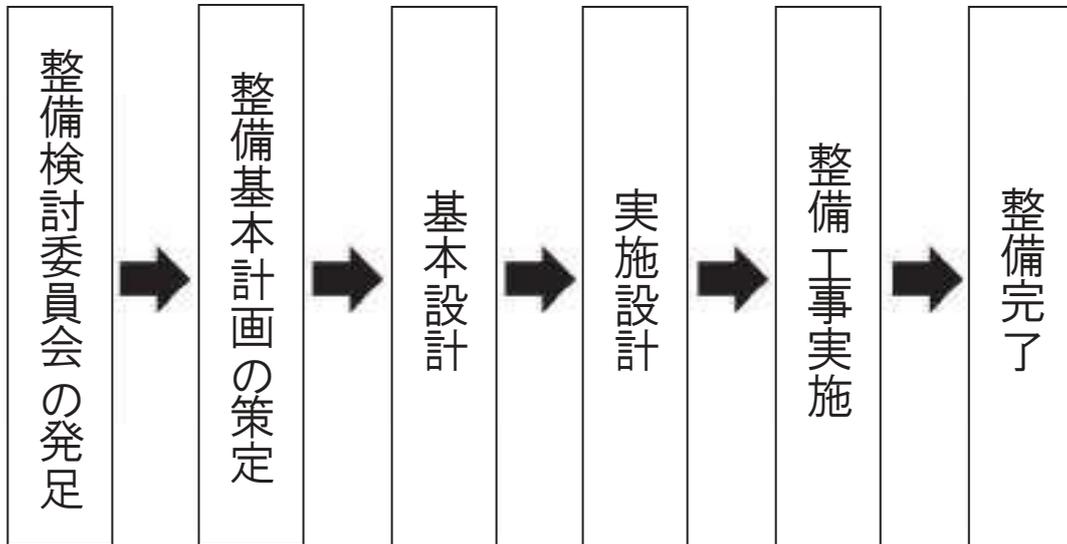


図 86 史跡整備の手順

第9章 史跡の保存活用に係る運営体制

第1節 運営体制

史跡の保存・活用・整備は、史跡を確実かつ恒久的に保存し、そのかけがえのない価値を後世へ継承していくことが原則である。

それは、奄美市が将来都市像「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷～太陽の恵みのもとで、ゆったりとくらす人々が、自然の声を伝えていくまち～」の実現に向けて、各種施策が実践されていく中で、関連施策と十分調整を図りながら総合的に進められなければならない。

史跡の保存・活用・整備は、史跡のことだけに留まるものではなく、史跡を中核としたまちづくりの施策である。その施策の進展は、奄美市の独自性・固有性を高め、さらに住民の誇り・愛着を醸成するものとして欠かせない資源ともなる。

史跡があるまちにおける良好な住環境の創出を図り、市民が史跡の価値を共有し、次世代に継承していく市民参加型の運営体制の構築を目指す。

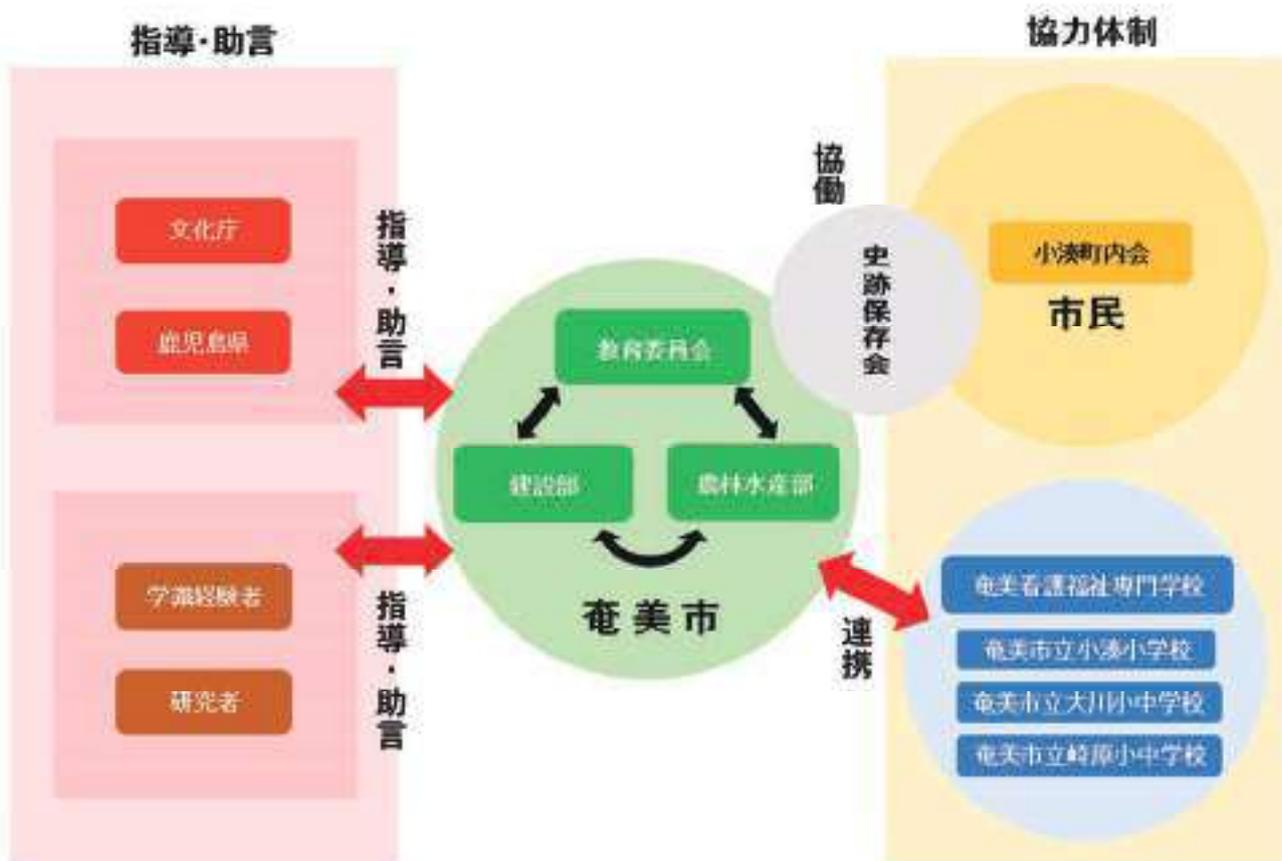


図 87 史跡の保存活用に関わる運営体制

まず史跡の管理団体である奄美市が文化財保護法に基づいた適切な保存活用を進めていくに当たり、確実に業務が安定的に遂行していける職員体制の充実を持続的に図る必要がある。また史跡の保存・活用・整備は、奄美市教育委員会事務局文化財課（文化財担当課）が主導し、関連部署と調整・連携を図りながら、奄美市の将来都市像の実現に繋がる取り組みとして推進していく。

そして史跡の保存・活用に際しては、行政や研究者だけではなく、地域住民・市民の積極的参加を促し、市民協働の取り組みができる体制構築を目指す。地域住民・市民と行政が緊密な連携を図り、協働しながら史跡を保護し、史跡の価値を高め、発信に取り組んでいく。また国・県・市の関係部局や関係機関と連携し、史跡に至るアクセス等の充実を図るほか、周辺環境の保全に努める。

さらに、史跡の保存・整備・活用は、文化庁・鹿児島県から指導・助言、財政的支援を受けながら進めていくものである。

第2節 経過観察

1 経過観察の方法

本計画に定めた史跡小湊フワガネク遺跡の保存・活用・整備は、長期的な視野において進めていく必要があり、その管理や活用は一時的な行為ではなく、今後、永続的に進められていくものであ



図 88 保存活用計画に対する経過観察

る。そのため、進捗状況や事業内容は定期的に確認し、その有効性や社会の変化や住民のニーズに対応しているか等、常に現況を把握し、検証を行い、問題点については改善を図る必要がある。

その見直しの作業については、管理団体である奄美市を中心に、奄美市文化財保護審議会等の有識者、さらには地域住民・市民も参加して進捗状況の確認、検証、評価等を行うものとする。

その結果に応じて、事業内容についても修正を加えながら、その後の保存・活用・整備に反映していくことが必要である。本計画着手後の進捗状況の経過観察期間は、10年間を目安とする。

2 観察指標の設定

基本方針の実現に向けて、取り組みを続けてきた保存・活用・整備・運営体制の各項目において、実施事業を整理して点検項目とし、達成の可否を確認するものとする。

	点検項目
保存	遺跡の価値は地域住民・市民に共有されているか
	史跡指定地における遺構・遺物は確実に保護されているか
	史跡指定地内における休耕地について、繁茂した樹木の管理は適切に行われているか
	今後、保存を計画している範囲の追加指定を目指しているか
	追加指定に向け、地域住民や地権者に説明は適切に行われているか
	史跡が所在する砂丘地周縁部の崩落や減少等の確認は適切に行われているか
活用	地域住民・市民が、史跡の保存・活用に参画できているか
	史跡の価値を学習できる環境が、現地や学校、関連施設において整えられているか
	亜熱帯の自然の恩恵を体感・共感できる活用が行われているか
	近隣の教育機関と連携は図られているか
	史跡を教材とした郷土教育は行われているか
	市民の安らぎの空間として利用されているか
	周辺文化財群との連携は図られているか
	伝統的農業景観の特徴であるソテツ植栽は、良好な状態で維持されているか
	史跡の情報発信は十分行われているか
	観光資源として活用が図られているか
	継続的な調査研究は行われているか
	各種調査記録は、整理・公開されているか
整備	史跡指定地内の休耕地において繁茂している樹木の伐採等は適切に行われているか
	史跡一帯の畑地について、散策を促進する農道の整理等は行われているか
	史跡が所在する砂丘地の崩落や減少箇所等の保全は適切に行われているか
	史跡の現地見学の際における表示・解説板・標柱等のガイダンス機能が効果的に図られているか
	史跡の価値を正確に伝え、市民活動の拠点となるガイダンス施設の整備計画は進められているか
	史跡指定地を含む一帯に広がる伝統的農業景観の保全は適切に行われているか
	史跡の現地に至る交通サイン・案内サイン等の誘導情報の充実が適切に図られているか
運営体制	史跡の保存・活用・整備を安定的に進められる適切な体制が整えられているか
	地域住民・市民が参画して史跡の保存・活用の取り組みが行われているか
	公共交通機関との連携が図られているか
	周辺文化財群と一体的に活用されるような組織体制が整えられているか
	史跡の保存・活用に必要な予算は十分確保されているか

表 34 経過観察の指標一覧

第10章 実施計画

本書に示した史跡小湊フワガネク遺跡の保存・活用・整備計画は、現在の史跡指定地に加え、今後保存を計画している範囲も含んでいるため、長期間にわたる計画となる。そのため、全体計画を「短期計画」「中期計画」「長期計画」に分けて整理する。

将来的に整備を実施する範囲は、現在の史跡指定地だけではなく、今後、史跡追加指定の予定地を含めた保存保護を必要とする砂丘地の広い範囲を想定しておかなければならない。そうした適切な保存に関わる全体的整備を完了させるためには長期間が必要となる。そのため、整備の全体計画は中・長期計画として位置づけ、まず短・中期計画で現在の史跡指定地の整備を進め、同時並行で史跡の未指定部分の追加指定を推進していく。

第1節 短期計画（令和2～6年度）

1 保存

史跡指定地を主対象として、日常的管理を徹底し、史跡の確実な保存を図る。史跡指定地を含む一帯に広がる畑地の休耕地の適切な管理を推進する。そうした管理は、奄美市教育委員会が主体となりながら、地域住民や地権者等の市民参画の体制も整えていく。

官民一体で取り組む保存管理体制の構築を図り、行政と地域住民が話し合いながら一緒に取り組みを進めていくことができる「小湊フワガネク遺跡保存会（仮称）」のような組織の立ち上げを検討する。

同時並行して、今後保存を計画している範囲は、関係者の理解を得ながら史跡の追加指定に向けた取り組みを推進し、地権者の同意が得られた箇所から段階的に実現を図る。

畑地として利用されている史跡指定地は、地権者・営農者の高齢化により休耕地化が進行すると考えられ、伝統的農業景観の保全を図る手法を開発しながら、地権者の状況に応じた公有地化も視野に入れて検討を進めていく。

2 活用

史跡の調査・研究を継続的に推進し、その成果を活用しながら、史跡の価値や魅力を高めていく。

特に、史跡の調査・研究成果を活かした郷土教育の教材開発に取り組んでいく。

また、史跡の価値を啓発普及するために開発した体感プログラム「夜光貝アクセサリ―製作講座」は、引き続き博物館等の社会教育や小中学校等の学校教育の教育分野、観光分野において、広く活用を推進していく。「夜光貝アクセサリ―製作講座」は、奄美市立奄美博物館と小湊町内会（小湊婦人会）が連携・協力して開催する方式を確立する。

さらに史跡の啓発普及を図る講演会・講座等のイベントを地域住民や市民と協働で企画・開催し、史跡と地域資源が一体化し、まちの活性化に繋がる活用を推進していく。

同時に、史跡の持続的な情報発信体制を整え、世界自然遺産登録を視野に入れた観光資源としての活用プログラムを開発していく。

3 整備

史跡指定地を主対象として、農道の整備を進めながら、休耕地の環境整備を推進し、良好な営農環境を創出することで、畑地として遺跡及び景観の双方の保護を図る。

あわせて地権者・関係者の理解を得ながら、史跡の現地見学に対応した表示・解説板・標柱等のガイダンス機能の充実を図る。また世界自然遺産登録を視野に入れながら、史跡及び史跡周辺文化財群について、案内サイン等の誘導情報の有効な表示を図る。

史跡に関するガイダンス施設の整備計画の検討を進めていく。「小湊フワガネク遺跡整備検討委員会（仮称）」を発足させ、具体的な整備の方法を検討していく。

そのほか史跡が立地する砂丘地外縁部分について、自然災害等による被災の可能性のある箇所は補強等の保全措置を検討する。

第2節 中期計画（令和7～11年度）

1 保存

追加指定により面積が拡大していく史跡指定地における日常的管理の徹底を図り、史跡の保存を確実に維持していく。

農道の環境整備が完了した箇所については、安全・快適な利用が図れるように管理を行う。

未指定箇所については、引き続き関係者の理解を得ながら引き続き史跡の追加指定に向けた取り組みを推進し、中期計画の段階で全筆の指定を目指す。

史跡指定地は、地権者・営農者の高齢化により休耕地化が一層進行すると考えられ、引き続き伝統的農業景観の保全を図る手法を開発しながら、地権者の状況に応じた公有地化も視野に入れて検討を進めていく。

2 活用

史跡の調査・研究を継続的に推進し、その成果を国内外に発信、多角的に活用しながら、史跡の価値や魅力を一層高めていく。

史跡の調査・研究成果を活かした郷土教育教材は、内容の追加・更新を行い、充実化を図る。

「夜光貝アクセサリ製作講座」は、引き続き博物館等の社会教育や小中学校等の学校教育の教育分野、観光分野において、広く活用を推進していく。

史跡の啓発普及を図るイベントは、市民協働による取り組みを一層推進し、「小湊フワガネク遺跡保存会（仮称）」としてまちの活性化に繋がる活用を持続的に開催し、まちの誇りとなるような史跡を目指していく。

史跡とその活用事業群は、観光資源として周知を図り、国内外から奄美大島に訪れる観光客を史跡に誘導し、史跡の価値や魅力を発信する。

3 整備

史跡の価値をわかりやすく伝え、地域住民の現代生活に活かせる場所として、地域とともに成長できる史跡を目指す。

史跡指定地を含む周辺一帯における農道の整備を継続し、休耕地の環境整備を図りながら、畑地として遺跡及び景観の双方の保護を図る。地権者・関係者の理解を得ながら、公有地化等の一定の保護措置が図られた箇所は、史跡の現地見学に対応した表示・解説板・標柱等のガイダンス機能のさらなる充実を図り、安全・快適な利用が図れるように段階的に整備を進めていく。

史跡に関するガイダンス施設の整備に関しては、「小湊フワガネク遺跡整備検討委員会（仮称）」において「整備基本計画」の策定を図り、実現に向けた取り組みを進めていく。

また史跡が立地する砂丘地外縁部分について、自然災害等による被災の可能性のある箇所は引き続き補強等の保護措置を検討する。

第3節 長期計画（令和12～16年度）

1 保存

史跡指定地における日常的管理の徹底を図り、史跡の保存を確実に維持していく。史跡指定地は、地権者・営農者の高齢化により休耕地化が一層進行すると考えられ、引き続き伝統的農業景観の保全を図る手法を開発しながら、地権者の状況に応じた公有地化も視野に入れて検討を進めていく。

2 活用

史跡の調査・研究を継続的に推進し、その成果を国内外に発信、多角的に活用しながら、史跡の価値や魅力を一層高めていく。史跡の調査・研究成果を活かした郷土教育教材は、内容の追加・更新を行い、充実化を図る。史跡の啓発普及を図るイベントは、市民協働による取り組みを一層推進し、まちの活性化に繋がる活用事業群を持続的に開催し、観光資源として周知を図り、まちの誇りとなるような史跡を目指していく。

3 整備

史跡の価値をわかりやすく伝え、地域住民の現代生活に活かせる場所として、地域とともに成長できる史跡を目指す。史跡に関するガイダンス施設の整備に関しては、具体的な整備計画の策定を図り、実現に向けた取り組みを進めていく。また史跡が立地する砂丘地外縁部分について、自然災害等による被災の可能性のある箇所は引き続き補強等の保護措置を検討する。

	短期 (令和2～6年)	短期 (令和7～11年)	短期 (令和12～16年)
保存	<ul style="list-style-type: none"> ・小湊フワガネク遺跡保存会（仮称）の立ち上げ ・追加指定に向けた取組みの推進 ・伝統的農業景観の保全を図る手法の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地の日常的な管理 ・畑地の休耕地の草木等の管理 ・地権者の状況に応じた公有化の検討 	
活用	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土教育の教材開発 ・観光資源の活用プログラムの開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土教育教材の内容更新，充実化 ・国内外から訪れる観光客を史跡に誘導 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の調査・研究の推進 ・史跡の情報発信の推進 ・「夜光貝アクセサリ―製作講座」の推進 ・講演会・講座等の開催 	
整備	<ul style="list-style-type: none"> ・表示・解説板・標柱等の設置 ・史跡のガイダンス施設の整備計画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・表示・解説板・標柱等の充実 ・史跡のガイダンス施設の整備計画の策定 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・農道の整備 ・砂丘地外縁部分の保護措置の検討 	

表 35 史跡の保存・活用・整備における施策の計画スケジュール

[付 編]

1 小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 この要綱は、史跡小湊フワガネク遺跡を適正に保存管理しながら地域資源として活用し、地域振興に資する保存管理・活用整備計画を検討するため史跡小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、史跡小湊フワガネク遺跡に関する次の事項を所掌する。

- (1) 保存管理計画の策定に関する事項
- (2) 活用整備計画の策定に関する事項
- (3) その他保存管理及び活用整備計画策定のために必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、委員10人をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 地元内関係者
 - (3) 市役所関係者
- 2 委員会に、オブザーバーを若干名置くことができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、任命日から第2条に規定する所掌事務が終了した日までとする。

- 2 任期途中で辞職した委員の後任は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、奄美市教育委員会事務局において行う。

(補 足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年2月7日から施行する。

2 パブリックコメント抄録

保存活用計画書 該当箇所	意見の概要（要約）
<p align="center">第6章 史跡の保存</p>	<p>○小湊フワガネク遺跡は、ヤコウガイをはじめとする大型貝類を中心とした貝製品の製作加工が行われた遺跡であり、南西諸島では希有な遺跡であるという。それを考えるならば、この歴史を後世に残すことは大変重要であると考えられる。</p> <p>○小湊フワガネク遺跡から6～7世紀の土器や貝製品等が多数出土したというのは、大変すばらしいことである。小湊集落は、歴史のある集落であることが証明されたといえる。遺跡を良い状態で残していくことには大賛成である。</p> <p>○小湊小学校は、150年近い古い歴史がある学校であるが、生徒数もだいぶ減少している。過疎化が進んでいるのは、奄美大島のどこの集落も一緒であると思われるが、小湊フワガネク遺跡を保存していくことで、少しでも昔の小湊集落の賑わいが戻ってくれたらと思い、遺跡を保存していくことに大賛成である。</p>
<p align="center">第7章 史跡の活用</p>	<p>○計画書案では、地形等について、詳細に説明されているが、そうした自然条件が、貝製品づくりの拠点となることにどう関わっているのか、見えにくい感がある。「なぜ貝製品づくりの拠点が小湊だったのか」がわかるならば、小湊の「場所が持っている力」を知ることができるのではないかと。「場所が持っている力」を可視化することができるならば、住民が場所（土地）の特性を自覚することへ繋がり、場所（土地）の特性を活かした産業や事業の発想・展開にも繋がるのではないかと思う。それは観光プログラムづくりにも役立つのではないかと。活用の方向性のひとつとして、「場所が持っている力」を可視化する」取り組みがあってもよい。</p> <p>○史跡の周遊見学の内容が具体性に乏しい。周遊コースを地図で示す等の具体的内容にしてほしい。</p> <p>○史跡を見学するための順路を作してほしい。</p> <p>○発掘調査が行われた場所に、説明板を設置したり、遺跡を再現した展示物等があればよい。</p> <p>○空から観る小湊フワガネク遺跡の景観はすばらしい。この風景をディスプレイや印刷物で観るのではなく、直接観ることができるならばすばらしい体験になると思う。小湊フワガネク遺跡を見渡せる展望施設があればよいのではないかと。新規に設置できれば一番よいが、予算的な都合もあると思うので、まずは隣接する奄美看護福祉専門学校や小湊小学校の協力をいただき、屋上等から展望できるような可能性が探れないか。施設の管理上の問題等もあると思うが、ぜひ検討していただきたい。</p> <p>○小湊フワガネク遺跡の一带は、集落から近くて、子どもたちからスイカやイモ、いろいろな野菜を植えていた。ソテツがきれいなので、そのソテツ葉で運動会の時に校門にアーチを作って賑やかだった頃を思い出す。そのソテツが美しい景色も、小湊フワガネク遺跡にあるもうひとつの文化遺産であるような気がする。小湊フワガネク遺跡を保存することで、見学に来られる方が増えてきて、少しでも小湊集落が活性化していくとよい。</p> <p>○史跡や周辺文化財群の周遊コースやガイダンス施設など、いつ頃までにできるのか、整備計画の具体的なスケジュールを知りたい。</p> <p>○小湊フワガネク遺跡を大勢の人たちに周知してもらうため、国道沿い（朝戸入口付近）に大きな看板を設置して誘導する必要がある。</p>

<p style="text-align: center;">第 8 章 史跡の整備</p>	<p>○発掘調査した場所に、どのようなものが発見されたのか、説明板を設置してほしい。</p> <p>○今回の計画書作成は、小湊フワガネク遺跡の保存を進めていくいいチャンスだと思う。同時に、出土した夜光貝匙等の出土品の展示や、遺跡の解説などについて理解できる場所を確保して見学者を迎える必要性を感じる。手始めに小湊小学校新校舎か、奄美看護専門学校の一室を借りる等、小さくてもよいから、地元ガイダンス施設を整備することに取り組んだらいいのではないかと。また、遺跡が発掘調査された場所を中心として歴史コースとして見学道路を整備すれば、喜ばれると思う。</p> <p>○現地に出土品も展示できるようなガイダンス施設を整備してほしい。臨時的な展示場では困る。</p> <p>○発掘調査が行われた場所に、発掘調査時の様子を再現したり、貝製品の製作跡等が見ることができるガイダンス施設を整備してほしい。</p> <p>○宇宿貝塚史跡公園のような、遺跡の様子がよくわかるような展示施設を整備してほしい。</p> <p>●史跡の周辺に展示施設を整備する計画が、具体的に決まっているのか。</p> <p>○史跡一帯の畑地に遊歩道を整備して、誰でも自由に歩けるようになるとよい。</p> <p>○発掘調査した場所等を散策できるわかりやすい道路を整備してほしい。</p> <p>○小湊フワガネク遺跡の場所を何度かたずねられたことがあるが、説明するのも難しく、また道路の整備がされていないので案内できなかった。地元に住んでいる私たちが自信を持って教えられるように、道路の整備や、案内板・説明板の設置、遺跡があることがわかるような展示の工夫があればいいのと思う。世界自然遺産へ登録されたならば、小湊フワガネク遺跡を訪れる観光客も増えるに違いない。小湊フワガネク遺跡の整備をぜひお願いしたい。</p> <p>●小湊町内会で里道の伐採をしているが、道路の幅が狭すぎるので広くしてほしい。</p>
<p style="text-align: center;">第 9 章 計画策定に係る 組織体制</p>	<p>○地域の意識向上等のために、史跡の保存活用に取り組むための組織作りが必要だと思う。</p> <p>●小湊町内会の総会で、小湊フワガネク遺跡の保存活用委員会（仮称）を発足させて、この小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会と協力して、今後の保存活用に取り組んでいきたい。</p> <p>○この計画書に記載された内容を進めていくためには、市、教育委員会、博物館、専門家の先生方、地元のみなさん、さらには国・県も含めて、全体でスクラムを組んで推進していくことが必要である。大きな事業になるが、小湊フワガネク遺跡の保存活用事業の成功を祈っている。</p>
<p style="text-align: center;">第 10 章 実施計画</p>	<p>○今回の史跡保存活用計画策定は素晴らしいことだと思う。この計画を実現させるためには、長い時間を要すると思う。まず、①すぐに実施する事業、②少し先までかかる事業、③費用をかけて長期的に整備していく事業等について、スケジュールを地元住民に示したらよいのではないかとと思う。</p>
<p style="text-align: center;">その他</p>	<p>○もともと、故郷の小湊を PR できない寂しさがあった。今後、小湊フワガネク遺跡の保存活用が、今回の計画書にしたがって進められていくと、奄美大島の小湊集落には、立派な小湊フワガネク遺跡と美しいソテツ畑があると自信を持って言えるようになると思う。計画書で示されている取り組みが進められていけば、誰もが訪れたい小湊フワガネク遺跡になると思うし、地元で暮らす住民各自が、もっと小湊に誇りを持ち、自然も人も愛していくようになると思う。楽しみにしている。</p>

- : パブリックコメントで寄せられた意見
● : 住民説明会で出た意見

奄美市文化財叢書 9

史跡小湊フワガネク遺跡保存活用計画書

2020年3月31日発行

編集・発行 奄美市教育委員会

〒894-5555 奄美市名瀬幸町25番8号

印刷 (有) 奄美共同印刷

〒894-0021 奄美市名瀬伊津部町21番14号

